210.08
Ko5483
00712680

SAN-AISHA SHOTEN
電話神田二九七五番
三愛社書店

文學士

# 國史叢書

矢野太郎編

浮世の有様　六

國史研究會藏版

210.08
K05483

712680

# 例言

一、本編は浮世有樣卷之九下及び卷之十の前半を採收す。

一、本書載する所の大要は卷之九下は天保十一年・十二年・十四年の雜事にして、所記の大要を列記すれば、光格天皇崩御の記事及び補足として寬延以來、主上・仙洞・大御所・大樹等の諒闇薨去に關する諸布達、破戒僧の處刑及酒井侯所替に關し庄內百姓の騷動、支那阿片戰爭の風聞等を詳述し、卷之十前半は天保十四年一月より六月に至る諸布達及び印旛沼發掘の模樣等にして、此の時代の世相を赤裸々に記せしものなり。

一、一般讀誦の便を計り語尾を補ひ文字を略ぼ一定にし、又難解の文字に振假名を施し、假名に漢字をあつる等、其他既刊の諸書に同じ。

# 目次

## 浮世の有様巻之九下


天保十一年・十二年雑記　一頁
十一年十一月光格天皇崩……五
十二年正月山陵使派遣の行列……九
十一年十一月諒闇に付大坂の御觸……一一
寛延以來主上・大樹等諒闇薨去に關する記事……一六
寛延三年の御觸・寛延四年の觸・寶暦十一年の御觸・天明六年の御觸……三四
天保十一年御臺樣薨去に付ての觸……五六
天保十二年家齊薨去に關する葬儀及御觸……六一
家齊薨去に付て種々の洒落・狂文……六九
林肥後守・水野美濃守に關する記事……八一
松平大和守所替……八六
牧野侯國替……九〇
御殿廻狀の寫……一〇六
享保・寛政の御觸の寫……一一六
江戸より申來り候書付の寫……一二〇
破戒僧の處刑……一二五
成島邦之丞上書の寫……一三一
松平越中守心得書……一三八
諸家譜代へ上意の趣……一四三
矢部駿河守の捌き振……一四六
破戒僧處刑……一六一
衆人奉譽品……一六三
衆人奉拜品……一八二
酒井侯と羽州庄內……

唐國風說書……二二七
武家掟被仰候書付の寫……二三六

## 浮世の有様巻之十

天保十四年雜記
一月の御觸……二四五
二月の御觸……二四九
高島四郎太夫等江戸に召さる……二四九
濱田侯所替と海防……二五六
有賀湯……二六二
地獄御觸之趣……二六六
勘申白氣出現之事……二七五
三月の御觸……二七七
四月の御觸……二八二
淨光寺の怪奇……二九〇
五月の御觸……二九五
六月の御觸……二九八
在領の御觸……三〇二
江戸・大坂近在天領となる……三一〇
印旛沼工事の任命……三二四
御用金仰渡さる……三四六
歌仙……三六三

目次終



## 浮世の有様 巻之九下

天保十一庚子年十一月十九日、仙洞樣崩御遊ばされ、同十二辛丑年閏正月晦日、江府に於ても大御所家齊公薨去し給ひしにぞ、諒闇・御中陰・御葬等の事を書記しぬるに、寛延以來主上・仙洞・大樹・大御所・御臺樣等諒闇薨去等の事を、聊か書留め置きしにぞ、之も兼ねて心得べき事なれば、爰に書添へて置きぬ。然るに此度は、大御所薨去し給ひし後、不日にして、之まで姦惡なしぬる奥女中・諸役人等を追ひ退け給ふにぞ、種々の風說あり。大御所の御骸上野へ入らせられしも、感應寺の一件も、川越の欲心よりして所替の騷動を引出せしも、皆悉く姦臣と奥女中と心を合せ、此者共の姦計なることは、口なけれども天人をして之を言はしめ、其外にも浮說洒落文等にても其事を知りぬべし。御政道も正しくして、斯樣の騷動もなく、下の窘有らざれば、此度新に嚴重なる改革の御沙汰も有るまじき事なれ共、之迄賄賂に依りて諸株を

仙洞御所葬式の行列

も許され、物を〆賣りして其身を利し、奢を放にせられしも、皆夫より所あるが故なるべし。之に依りて實脫浮說洒落文等をも、予が聞きたる限りを書添へしかば、思はず紙數も增して、量らざるに大卷とはなりぬ。此卷九の下と記しぬれども、上卷より始めの事を書記せしこと多し。故に上卷天保十一庚子年已下と混じ見るべし。然らざれば、事の前後せしも多く有りと知るべし。故にその事をこゝに斷り置きぬるものなり。

天保十一庚子年十一月十九日曉、仙洞樣崩御。同十二月廿日夜御葬式、泉涌寺へ御行列之次第

町奉行本田筑前守 與力・同心・下雜色・同・上雜色・御付紋付高張・箱灯燈・同心・箱灯燈・同心・同・箱灯燈・同・小頭同・與力自分紋高張・箱灯燈・與力・御隨身・鈴木左近將曹・村田左近將曹・渡邊右近府生・三宅府生・下北面・頭同・同・同・同・同・村雲右近將曹・山本右近將曹・鈴木右近府生・藤木番長・同・松波右衞門少府・姉小路右衞門少府・速水右衞門少府・山形左衞門少府・細川左衞門少府・三上右衞門大府・藤木右衞門少府・堀川右衞門大府・岡本右衞門大府・松波右衞門大府・岡本左衞門少府・岡本右衞門少府・木河內守御煎・正親町中將・燒香者・院藏人・北小路勘解由次官・上北面・松宮豐前守・藤木刑部大丞・廳官・渡邊近江守・童子・同・御煎・六條中將・同・同・松室右衞門權丞・同・松尾日向守・橋本民部權少輔・同・初川宮內大丞・童子・同・牛・舍人・同・御車副・舍人・同・同・牛・同・同・同・牛・御車・同持・榻持・同・同持・棧持・同・御附小笠原安藝守與力・御附大鳥丹波守與力・雨皮持取次・主典代・土島左近少府・院所衆・大石大監物・召次・小山右近將曹・內藤隼人正・右番長一行・同心・掛竿持取次・主典代・井上左衞門少府・院所衆・佐々木刑部大丞・召次・石川右衞門大府・飯室左衞門大府・左番長二條左大臣・近衞內大臣・大炊御門前內大臣・花山院右大將・日野前大納言・萬里小路前大納言・鷹司左大將・一條大納言・冷泉民部卿・四辻前大納言・鷲尾前大納言・飛鳥井前大納言・葉室中納言・藤谷中納言・橋本中納言・九條中納言・高倉中納言・日野西前中納言・綾小路宰相・六條宰相中將・冷泉左衞門督・萬里小路左大辨宰相・久世前宰相・高松前宰相・倉橋刑部卿・豐岡大藏卿・武者小路三位・東久世三位・德大寺三位中將・西洞院三位・風早三位・高野三位・大原三位・外山三位・錦織治部卿・町尻三位・高倉三位・廣幡三位中將・殿上人日野西四位・清水谷少將・唐橋少納言・藤谷中將・同・三條西中將・橋本少將・西四辻右衞門佐・園少將・倉橋右馬頭・風早少將・平松安藝權守・高松備中權守・高野左衞門佐・千種大夫・細川新藏人・非藏人大・花園丹波權介・萩原遠江權介・裏松辨・三室戶右衞門佐・長谷美作權介・梅溪大夫・西土佐・松室備前・同大賀尾張・松尾武藏・同泉亭上野・松室越中・所司代牧野備前守・御目附佐々木三藏・御目附西伊豆・吉田安房・東辻信濃

山口采女・町奉行芝田日向守、

押右各御供略之。尤總人數凡壹萬人、酉上刻御出門、同曉寅泉涌寺へ入御。御道筋は堺町御門出御にて、三條を寺町五條の橋を東へ、伏見街道を南へ、泉涌寺へ入御あ

光明眞言供養の次第

らせらると云ふ。

所司代には三條寺迄御供を致し、夫れより三條を東へ馳せ拔け、五條橋の東へ到り、此處にて御待受けをなし、是よりして御先をなして泉涌寺に到ると云ふ。

御送葬の日よりして三七日の間、天子圍廬に籠らせ給ひ、供御は白粥を召上られ、御菜には燒鹽・梅干計りにて物忌をなし給ひ、紺紙に金泥を以て、光明眞言數百枚を御宸筆にて書せられ、是を黃金の寶塔に納め給ひ、正月十二日には三七日に當らせ給ふにぞ、大佛妙法院宮を召させられ、是を供養し給ふ其式左の如し。（此法式を沙法院宮至つて秘し給ひて、之を他に洩らし給はざりしを、好事の人種々心を盡して其宮の臣下眞所何かしより手に入れしを、予は密に借りて寫し置きぬ。）

天保十二年辛丑正月十二日、於舊院弘御所光明眞言供養次第

先公卿着座、次御導師參堂、次衆僧參堂、次門前洒水、次御導師着假座、次有職參進置法具、次御導師登禮盤、次前方使、次總禮、（衆僧起居禮三反、）次唄師發音、次殿上人賦華籠、次散華（有對揚、）次御宸筆光明眞言、（供養、作法）次啓白、（此間殿上人斂華籠、）次供養文、次唱禮、次驚覺、次九方便、次發願、（取次第）次五大願、（五大願畢助修念珠發音）次入行法、次振鈴、次甲四智、次五悔、次佛名（取如意、）次敎化（取如意、）次隨方回向、次御導師下禮盤、次賜布施、次撤御導師之布施、次衆僧出堂、次有職參進持法具出堂、次御導師出堂、次公卿退出。

右

御導師、妙法院宮二品敎仁法親王　山門僧正・衆僧之徒

同閏正月廿七日山陵使發遣行列之書

山陵使の行列

（太上天皇、御諡號光格天皇と稱奉る）六門並雜色等前後警固、（太政官直丁代・持楮・太政官直丁代・持楮・）御幣櫃（擔夫二人荷之・）雜給幣（擔夫一人肩之）內舍人（居飼神原中務少錄・信董）・騎馬（雜色白丁舍人・同）・藤堂（左馬大老・）・中原景恕（騎馬・雜色白丁・同）・內豎（舍人渡邊主計助）・珍賞朝臣（騎馬・雜色白丁・同）・誅策命使（兼奉幣使・六口定番先拂・素襖・走雜色・同・素袍・同・同）・前駈傘・同同同同・（居飼種田）和泉守貞行・（雜色・居飼信濃小路・同）民部少輔季重（騎馬・居飼牧）式部少輔義備（雜色・居飼高橋・同）兵庫頭俊璹朝臣（騎馬・雜色・居飼高橋・同）兵部大輔俊彥朝臣（騎馬・雜色・上田・同）左番長源定衞（騎馬・舍人・同）・長官鷹司左大將殿（騎馬・侍職部佐紀直溫・同・左兵衞大尉穗積重弘・居飼舍人長・近衞同同・近衞同）・傘雜色長・（水口）左近府生・身部淸胤（上品雜色・同同同・下品雜色・同同同・待從者・郎等・雜色・雜色長從者・郎等同・素襖同・同・同同同・同・同同同・待從者・同・同・番長從者・同・素襖同・）扈從殿上人・（舍人西四辻）右兵衞佐公路朝臣（騎馬・隨身・同）・小舍人童・（雜色同・白丁・雜色同・白丁）傘・（舍人藤谷）左近衞權中將爲知朝臣（騎

馬・小舍人童・隨身同・雜色白丁・隨身同・雜色白丁・傘・次官・正親町三條右近衛權中將實愛朝臣騎馬舍人・隨身同・小隨身同・小舍人童・雜色同同同・舍人童・雜色同同同・傘・舍人・諸大夫・周防守藤原範胤騎馬・雜色同・雜色同・傘・誄人兼諸陵使・走・雜色・走・雜色・舍人・辨侍・三崎大舍人大屬源時習騎馬・雜色舍人・右客掌・峯式部少丞紀親成騎馬・雜色舍人・東防城同同右大辨・騎馬・雜色同同同・雜色同同同・傘走・走舍人・久世右近衛權少將通熙朝臣騎馬舍人・隨身・小舍人童・雜色同同同・小舍人童・雜色同同同・白丁・同・同・白丁・同・傘・舍人諸大夫騎馬・雜色・雜色・傘・舍人・侍騎馬郎等走・同・雜色・同・同・龍舍人・廣橋侍從胤保騎馬內大臣殿御馬・內大臣殿御廐舍人・小舍人童・同同・下品雜色同・同・同・下品雜色同・關白殿御隨身水口右番長・身人部清廣騎馬・仲間・郎等・同・居飼・同侍騎馬・仲間・郎等・郡行

詔　諡者德之表行之迹、周家之遺訓、我國之舊典也。仰以太上天皇、叡哲溫恭、以御萬民、清肅嚴默、以臨四海、不治而人自化、無爲而事寔成。履唐堯之典、星辰軌道行虞舜之政、風雨順時上下平章、咸歌臨雲之慶、華夷協和、俱承就日之輝、於是蔑物不得其行、靡人弗蒙其恩。蕩々仁化溢於四表、宣上大號以旌盛德、雖禮文之久闕奈、孝思之無已。爰上尊諡、恭稱光格天皇。庶幾傳大名於萬代、與乾坤以長施、揚茂實於千秋、與日月而久照。普告天下、陴知朕意、主者施行。

光格天皇と高松公祐

天保十二年閏正月廿七日

大宮御所稱奉新清和院、女院・四條院以來奉葬泉涌寺。山陵之事中絕、今度山陵使御再興。天皇號之事、年久御中絕、皆院號を授け奉らるゝの處、今度天皇號・御諡號、山陵使を立てさせらるゝ事、復古の御時節、山陵使の官も定めて此後は立てさせらるゝことなるべし。

高松公祐卿には、分きて仙洞樣の叡慮に叶はせられて、常に御側に侍從し給ひ和歌をよみ給へば、宸筆を染めて之をなほさせ給へる事など常の事にして、恩遇他に異なりしに、此度崩御あらせられし事なれば、哀傷に堪へ給はず、御所に於て御尊棺へ關白を始め、公卿・殿上人に至る迄御燒香あらせられし時、此卿ばかりは泣伏して居給ふにぞ、殿下より「公祐は如何なれば御燒香を致されざるや、」と仰せられしにぞ、其答に「常に御側に伺候して、恩遇を蒙れる事の有難かりしを思出しにぞ、悲しみに堪へずして、覺えずしてかくの仕合なりし」とて、直に燒香し給ひ、其座に於て歌九首をよみ給ひて、これ臣が今生に於て歌の詠み納めなり。歌を考ふるについて

公祐の詠歌

は君の恩遇の深かりし事の思出でられて、戀しき事絶ゆる事なく、涙に噎びて言葉も出て難しとて、涙を拭ひつゝ、

かしこくも心にうけしつかひまていふべくもなく悲しかりけり

愚なるおいがことばも今よりはいかでか君にきこえあげまし

今よりはいかなるつてに聞えあげん殘るもかなし老が一とこと

君がめぐみ七十年ちかし大かたの悲しき事の限りなりける

喜御が惠み七十年近しかり衣なみだに添へて末つきあまさん

萬代もまつはと思ひしおこたりを思ふも今はくいのやちたび

いとけなきかむりをかけておほけなき惠みを今はいかゝ報はん

むくふべき道をも知らて愚なる身のおこたりをいかにとぞせん

いとまめてつひの御幸に顧みては仕へまほしやなむ阿彌陀佛

かやうに卽座にしてこれを詠み終り、之ぞ臣が一生のよみ納めなりとて、伏沈みぬ。

給ひしにぞ、殿下を始め公卿何れも感涙を催されしといふ。此歌叡聞に達せしかば之をあはれに思召され、上皇の御棺の內へ之を納められしと云ふ。有難き事と云ふべし。右の外殿下を始め諸司・百官、御追悼の歌限りなき事にして、悉く之を記すときは、數卷に及びぬることなれば、その紙數の多きを厭ひて之を略す。下に記せる三首の和歌は地下人の讀みしなり。中にも及びなきの歌は、町家の女子十四五歳計りの者のよみたるなりと云ふ。

天か下しぼらぬ袖はなかりけり大內山の峯のしぐれに

秋春のいてましどころ道かへてこは何處へか御幸なるらん

及びなき雲の上なるなげきには天が下にし濡るゝそでかな

御中院中、洛中・洛外二町毎に自身番詰所を構へ、晝夜とも町人共之へ詰め、至つて嚴重の事にして御停止を相守りしと云ふ。されども大御所の御停止に比すれば、至つて手輕きことなりしと云へり。大御所の御停止には、一町毎に自身番所を構へ、何事も之に準じ至つて嚴重なることなりとて、種々の風說をなせしなり。

諸司代を始め御附町奉行、其外諸侯の藏屋敷等、正月に門松・七五三飾をなし、傳奏より御察當を受けしと云ふ。斯樣のことにても其緩かなるを知るべし。

大阪の御觸

天保十一年、十二年雜記

仙洞御所去る十九日崩御の旨申來り候間、今日ゟ重て差免候迄は、町中物靜に仕り鳴物停止、道頓堀其外諸芝居幷普請可〻相止一候。彌〻以て火の元等念を入れ可レ申候。公事訴訟聞候義も差延べ候。右の趣三郷町中可〻觸知一者也。

天保十一年子十一月廿二日　石見　伊賀

北組惣年寄

右御觸書の趣慥に奉承知候已上。

覺

一、普請の儀明廿六日より差免し候事。一、明後廿七日より公事訴訟可レ令〻載許一候事。

一、鳴物の儀は、追而可〻差免一候事。

子十一月

北組惣年寄

右の通り被〻仰出一候間、町々末々迄不レ洩樣入レ念可〻申付一候。

右御觸書の趣奉〻承知一候。

覺

一、鳴物停止の儀、明三日より差免し候事。

子十一月

北組惣年寄

## 寛政の御觸

十二月二日

右の通り被〻仰出一候間、町々入レ念可〻相觸一候、已上。

子十二月

北組惣年寄

右御觸書の趣慥に奉〻承知一候。

附

覺

仙洞御所、昨廿三日崩御の旨申來り候間、今日より重而差免候迄は、町中物靜に仕り鳴物停止、道頓堀・安治川・堀江・曾根崎新地・芝居、幷普請可〻相止一候。彌〻以て火の元等念を入れ可レ申候。公事訴訟聞候儀も相延候。

右の趣三郷町中可〻相觸一候。

寛延三年午四月廿四日

御口上にて御仰出の覺

此節は火の元の儀、別に入念用心等嚴敷く仕り、盜賊の沙汰も無レ之樣に相心得、隨

分町物静に可レ仕候。所々にて子供いかのぼりをのぼせ候儀、此節は堅く致させ間敷候。心得違有之候ても難儀可レ致候間、借家末々迄も入念可二申聞一候事。右の趣銘々承知の上、借家へは家主より入レ念、裏借家末々の者迄可二申聞一候。尤も此節常に心を付け可レ申候。已上。

四月廿四日　　覺

年寄

一、鳴物の儀、明八日より差免候事。

午五月七日

右の趣被二仰出一候間、町内可レ被二相觸一候。尤も御口上にて被二仰渡一候は、明朝より御差免す事に候間、今夜中は相慎み、心得違ひ無レ之様可レ仕旨、被二仰出一候。末々迄入念可レ被二申付一候。已上。

五月七日　　北組惣年寄

櫻町院樣、明十八日御葬送、來る廿一日より御法事始り候由にて候。右御法事中、彌以て火の元入念候樣に、三鄕町中可二相觸一候事。

五月十七日

御中院盡七日。初七日五月廿一日　二七日同廿四日　三七日同廿七日　四七日同三十日　五七日六月一日　六七日同三日　盡七日同七日

午五月十七日

右御書付の上、御口上にて先達鳴物御停止中にも、町中にて手過其外何角と申出候事共間々有レ之候。被二仰出一の趣未々迄不二行屆一樣に被二思召一候。御法事中萬事相慎み、火の元之儀は不レ及レ申、騷敷き儀など無レ之樣に可二相心得一旨、被二仰出一候間、此旨銘々承知の上、末々迄入レ念可二申聞一候。已上。

午五月十七日　　年寄

主上御不豫の處、御養生不レ被レ爲レ叶、今二十一日寅の刻崩御の旨申來り候間、（以下一頁の覺に同じ略す）

右の通り、被二仰出一候間、御承知の上家主より借家末々迄、不レ洩樣特と可レ被二申渡一候。

寛延三午年七月　　年寄

覺

一、普請鳴物共明日より差免候事。一、來る五日より公事訴訟令載許候事。以上。

午八月朔日

右の通り被仰渡候間、三鄕町中可相觸知者也。

北組總年寄中

右の通り被仰渡候間、銘々御承知の上、借家へは家主より早々可申聞候。

年寄

寶暦十二午年七月二十一日先帝崩御、寶算二十二。凶事傳奏、庭田大納言重熈。同奉行、中御門右中辨俊臣。凶事傳奏は御葬送以下、般舟泉涌の事を司るなり。諒闇傳奏、正親町院大納言實連。同奉行、櫛笥中將隆賢。「右の行章倚廬殿渡御、汚還御、親ら諒闇に入り給うて、一年御服中に入らせ給ふを御殿一まきを主るとなり。

泉涌寺傳奏、勸修寺侍從・甘露寺前大師後見・般舟院傳奏、萬里小路前大納言賴房、倚廬殿は新帝御豫中の御殿なり。竹を以て作る。勿論木の類は、松木を澁墨に塗るなり。御學文所の床板をはづし、土間にして猫飼と申す物をして、藁にて編めるものなり。其上竹の御帳臺を立つる。總體その內、近江表を以て圍ふ。御簾は葭にてあみ、鼠色の緣をとり、都て鈍色といふもの、こい花色・鼠等を用ゆ。右御殿は、御葬送の日又は翌日、自ら入らせ給ふ。十二日其處に居給ふ。

諒闇御構

諒闇御構　清涼殿に之を錺り、御帳臺以下御座一式檜木の木地にして、鼠の御帷をかけ、几帳同事。御座も原疊鼠緣、葭簾鈍色なり。右倚廬殿を還御の後、十三月入らせ給ふなり。

桃園院御棺葬儀の供奉

奉稱桃園院、御棺長さ九尺八寸、幅六尺三寸、高さ四尺八寸、六百五十貫目。御屋臺二百三十貫目、御車長さ二丈六尺五寸、幅一丈四尺八寸、牛三疋。御屋形檜木、網代車澁黑塗なり。供奉、左大臣尙實公・前內大臣・葉室一位賴胤・廣橋左大納言兼胤・淸水谷大納言實榮・姉小路大納言公文・二條大納言重長・中山前大納言榮親・松木前大納言宗長・難波前大納言宗定・冷泉前大納言爲時・庭田前大納言重熈・山科中納言賴長・平松

吉宗薨去に就ての御觸

大納言時行・四辻中納言公事・清閑寺中將益房・芝山中將重豐・高辻中將家長・石井宰相行忠・六條宰相有榮・伏原三位宣條・日野頭辨資枝・櫛笥頭中將隆賢・岡崎國榮。

七月二十七日　宣下　近衞關白前左大臣內前公

寬延四未年、大御所吉宗公被レ遊二薨去一候節の御觸、

口上にて申渡覺

大御所樣、當月二十日被レ遊二薨御一候間、町中諸事穩便に可レ仕候。普請・鳴物・諸芝居幷傾城町商賣をも追而差免候迄は相止候。此節町中自身番・火の元別して入念可レ申候。公事訴訟も重ねて令二案內一候迄は不レ承候間、右の趣三鄕町中可二相觸知一候。

寬延四未年六月二十三日

右の趣只今被二仰渡一候間、銘々承知の上、借家へは今晚早々可レ被二申渡一候。已上。

年寄

殺生の儀相觸可レ申候。尤も京橋・玉造・雜喉場の邊、餌刺獵師へ可二申付一候。

右の通り御口上にて被二仰渡一候間、殺生の儀相愼み候樣、可レ被二申付一候。已上。

鳴物停止の布達

六月二十四日

右の趣奉二承知一候。町內末々迄爲二申聞一、急度爲二相守一可レ申候。爲レ其町中年寄判形仍而如レ件。右の趣只今申來り候間、銘々承知の上、借家へは家主より今晚早々可レ被二申聞一候。已上

北組總年寄

覺

一、此節穩便に仕り鳴物御停止、先達御書付を以て被二仰出一候。江戶表にては、斯樣の節は見世をもしめ、物靜に仕り居候事に候。大坂事は是迄左樣に被二仰付一も無レ之、所の風儀も有レ之者故、俄に御直し被レ成候儀にては無レ之候得共、總體見世先にて涼み候とても、喧嘩口論は不レ及レ申、聲高に噺などいたし、又は念佛の鉦音高く猥りに叩き、子供躰も喧しく立騷ぎ候體、甚だ不埒にて惡敷候。右體の儀物靜に可レ致候。於二御奉行所一御沙汰有レ之、此方共相心得、隨分穩便に仕り候樣に可二申渡一旨被二仰出一候。

一、神明・六齋の夜市幷順慶町常夜店抔も差控へ可レ申候。追而差免可レ被二相成一候。御



年寄

葬送も無レ之内、別て右體の儀可二相慎一事に候。已上

六月二十五日　北組總年寄中

右の趣慥に奉二承知一候。町内末々の者迄不レ洩様に申聞かせ、猥りの儀無レ之様、急度爲二相守一可レ申候。爲レ其町々年寄判形仍而如レ件。

覺

一、遊山船・網打船川々へ出て候趣相見え候。右體の儀は此節は可二相慎一事。

一、船作事致間敷候。兩川口邊は勿論、川々の外にても作事致間敷候。尤も船大工有之町々は、別て入念可二申聞一候事。

一、諸事參詣人の儀、平日と不レ替相見え候。此節は格別に可レ相慎(カ)事。

一、町方葬禮の儀隨分穩密に取斗ひ可レ申筈に候。佛事故と存し心得違ひ、花麗かまく致間敷事。

一、川々に鱣商賣船出し候由相見え候。此節相止め可レ申事。

右の趣、町々末々迄相愼み候様入念可レ被二申聞一候。

六月二十七日　北組總年寄

右被二仰出一候趣奉二承知一候。町内末々迄入念爲二申聞一、急度爲二相守一可レ申候。爲レ其町年寄判形仍而如レ件。

同日　年寄

右御觸書の趣慥に承知仕候。仍而印形如レ件。　町人中連印

覺

一、此節御停止に付、致二自身番一候様被二仰付一候處、町人心得違ひ、自身番所へ名代差出候者多く相見え候條、年寄相改め不念無レ之様可レ被二取計一候。尤も番人町中火の元度々相見廻り候様に可レ被二申渡一候。已上。

閏六月七日　北組總年寄

覺

一、道具市商賣の事、樽商賣の事、吹屋商賣の事、鑄物師商賣の事、於二川口一船小繕の

事、但嵩高成る普請繕同前の事に候間、追々右は家業の儀に候間、嵩高に無之様商賣可致候
被レ遊二御免一候迄相止可二居申一候。

尤も右に準じ候商賣體の者共も、同前に相心得可レ申旨、被二仰渡一候。

右の趣町々年寄承知、間違無之様可レ被二申聞一候。已上。

閏六月七日　　北組總年寄

右兩樣御書付の趣、銘々慥に承知可レ有之候。尤も借家へは家主より入念可レ被二申渡
候。尤申談候通り、自身番出勤名代被二差出一候儀、堅く無用に候。借家へも右の通
り可レ被二申渡一候。已上。

閏六月七日　　年寄

覺

普請の儀、今日より差免し候事。

未閏六月十日

右の通り被二仰出一候間、町内早々可二相觸一候。已上。

六月十日　　北組總年寄



公事訴訟の儀、來る廿七日より令二載許一候間、三鄕町中可二相觸一候。已上。

覺

一、町中小借家幷裏借家に罷在候木綿賃繰仕候者、繰綿にしめり不レ仕樣に、家主町
人より入念可二申付一候。若し相背き候者有レ之候はゞ、家主迄可レ爲二越度一事。

一、當月廿四日、町中小供集り地藏祭致し候祭の分は、其邊には往來の女童に妨げ
致すを難儀に及び、沙汰の限りに候。町々町代入念可二申付一候。若し不屆の仕方有レ之
候はゞ、町代可レ爲二越度一事。

右の趣承知仕候。私共町内年寄へ申達し、町内へ入
念可二申付一候。爲レ其町々町代判形仕差上候。已上。

七月

大御所有德院樣（吉宗公）御葬式

高張灯燈同諏訪文九郎・齋藤三右衞門・御馬・高張・御挾箱・同同同・手挑燈・御蓋傘・手挑燈・御日傘・手灯燈・御雨傘・
同　手灯燈・御床机・手灯燈・御曲錄・大御所樣付御徒士一人・御具足・手灯燈　御本丸付御小人目付二人・御具足
同　同　奉行一人・大御所樣付御目付一人・高張・同・大御所樣付御徒士一人・同・
一人　同　御本丸付・御長刀・手挑燈・同・大御所樣付御徒士一人・同・
同　同　小十人頭二人

天保十一年、十二年雜記

高灯燈・御本丸付御同朋二人御香爐持・手灯燈・手挑燈・同御刀・大御所様付御小性二人替り〳〵持・高挑燈・付札
同　同　同　同・御脇持・同　御小性一人　同　御老
落髪・高挑燈・出家・手挑燈・高家手挑燈・付札小笠原石見守・御棺・手挑燈・出家・御駕籠頭・組之者
中右近將監・同　同　同　付札堀田加賀守　同　同　手挑燈若年
寄戸田淡路守・若年寄・付札板倉・御小納戸御小性・御槍・中奥御小性・中奥御番・手灯燈・大御所様付御
佐渡守・御側衆・御小性　同　御本丸付御
目付一人・手挑燈・大御前所様付小普請奉行一人・手挑燈・御徒士目付一人・御本丸御小人目付二人・手挑燈・御槍・
目付一人・同　同　御膳奉行一人　同　同　徒目付一人・同　同　同
同・御中間頭一人御鐵砲・高灯燈・大御所様付御小性番頭一人・大御所様付御目付一人・
同・御具足大鼓役御小人頭一人御草履取・同　御本丸付御書院番頭一人
高挑燈・兩番御供押・手灯燈・御徒士押・御小人押・此間一丁程引下ゲ・高張・兩番御供押・手挑燈・御徒士押・御
同　同　同　同　同　同　同　同
小人押・御徒士同勢・高張・手灯燈・同・御徒士押・手灯燈・御小人押・同勢馬槍・挾箱
同　同　同　同

吉宗薨御の節の御觸

寶暦十一辛巳年六月大御所様（家重公）薨御之節御觸書之寫

覺

大御所様當月十二日、被遊薨御候間、……（以下一一頁に同じ）

巳六月十七日

覺

餌刺漁師其外も殺生等、尤も可愼事。總年寄中より口上を以て被仰渡候。

一、往來の人、端歌・淨瑠璃かたり通り候はゞ、於其町早速相止め可申候。若し違背仕候者有之候はゞ、其所にて早速捕へ、御番所へ御斷り可申上事。

一、六齋の夜市幷常夜店不出候樣に可仕事。一、濱先にうなぎ船差置き申間敷事。

一、葬禮等仕候共、穩便に可仕事。一、諸方神社參詣可相愼事。一、此節祭禮挑燈差出有之町々、早速取入れ可申事。一、町々店先にて大方に咄致間敷、尤夜分は店を締め諸事愼可申事。一、自身番今晩ゟ可致候。一諸役人衆晝夜御見廻り被遊候間、無作法無之樣可致事。右の通り仰出され候間、家内は不及申、借家へは家主より不洩樣に早々可申聞候。已上。

六月十四日　年寄

覺

一、御穩便中に候間、總體見世先に涼み候とても、喧嘩口論は不及申、嵩高に噺し致し、くはへ煙管等・念佛の鉦音高く猥りに叩き、子供翫も、かしましく立騷ぎ候體、甚だ不敬にて惡しく候。右體の儀物靜に致候筈に候間、隨分物靜に可致事。

一、神明六齋の夜市、順慶町常夜市は勿論、其外の夜店の商ひ店、追つて御差免被ㇾ成候迄は、相止居可ㇾ申候。尤も都て人立多く無ㇾ之様に於ㇾ町々ㇾ心を附け可ㇾ申事。

一、遊山船・網船等、川に出し候儀急度相慎み可ㇾ申事。一、川口邊は勿論、川々にても此節船作事致間敷候。小繕等も相慎み可ㇾ申候。別けて船大工有ㇾ之町々は、入念可ㇾ申聞ㇾ事。一、諸方參詣人の儀、此節格別に相慎むべき事。一、町方葬禮の儀、隨分穩密に取計ひ可ㇾ申候。佛事故と存じ、心得違ひ華麗が間敷致間敷事。一、川々に鱣商賣船差置く間敷事。一、俵物水揚船積の儀は、穩便中は隨分物靜に可ㇾ取計ㇾ候。別て藏屋敷の名代・藏元の町人共へ入念可ㇾ申聞ㇾ事。一、道具市商賣・樽商賣・吹屋商賣・鍛冶幷鑄物師・絞り油屋商賣、大道にて米搗の事、戸障子商賣・吹子屋商賣・さらさや・足袋屋幷洗濯物の類打物の事。右は〔嵩カ〕重高なる商賣に候間、此節隨分相慎み可ㇾ申候。商賣御差止被ㇾ成候にては無ㇾ之候得共、重高に無ㇾ之様質素に可ㇾ致候。尤も右に準じ候商賣筋の者共、同前相心得可ㇾ申候事。

右の通り町々に於て、心得違ひ無ㇾ之様、末々迄特と可ㇾ申聞ㇾ候。以上。

北組總年寄中

六月廿日

右御書付の趣慥に奉承知候。町内家持・借家末々の者迄、不ㇾ洩様爲ㇾ申聞、急度相守らせ可ㇾ申候。爲ㇾ其町々年寄判形仍而如ㇾ件。

右の通り被ㇾ仰渡ㇾ候間、家内は不ㇾ及ㇾ申、借家は家主方不ㇾ洩様早々可ㇾ申聞ㇾ候。已上。

年寄

巳六月廿日

明四日於ㇾ江戸御表ㇾ大御所様御尊棺御葬送有ㇾ之間、彌々諸事相慎み、別て火の元入念候様被ㇾ仰出ㇾ候。右の通り可ㇾ相心得ㇾ候、已上。

北組總年寄中

巳七月三日

右の通り被ㇾ仰出ㇾ候間、御承知の上、家主方借家末々迄、不ㇾ洩様可ㇾ申聞ㇾ候。已上。

年寄

普請の儀は、追て差免し候迄、彌々相慎むべき事。

右の趣被ㇾ仰渡ㇾ候間御承知の上、家主方借家末々迄、不ㇾ洩様可ㇾ申聞ㇾ候。已上。

年寄

一、明十一日より普請差免し候事。一、平野町神明幷順慶町夜市の儀、明十一日より差免候事。

巳七月十日

右の通り被二仰出一候。猶又夜市の儀、右場所の外にも有レ之候はゞ、同事に相心得可レ申旨、被二仰渡一候。此段心得違ひ無レ之様可二相觸一候。已上。

巳七月十日　北組總年寄中

右の通り被二仰渡一候間、――――（原本ノマヽ）　年寄

覺

一、於二町々一地藏祭致候事、此節相止め可レ申事。

一、聖靈祭送水燈（火カ）の儀、差止め可レ申事。

一、精靈迎火・送火軒下にて焚き候儀、重高に無レ之様、常體ゟ穩密に可レ致事。

一、町中にて高燈籠上げ候儀は遠慮有レ之べくの事に候。

右の通り於二町々一心得違ひ無レ之様可二申付一候。已上。

右の通り被二仰渡一候間御承知の上――――（原本ノマヽ）　年寄

鳴物の儀從二江戸一被二仰下一迄は、是迄の通り可二相心得一事。

町中自身番は、明三日より差免し候。右の趣御城代松平周防守殿へ伺の上、被二仰聞一候。

右の趣可レ得二其意一候。

巳八月二日　北組總年寄

右の通り被二仰出一候間、於二町々一末々迄心得違ひ無レ之様、入念相觸れ可レ申候。已上。

同日　年寄

右の趣被二仰渡一候間、御承知可二相成一候。已上。

鳴物の儀は、先達被二仰出一候通り、重て御免被レ成候迄は、彌〻可二相愼一候。右の外渡世に致し候放下師・謡・小歌淨瑠璃・物眞似等にて、物貰ひ候者は、御免被レ成候。尤も右體の者も鳴物は差加へ候儀は、決して不二相成一候間、此旨末々迄心得違ひ無レ之様、

特と可ニ申聞一候。已上。

八月四日　　北組總年寄中

右御書付の趣、慥に奉ニ承知一候。町内家持・借家末々迄、不レ洩樣爲ニ申聞一、急度爲ニ相守一可レ申候。爲レ其町々年寄判形仍而如レ件

鳴物の儀、所作仕候者計り、去る三日ゟ可ニ差免一旨、於ニ江戸表一被ニ仰渡一候間、此表も差免候。其段可ニ相心得一候。右の趣三郷町中可ニ相觸知一者也。

八月　　北組總年寄中

右の通り被ニ仰出一候間。於ニ町々一心得違ひ無レ之樣に、入念早々可ニ相觸一候。已上。

八月六日

來る十八日より公事訴訟御聞き可レ被レ遊旨、被ニ仰渡一候間、此旨町々早々相觸れ可レ申候。已上。

八月十一日　　年寄

右の趣被ニ仰渡一候間、――（原本ノマヽ）



只今於ニ總會所一總年寄中被ニ仰渡一候は、先達鳴物の儀、所作仕候者御免被レ遊候處、町々にて心得違ひの趣及ニ御聞一被レ遊、鳴物の儀は一體に御免被レ遊候儀、猶又心得違ひ無レ之樣、可ニ申渡一旨被ニ仰渡一候。此段宗旨頭町被ニ仰聞一候。御承知可レ被レ成候。已上。

巳八月十一日　　年寄

一、大御所樣御儀、惇信院樣と奉レ稱候御事。

遠島・追放・所拂等の御仕置申付候者の內、當時存命にて罷在候者に候はゞ、其者の親類身寄の者か、又は其所の者ゟ赦免願度者共、御仕置に相成候者の名前幷何年以前如何體の科にて、何の御仕置に相成候譯書記し、當月廿五日迄に月番方番所へ可ニ訴出一者也。

寶曆十一辛巳年十月

天明六午年公方樣（家治公）御薨御之節、御觸書の寫

公方樣當月八日被レ遊ニ薨御一候間、町中諸事穩便に可レ致候。普請都て鳴物・諸芝居幷傾城町商賣をも追て御差免迄は令ニ停止一候。此節町中自身番、火の元別て入念可レ申

候。公事訴訟も、重て令ニ沙汰一迄は不レ承候間、右の趣三郷町中可ニ觸知一者也。

午九月十三日　土佐御後　　北組總年寄

御口達にて被ニ仰渡一候

此節の儀に付、火の元以下嚴重に致し、町中木戸暮六つ時限りにゞめ、自身番等別て無レ怠樣、町々不ニ相洩一樣急度可ニ申渡一候。

口上の覺（條文二三―二四頁に同じ略す）

右は御差止め被レ成候には無レ之候得共、重高なる商賣に付、御時節柄、格別重き御儀に候へば、銘々相愼むべき事に候條、心得違ひ無レ之樣可レ致旨可ニ申聞一事。

右の通り町々末々迄不レ洩樣可ニ申聞一候。

右の通り被ニ仰出一候間、此段承知可レ有レ之候。以上。

午九月十三日　　北組總年寄

此節穩便に付、諸事相愼み可レ申旨、尚更御口達を以て被ニ仰出一候。一時にて相觸れ候所、嵩高の商賣にても此間相達し候箇條に無レ之儀は、一向愼む體無レ之事に候。御書付箇條に無レ之とも、嵩高なる商賣體は急度相愼み可レ申候。町々觸方不行屆・不ニ取斗一の趣に及ニ御聞一、御沙汰有レ之間、何商賣に不レ寄、店先嵩高の商賣居細工水揚大道にて荷造り等迄も、銘々隨分相愼み可レ申事に候。此度格別重き御穩便中に候へば、猶以て町内末々迄嚴重に申付け、急度相愼み可レ申候。已上。

九月十五日　　北組總會所印

御時節柄に付、一昨十三日商賣向其外等の儀も差留め、又は愼み方の儀相觸れ置き候處、桶類商賣致候者抔、其外にも嵩高なる渡世の內、平日の通り心得、聊不遠慮・不愼の趣にも相聞え候。別て重き御時節柄の儀故、音高き商賣筋に不レ限、其外の諸商賣人共迄も一統急度相愼み、町中物靜に可レ致勿論に候處、其辨へも無レ之 差留めの箇條に無レ之分は、物音高き商賣筋にても不レ苦儀と、心得違ひ候哉にも相聞え候 如何の儀に候商賣人に寄り、至つて身輕き者共多分有レ之、心得違ひ可レ有レ之候に付、町々年寄は勿論、家主は尚更入念申付け、急度相愼み、職商賣等可レ致事に候條、少しも不敬無之樣可レ致候。

天保十一年、十二年雜記

一、夜分麵類其外にも荷ひ賣致す者の內、火焚持歩行候類有之趣に付、御時節柄の儀差留め可申候得共、別て身輕き者共、其日を送り候趣にも相聞え候間、商賣は不差留、併し平日とても、往來火を焚き持歩行の儀は致間敷儀に付、此節尚更可相愼事に候條、火を焚き持歩行の儀、堅く致間敷候。此上不愼の者有之者、急度可令沙汰候。

午九月十五日

覺

一、米銀相場・川筋漁舟渡世の者・殺生渡世の者・鱣船渡世の者・絞り油屋渡世の者。右の類昨日より御免被成候。此段承知可有之候。已上。

九月十七日

北組總會所

一、傾城町商賣の事、鳴物の外都て音高き職商賣類の事、青物市・雜喉場魚市の事、備前島川魚市、右職商賣等明十九日より差免し候。尤も御穩便中故、銘々嵩高に無之樣物靜に致し、火取扱の儀は尚更入念可申候事。



宗旨頭町年寄總會所へ被召呼、左の通り被仰渡

一、重き御時節柄の儀に付、火の元入念嚴重に致し、町中木戸暮六ツ時限りより閉、自身番無怠樣可致候。等閑の町々も有之故哉、捨子又は盜賊入候所等數口有之、甚だ以て如何の事に候。暮時限り木戸を閉、其所の番人往來有之節は明け遣し、又は前々より木戸無之町境目等には、番人差置き、自身番增し番人等、町內度々相廻り候へば、自ら怪しき者難立入、盜賊幷捨子等決して無之所、全く番の仕方等閑故と相聞え、不埒の事に候。町々より自身番申付け候儀は重き御時節柄故、都て非常の筋無之爲に候へば、町人共一同申合せ、諸事心を配り、格別の手當嚴重に可致事に候條、心得違ひ無之樣致し、暮時切町々木戸を閉、會所へ番人を差置き、往來の人有之節、早速に明渡し、木戸無之町境は番人附置き、往來の仁人數に應じ、拍子木を以て次町へ通合せ可申候。此上にも等閑の町々有之者、番人は勿論、町人一同迄急度可及沙汰候。御時節柄を篤と相辨へ、聊無麁略嚴重に相守り可申候。

午九月

天保十一年、十二年雜記

一、神明六齋市・遊山網舟・舟大工作事・諸方參詣・馬場煮賣・町方葬禮。　右は御沙汰有之迄、相愼み可レ申事。

一、俵物水揚・道具市・櫓屋・吹子屋・吹屋・鍛冶幷鑄物師・戸障子細工・大道にて米搗候事、茶屋掛行燈。右明十九日ゟ御免被レ成候。

一、神明夜市・順慶町夜市・諸船造作、右日々の外、夜店商賣の者共、明九日ゟ御免。同十月八日御觸なり。

一、湯風呂渡世の者共、右同日御免。一、同十月十一日、普請御免被レ成候事。

一、鳴物所作に仕候者計り、閏十月二十八日に御差免。

一、公事訴訟、閏十月二十一日ゟ御聞有レ之事。右の通り被レ仰出一候。

天保十一庚子年二月朔日　御急觸

御臺樣去月二十四日被レ遊二薨去一候旨、被レ仰下一候間、（以下一一頁に同じ）

石見
伊賀　北組總年寄

右御觸書の趣、慥に奉レ承知一候。爲レ其銘々印形仍而如レ件。

先達相觸れ候普請の儀、明八日ゟ差免候。鳴物の儀は追て可レ申渡一候。

右の趣三郷町中可レ相觸一者也。

二月七日　石見　伊賀

右の通り被レ仰出一候間、町々入念早々可レ被二相觸一候。以上。

北組總年寄

右御觸書の趣慥に奉レ承知一候。已上。

先達相觸れ候鳴物の儀、所作に致し候者計り、明十六日ゟ差免候。其外は追つて可レ令二沙汰一候。公事訴訟の儀も追而可レ申渡條。此旨三郷町中可レ觸知一者也。

子二月十五日　石見　伊賀　北組總年寄

右の通り被レ仰出一候間、町々入念早々可レ被二相觸一候。已上。

先達相觸れ候鳴物停止の儀、致二所作一候者の外も今日ゟ一統差免候。

一、公事訴訟の儀は、來る二十五日被レ載許一候。右の趣三郷町中可レ相觸一者也。

二月二十日　石見　伊賀　北組總年寄

天保十一年、十二年雜記

家齊薨御に付禁慎の御觸

天保十二辛丑年閏正月晦日、大御所家齊公被遊薨御候に付、江戸表御觸書の寫

大御所樣薨御被遊候間、町中物靜に仕り、火の元入念候樣、借家・店借裏々迄急度可相觸候。

閏正月晦日

町中中番御定の通り、今晩ゟ差置き可申候。尤も表の間數に應じ、手桶に水を入れ出置き可申候。重て御赦免有之候迄は、右の通り相守り可申候。油斷有間敷候。

一、町中鳴物幷作事等、此方ゟ致左右候迄は可相止事

一、自然惡事仕候者於有之者、見出・聞出次第兩番所へ可申出事。

一、喧嘩口論無之樣可仕候。若し左樣の儀出來候はゞ、名主・月行事・近所の者共、早々出合ひ取扱ひ可致事。一、火の用心の儀、入念麁末無之樣可致事。

一、家持同居仕幷店借・裏家の者迄も、此節無用事して他所へ出間敷事。

右の通り堅く相守り、若し相背き候に於ては、曲事可申付者也。

閏正月

右の通り從町奉行所被仰渡候間、少しも違背有之間敷候。

閏正月　町年寄役所

從丑閏正月晦日御殿御廻狀到來、卽刻三井組へ相廻し候寫左の通り、

大御所樣御不例、御養生不被爲叶、今辰下刻被遊薨御候。此段今日出仕無之面々へ可被達候。

閏正月晦日

大御所樣薨御に付て、今日より普請・鳴物停止候間、被得其意可被相觸候。

閏正月晦日

二月朔日・二日右兩日共、公方樣・右大將樣爲伺御機嫌總出仕の事。三日、公方樣爲伺御機嫌萬石以上の面々可有登城候。

右の通り可相觸候。

一、松平加賀守溜詰、御普代大名・高家雁の間詰・御奏者番・菊の間緣頰詰・諸番頭・諸物

家齊公の棺上野入に付御觸

頭・諸役人・御番衆迄不レ殘、右三七日過、月代剃可レ申候。

一、國持大名庶流・外樣大名交代寄合表〔衆カ〕・高家寄合・小普請詰の面々、右二七日過、月代剃可レ申候。

一、御目見以下の者共・坊主・同心以下輕き者共、右御一七日過月代剃可レ申。但陪臣月代剃候儀、無レ構候。

一、西の丸付の面々は、御目見以上は五十日過、御目見以下は三十日過月代剃可レ申。但一七日過西丸附御直參の面々髯剃、陪臣は月代剃、右の通り可レ被二相觸一候。

來る二十日午下刻、大御所樣御棺槨、上野へ被レ爲レ入候間、町中の者共他出・火の用心の儀、取分入レ念、名主共支配の場所切々見廻り、家主共自分屋敷裏々迄度々相廻り、無二油斷一可二申付一候。御棺槨御通りの節奉拜候儀、男女共不二相成一候間、一切罷出て申間敷事。

一、喧嘩口論萬事物騷敷無レ之樣、町々名主・月行事前後の木戸に附居り、彌々入念可二申付一事、御棺槨御通りの節、尼女奉拜候儀、如二先格一可レ爲二無用一旨、可二相觸一候。

右の通り從二町御奉行所一被二仰渡一候間、町中不レ殘可二相觸一候。

二月十三日

一、御出棺町々御道筋、町屋の分は二階の儀有來窓を前日より戸を〆切り置き、懸錠をかけ、名主共封印致置き、御當日朝二階相改め、階子爲レ引一切差置き申間敷候事。

一、表の戸御當日の朝より建置き、尤も用事等は相達し、御出棺一番の御拂にて〆切り、外よりかけ錠をかけ可レ申候。尤も透間有レ之分は、兼て日張り致置き可レ申候。

家内の者共儀、極老人・小兒等は前日より親類共方へ差遣し、其外の者共は表店には不二差置一、勝手の方に差置き可レ申候。焚火の儀は、御當日朝五ツ時限り相止め、且又夜に入りても見世にては火を焚き申間敷事。

一、路次の儀は、御當日朝より相立て、焚人附置き潜り出入爲レ致、一番の御拂にて〆切り、錠を卸し可レ申候。透間有之處は、兼而板打置可レ申候。裏店の戸は、路次を〆切候故、其儘差置可レ申事。

一、御道筋町々幷木戸〆切の儀、一番の御拂有レ之候迄、往來の者共相通し、御拂後は

木戸幷新規〆切共建切り候間、往來差留め可〻申候。併て固めの武家等御用に付、通路致候節、其處名主町役人共、固の御徒指圖を受候て相通し可〻申候。且又木戸〆切の內者、家主・名主相詰め罷在可〻申候。尤も木戸〆切の內にても、御道〻見え候處は名主・家主罷有間敷候。但し新規〆切の儀。御出棺二三日前に補理置可〻申候。木戸〆切の前、四ツ時〻立置き、當日一番の御拂迄は通路爲〻致可〻申候。

一、書面新規〆切の儀、來る十五日皆出來致し、翌十六日出來見分受け、更に心得に致置き可〻申候。

一、挑燈の儀は、御道筋町家の分、凡五間に一ツ宛差出し、木戸〆切際へ高挑燈差出可〻申事。但し右挑燈の儀は、新規白張挑燈に仕り、火の元の爲め、挑燈の底へ土を入れ置き可〻申候。

一、御道筋の町々の儀は、左右六十間を限り木戸〆切、有無に不〻差構、凡五間に挑燈一ツ宛差出可〻申事。右挑燈の儀は、御道筋武家方にて燈し候體見受け候て、町方にても早速燈し可〻申事。

右箇條の儀相心得、御道筋幷御見通し町々名主・役人共一同申合せ、火の元諸事入念相守り可〻申事。

二月十三日

南北小口年番名主
世話掛

一、御出棺御當日、神田邊元飯田町・下谷・根津・谷中・金杉・淺草・兩國橋・京橋邊は、朝より木戸立、潜〻往來爲〻致可〻申候。但し大道の分は、木戸相立て不〻申、横町新道は前書の通り可〻潜〻往來爲〻致可〻申候。右の外御曲輪近邊町々は、御刻限前〻木戸相立て仕候。武家方往來の節は、木戸開き差障に相成不〻申樣可〻致候。

一、御當日朝〻諸商人暖簾・看板等かけ不〻申、籠をかけ戸を立て、諸商賣爲〻愼可〻申候。一、御當日町々路次戸を立て、潜〻出入爲〻致可〻申候。

一、湯風呂屋・溫飩屋・蕎麥屋・菓子屋・鍛冶屋・豆腐屋、其外大火焚の類は御前夜〻御當日晝夜相止め可〻申候。一、御當日朝〻屋根物干へ人一切差出申間敷事。

一、夜商人御前日・御當日共爲〻相止二可〻申候。

一、御當日町々裏々迄、朝〻火焚の儀一切爲〻仕間敷候。

出棺道筋の固

一、御前夜御當日、別て裏々迄繁々相廻り、火の元入念可レ申候。

一、御當日御道筋近邊幷御曲輪近邊町々、火の見櫓に番人上げ置き不レ申、出火有レ之候はゞ登り見當て、半鐘を打ち不レ申候て、其方角可二申通一樣爲レ致可レ申候。但し日本橋ゟ北三方は右の通り申合せ仕り、日本橋ゟ南三方は隔り候間、半鐘を爲レ打可レ申候。一、船大工共、船板ため致し候儀、爲二差控一可レ申候。

前書の通り、樽藤右衞門へ伺書差出置き候樣、今日被二召呼一伺の通り可二相心得一旨被二申渡一候間、此段御達申候。以上。

二月十三日

南北小口年番（世話掛）

大御所樣御出棺の節、御道筋御固め、矢來御門より竹橋、本多越中守（二萬石）田安御門番牧野遠江守（一萬五千石）松平石見守（一萬六千石）竹橋御門より一ツ橋御門迄、松平市正（三萬二千石）和田倉御門番、酒井石見守（三萬五千石）一ツ橋御門より本庄伊勢守屋敷迄、松平下總守（十萬石）本庄伊勢守屋敷より稻葉丹波守屋敷脇まで有馬其太郎（五萬石）神田橋御門番、黒田甲斐守（五萬石）鍋島攝津守（五萬二千六百石）稻葉丹波守屋敷脇より筋違橋御門際まで、松平隱岐守（十五萬石）



筋違御門外より井上佐渡守屋敷際まで、松平肥後守（二十三萬石）藤堂和泉守（三十二萬石）井上筑後守屋敷際より上野黒門迄、松平越前守（三十二萬石）右の通り被二仰付一候。

黒門内御固め、黒門、安藤對馬守（五萬石）文珠樓、久世大和守（五萬八千石）中堂、西尾隱岐守（三萬五千石）同裏の方、松平山城守（三萬石）清水御門、丹波若狹守（一萬石）新清水御門、堀出雲守（一萬石）屏風坂、内藤丹波守（二萬石）車坂、稻垣若狹守（一萬三千石）右口々勤番被二仰付一候。

六千石（交代寄合）松平三郎太郎、寄合蒔田權右衞門、神保三千次郎、大久保采女。

右は東叡山御廟火の番被二仰付一候。

申渡

大御所樣御棺槨上野へ被レ爲レ入候間、御道筋御障にも相成る場所は、不陸等手入致し、取繕ひ候樣可レ致。

御道筋左の通り

矢來御門より竹橋御門、一ツ橋御門外右へ、御堀端左へ本庄伊勢守屋敷前通、今川太助屋敷前脇右へ、稻葉丹波守屋敷前通り左へ、松平信濃守屋敷脇前戸田日向守屋

敷前、筋違橋御門・外神田仲町・旅籠町通り、堀丹後守屋敷前・井上筑後守屋敷前、新黑門町左へ廣小路。

一、御通棺御道筋神田仲町ゟ上野黑門迄、横小路の分御道固め大名にて、竹矢來〆切致す事。

來る廿日午下刻、大御所樣御棺上野へ被ㇾ爲ㇾ入候間、町中の者共不ㇾ致ㇾ他出ㇾ、火の用心の儀取分入念、名主・月行司裏々迄見廻り、無ㇾ油斷ㇾ可ㇾ申付ㇾ。尤も御棺槨御通りの節奉拜候儀、男女共不ㇾ相成ㇾ候間、一切罷出申間敷事。

一、喧嘩口論・萬事物騷敷事無ㇾ之樣、町々名主・月行司前後の木戸に附居り、彌々入念可ㇾ申事。右の通り町中裏々迄嚴重に相守り可ㇾ申者也。右の通り從ㇾ町御奉行所ㇾ被ㇾ仰出ㇾ候間、町中不ㇾ洩樣早々可ㇾ相觸ㇾ候。

一、御棺槨御通りの節、町々爲ㇾ尼女共ㇾ奉拜の儀、如ㇾ先格ㇾ可ㇾ爲ㇾ無用ㇾ旨可ㇾ相觸ㇾ候。

右の通り從ㇾ町御奉行所ㇾ被ㇾ仰渡ㇾ候。不ㇾ殘可ㇾ相觸ㇾ候。

丑二月十三日　　町年寄役所

御道固之次第。往來兩側五間目毎に白張屋根付大挑灯、其間に麻上下侍一人・若黨一人・槍持一人・草履取一人・挾箱持一人・六尺棒一人、以上。

增上寺より、御法號家齊公、大憲院殿仁蓮社寛譽治永大居士。

御行列左の通り

御出棺矢來御門より龕堂迄御行列、

御馬（御馬方同）・御馬乘・沓箱・御挾箱・同・同・同・御臺傘・御曲碌（御徒士同）・御具足（御徒士目附同）・御具足奉行（御小人目附同）・御目附・御徒士目附（小十人組同）・御長刀（小十人頭同）・御香爐（御同朋持ㇾ之、人代り〳〵に同）・御老中・出家（高家同）・御棺（西丸御側衆同若年寄）・御駕籠者頭・若年寄衆・御小性（御小納戸同）・御槍・中奥御小性（御三卿御家老御供被ㇾ仰付ㇾ候はゞ此處にて可ㇾ仕候。）同御番・同同（御目附御普請方）近衞樣御名代御供被ㇾ成候はゞ、此處にて御供可ㇾ相成ㇾ候。御目附（御供押同）・御徒士押（小十人押同）・御徒士目附（御小十人目附同）・此處一丁程引下げ（兩御番御供押同）・御徒士押（御徒士目附同）・御小人目附（御小人目附御表同御傘）・御槍（御鐵炮御見太鼓）・御中間頭（御小人頭）・御草履取（御小性組書記御書院番頭）・御小人押（同）・侍同勢槍（御徒士押同）・同勢槍（馬挾箱）・是迄矢來。

御門より龕前堂迄の行列、是より龕前堂ゟ御洞穴迄の行列、

衣冠若年寄同同挑灯・挑灯・伶人奏樂・洒水衆徒・御薫物衆徒・挑灯・桃灯・御納物衆徒・布衣西丸御目附・桃灯・御馬
素袍御馬頭・同布衣御徒士頭・同御挾箱・同・同・同・布衣小十人頭・素袍小十人頭一組・桃灯・御長刀・裝束御同朋頭・衣冠
御老中・桃灯・同・同右大將樣御名代・衣冠御老中・桃灯・御香爐・御小納戸代々・桃灯・同・御棺・高家・衣冠・同若
御側衆・年寄御脇指・御刀・御小性代々・持之・衣冠若年寄・同・御小納戸小性・衣冠御側衆・衣冠中奥御番・挑灯・御法事勤
番・桃灯・同御槍・布衣御徒士目附・布衣御目附・同・御徒士目附・御徒士押・同・大御臺樣御用人・姫君樣御用人・衣冠大目附・御勘定奉行・寺社奉行・
奉供上下人數都合七萬八千七百人餘。

上野御參詣被仰出候御書付之寫

上野參詣の寫

二月二十三日、紀伊殿・尾張殿右御參詣可有之候。右同日、松平三河守・同越前守・同淡路守・同大藏大輔・同兵部大輔右御參詣可有之事。二月廿四日、清水殿・民部卿殿・右衛門督殿右御參詣可有之候。右同日、次に大名一萬石以上高家衆詰衆・御奏者嫡子、參詣可有之事。同廿五日、菊之間椽側詰同。同廿六日、嫡子諸番頭物頭・芙蓉之間御役人・中奥衆右兩日之內、一度參詣可有事。同廿七日、布衣以上諸役人。同廿八日御醫師右兩日之內、一度可爲參詣事。同廿九日、寄合面々可爲參詣事。三月朔日・二日・三日御番衆・御小役人右三日之內可爲參詣事。右朝四ツ時より九ツ時までの內、直垂・狩衣・大紋・布衣の面々幷びに法印・法眼の人々其裝束、無官は熨斗目長袴着之可爲參詣候。牽馬幷に同勢黑門前橋の外に殘し置き可申事。

覺

黑門・谷中・車坂・屛風坂・新清水口より內は、國持大名たりとも侍四人・挾箱持一人・草履取一人・陸尺四人の外可爲無用。若雨天の時は、簑箱・傘持可被連之。此外又者一切停止之。宿坊有之面々は可爲所次第者也。

覺

一、一萬石以上の面々、御香典獻上之使者、熨斗目長袴にて朝六ツ時より五ツ時迄之內、文珠樓通差越し中堂へ可被獻之事。

一、一萬石以下三千石以上の面々、使者熨斗目半袴にて四ツ時より九ツ時迄之內、文珠樓より東方凌雲院前通りに差越之本坊へ可被獻之事。

一、此外之面々、使者にて熨斗目半袴にて、九ツ時より八ツ時迄之內、文珠樓より東の方凌雲院通りに差越之可爲獻之事。右之通り三月十一日可被獻之事。

香奠獻上の覺

御香奠獻上之覺

御葬禮の節御用掛り

御葬禮之節御用掛り

一、白銀三十枚六十萬石以上　同廿枚　廿五萬石ゟ五十萬九千石迄　同十枚十五萬石ゟ廿四萬九千石迄　同五枚十萬石ゟ十四萬九千石迄　同二枚一萬石ゟ四萬九千石迄　同三枚三十萬石以上嫡子・隱居　同二枚十萬石以上同斷

總奉行、御老中水野越前守、助御番西丸御老中土井大炊頭、御用掛御若年寄林肥後守・御奏者松平伊賀守・同阿部伊勢守・跡部信濃守・梶野土佐守。御使衆御用掛、野田伊勢守・御目附水野舍人・同鳥井輝藏・御小十人頭佐々木三藏。西丸御殿□〔中カ〕御用掛西丸御老中太田備後守・御若年寄增山彈正少輔・紀伊大納言樣ゟ太田備中守〔脫ア〕〔頭書〕太田備後守は御葬禮御用掛りにして御通り堀田備中守〔ルカ〕老中なり紀州樣ゟとは如何成る事にや不審

大御所樣薨御に付、京都御觸書

寶曆御觸之通可レ致事。

一、諸殺生此節令二停止一候。上下京の魚店賣買可二差控一候。乍レ併賣不レ申候ては不レ叶儀有レ之候はゞ、其段可二了簡賣一候樣可レ仕事。一、神社・佛閣開帳不二可レ申及一、人集め候儀は、此節柄〔可脫カ〕致二遠慮一候事。

家齊薨去に付京都の觸

大阪の布達

一、市中は不二可レ申及一、町々群集大勢寄合ひ、物騷敷く無レ之樣可レ致事。一、他國ゟ旅人烏亂の者不レ致二徘徊一樣、其所にて心を付可レ申候。尤も旅人等久敷留申候儀は、預り付可レ申事。一、總べて町々にて人集り致間敷候由、四條河原傾城町・其外遊興所々の儀は、尙以て相愼候樣に入念可二申渡一候。且又富札幷茶碗燒の儀可二差控一事。

右之通り急度可二相觸一者也。

丑二月四日

大御所樣薨御に付、大坂御觸書。（御停止の儀都て天明の通りに相心得候樣、被二仰出一候事。）

大御所樣去月晦日被レ遊二薨御一候間、——（以下一一一頁に同じ）

天保十二年辛丑年二月五日

一、御穩便中町方一町限り、町人共自身番等無レ怠樣致し、別而火之元入レ念候儀は勿論、物騷〔敷脫カ〕儀無レ之樣可レ致候事。

一、御穩便中諸事相愼み、喧嘩口論は不レ及レ申、嵩高に咄致し、くはへ烟管致間敷事。

一、念佛の鉦にても音高く猥に叩き、子供遊も喧（かしま）しく立騷不レ申、物靜に致すべき事。

但子供凧揚げ候儀相愼可レ申事。

一、傾城町は勿論、其外町々暮六ツ限り、木戸を〻切りくゝり明置き、往來を通可レ申事。

一、神明六齋の夜市、順慶町其外町々夜市、又は夜店商賣の者、幷に酒屋渡世の者等、追而差免候迄相止可レ申候。人立多く無レ之樣町々に於て心を付け可レ申事。但し夜中麵類其外□（煮カ）物の類荷ひ賣致候者の内、火を焚き持歩行候類も不レ少由相聞え候。本文同樣差止可レ申處、別而身薄之者にて、右商賣にて其日を送り居候哉に相聞え候に付、商賣差止ず候。乍レ併平日迚も、往來にて火を取扱候儀は致間敷儀にて、此節柄別而相愼み、火を焚き持歩行候儀堅致間敷候。

一、遊山船・網船等川々へ出し候儀、尤相愼可レ申事。一、川口邊其外川々にて、船作事致間敷候。小繕等も相愼可レ申事。一、葬禮の儀尤も質素に取斗可レ申候。佛事と心得違不愼の儀致間敷事。一、富札商賣店に差出有レ之候目印幟、其外右に類し候品柄取置可レ申事。一、御城前芝場酒田樂、其外煮賣商



致候者共は、御場所柄にて火扱候儀等も有レ之候に付、此節柄の儀尤相愼可レ申事。

一、俵物水揚船積等之儀、隨分物靜に可レ計候。

一、銅吹屋・解船屋・鍛冶幷鑄物師・吹子屋・瓦燒・石工・陶物師・木挽・木綿打屋・銅細工・軍書講釋・絞油屋・紙漉屋・道具市・樽幷桶師・戸障子屋、

右職商賣等差止め候儀に無レ之候得共、專ら火を取扱ひ又者嵩高成所業に付、此節柄の儀にも有レ之、銘々可レ相愼一事に候。尤も右の外にも音高き渡世筋、或は火を取扱ひ候者は勿論、其餘の町人共も同樣相心得、急度相愼み、町中物靜に可レ致事。

右の通町々末々迄も不レ洩樣、早々可レ申聞一候。

丑二月

右之通り被二仰出一候間、末々迄不レ洩樣早々可レ被二相觸一候。已上。

北組總年寄

二月五日亥刻

右御觸書の趣、慥に奉二承知一候。尙銘々は不レ及レ申、借屋末々迄篤と申聞、御觸通急度爲二相守一可レ申候。爲レ其銘々連判印形仍而如レ件。

天保十一年、十二年雜記

覺

一、餌指・漁師其外殺生等、尤可レ愼事。一、自身番所只今より晝夜共令二申付一心を付可レ被レ申事。

丑二月五日

一、諸商賣相休み候事。但、物靜なる商賣は不レ苦候。諸屋敷・諸問屋水揚・藏出等は、物靜に致候はゞ不レ苦候。一、御公儀役人衆・總年寄町々廻り通の事。

一、町々於二會所一幕を打ち、兩人づつ一晝夜自身番廻り通し、毎家に用水桶出候事。

一、七日の御觸に、御穩便中諸商賣向き差止め、又は愼み方等の儀、去る五日申渡置候處、身薄者日數を經候ては可レ致二難儀一哉に付、左之通り

一、銀相場・錢相場・米市場・青物市場・油相場・音高き職商賣。但普請竝鳴物は勿論、船作事等は別段に候。

一、漁獵いたし候者。但、商賣は追而及二沙汰一候迄、可二相愼一候。尤漁船・遊山もの爲レ乘申間敷候。



一、總て火を取扱ふ諸商賣。但火元別て可二念入一候。尤も湯屋共は、夕七ツ時限相仕舞、入湯人可レ爲レ致二物靜一候。

一、嵩高なる職商賣。但隨分可レ致二物靜一候。

一、煎賣屋。但火之元別て入念候。尤も御城前等商致候儀者可二相愼一候。

一、茶屋。但火之元別て入レ念、隨分可レ致二物靜一候。

一、傾城町商賣。但右同斷。

右職商賣之分、明八日より差止、愼み等差免候。尤も此節柄の儀には候得共、夫々渡世の儀に付、右の通り申渡候儀に候間、銘々相愼み、嵩高の儀無レ之樣諸事物靜に致し、火を取扱ひ候類は、猶更火の元入レ念可レ申候。勿論右體商賣差免候迚、若年又は身輕の者、最早平日通りに心得違不愼の儀無レ之樣可レ致候。

右之通町々末々迄、不レ洩樣可二申聞一候。

丑二月七日

右之通被二仰出一候間、町々入念可レ被二相觸一候。已上。

丑二月七日酉上刻

覺

一、漁獵の儀、去る八日差免商賣は可ㇾ相愼ㇾ旨申渡置候處、身薄之者日數を經候ては可ㇾ致ㇾ難儀ㇾ哉に付、左之通り

一、生魚市場・川魚市場・魚鳥商賣。右の分明十五日ゟ愼御免候間、勝手次第可ㇾ致ㇾ商賣ㇾ候。尤も此節柄の儀には候得共、夫々渡世の儀に付、右之通申渡候儀に候間、銘々相愼み、嵩高之儀無ㇾ之樣、諸事可ㇾ致ㇾ物靜ㇾ候。右の通り町々へ可ㇾ申聞ㇾ候。

丑二月十四日

右之通被ㇾ仰出ㇾ候間、町々入ㇾ念可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。以上。

丑二月十四未上刻

北組總年寄中

覺

一、御城前芝場に於て酒田樂等の類商致候儀、愼申付置候得共、別て身薄の者共に候て、右商賣の外身過も無ㇾ之趣に相聞え、可ㇾ致ㇾ難儀ㇾ哉に付、明十九日ゟ愼み差免候候。且兩御役所近邊明地にて、夫々店を出し小商等致し來り候者も、愼罷在候由に相聞候間、是又同樣不ㇾ及ㇾ愼、銘々勝手次第可ㇾ致ㇾ商賣ㇾ候。勿論此節柄の儀には候得共、渡世の儀に付、右之通申渡候儀に候間、隨分相愼み、夕七ツ時限店を仕舞、火之元格別入ㇾ念、嵩高之儀無ㇾ之樣諸事可ㇾ致ㇾ物靜ㇾ候。右之通り其向々之者共へ可ㇾ申聞ㇾ候。

右之通被ㇾ仰出ㇾ候間、町々入ㇾ念可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候。以上。

二月十八日未上刻

北組總年寄

一、先達て相觸候普請之儀、今廿二日ゟ差免候。鳴物之儀追て可ㇾ申渡ㇾ候。

右之趣三鄕町中可ㇾ觸知ㇾ者也。

二月廿二日　石見伊賀

北組總年寄

覺

一、神明六齋夜市・順慶町其外町々夜市、都て夜店商賣・船作事。

右之通り明廿三日より差免候間、勝手次第可ㇾ致ㇾ職商賣ㇾ候。且湯屋渡世之者共、夕

七ツ時限焚仕舞不レ及、且又乗て仕來之通り焚可レ申候。勿論此節柄之儀に候得共、夫々渡世の儀に付、右之通り申渡之儀に候間、若年又は身輕之者共心得違、嵩高之儀無レ之樣一同相愼み諸事物靜に致し、別て火之元入レ念可レ申事。

右之通り町々へ可二申聞一候。

二月廿二日

右之通り被二仰出一候間、町々入レ念可レ被二相觸一候。以上。

北組總年寄

二月廿二日酉上刻

大御所樣薨御に付、來る十三日ゟ十九日迄、於二四天王寺一御法事有レ之候間、火之元は勿論、喧嘩口論等無レ之樣、別て入レ念可レ申旨被二仰出一候間、於二町々一不レ洩樣可レ被二相觸一候。以上。

三月十一日

北組總年寄

右被二仰渡一之趣、慥に承知仕候間、銘々印形仍て如レ件。

口達

御中陰に付、三郷町中火之元以下嚴重に申付け、町中木戸暮六ツ時限りゝゝ、自身番等別て無レ怠樣申附置候處、最早御中陰も相滿候儀に付、此上取締相弛不レ申樣心得可レ申候。此度御中陰に付、格別に相勤候自身番は差免候得共、通例自身番之外に手當致し、木戸ゝゝ切り、火之元等入レ念、無レ怠樣相勤可レ申候。

右之趣三郷町中へ不レ洩樣可二申聞一候。

丗三月廿六日

右之通り被二仰出一候間、町々入レ念可レ被二相觸一候。以上。

北組總年寄

三月廿六日午中刻

鳴物之儀、所作仕候者共計り、去る廿一日ゟ可二差免一旨、於二江戸表一被二仰渡一候間、此表も差免候。右之趣三郷町中可二觸知一者也。

丗三月廿六日　石見伊賀

北組總年寄

口達

天保十一年、十二年雜記

御中陰も滿ち候に付、格別に相勤候自身番の外に手當致し、無怠樣相勤可申旨申渡置候處、所作に致し候鳴物御免の儀申渡候に付ては、猶更相弛み油斷も出來可致哉に付、諸手當等相止候時は、盜賊惡黨者抔徘徊致し、自然火難・盜賊等有之候ては、却て町人共難儀致し候儀に付、追而令沙汰候迄は、毎年十一月申渡候通り、町内取締ヶ條之趣同樣相心得、自身番等相勤、木戸を建て、往來人通候節等の儀、例年よりも格別取締、火之元等彌々入念候樣、町々不洩樣可申聞候。

丑三月廿六日

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。以上。

三月廿六日　酉中刻　北組總年寄

去る十二日家齊公御院號、文恭院殿正一位御贈位被爲濟候事。

右之趣從江戸被仰出候條、此旨三鄕町中へ可觸知者也。

丑三月廿七日

大御臺樣御事、廣大院樣。右之通り被遊御改候。

右之趣從江戸被仰下候條、此旨三鄕町中可觸知者也。

丑三月　石見伊賀　北組總年寄

公事訴訟、來月七日ゟ令載許候。右之趣三鄕町中可觸知候。

丑三月

右之通り被仰出候間、町々入念可被相觸候。

三月廿八日　北組總年寄

御書出之趣、慥に承知仕候間、銘々印形仍而如件。

口達

去る廿六日所作之鳴物差免候段相觸候處、町中心得方區々に相聞え候。鳴物師分之者共、銘々宅にて一分に致稽古候迄にては渡世に不相成候に付、外々へ被雇參り、鳴物取扱候儀不及遠慮候。尤町家之者共、芝居見物に相越候儀、又は茶屋等に於て鳴物致し候儀は、是亦其通之事に候。

一、所々煮賣屋等にて、賴母師講致集會候儀、何となく遠慮致し候由相聞え候。元

來頼母子講の儀は、金銀融通の一端にも相成候事に付、是迄仕來り候儀を差止候には不レ及候間、仕法等筋立如何の催にても無レ之候はゞ、講元入講人等申合せ、煮賣屋其外等の場所にて致二集會一候儀、勝手次第之事に候。右之通り町中心得違無レ之樣篤と可二申諭一候事。

四月四日

口達

北組總年寄

一、御中陰中幷に御日數相滿候後、町中取締方之儀、追々申渡置き候處、火難・盜難等も無數一統物靜にて、畢竟夫々申合行屆き、自身番等無二怠致たし一、締り宜しき故之儀被二相聞一候條、最早格別に自身番相勤候には不レ及候間、此上の處町々申合次第取締、別而火之元等入念可レ申事。右之通り町中へ可二申聞一候。

右之通り被二仰出一候間、町々入念可レ被二相觸一候。以上。

四月十五日午上刻

北組總年寄

文恭院樣御百ケ日に付、來る九日より同十一日迄、於二四天王寺一御法事有レ之候間、右御法事中、喧嘩口論等無レ之樣、別而火之元油斷不レ致樣被二仰出一候間、此段於二町々一不レ洩樣可レ被二相觸一候。以上。

五月七日

北組總年寄

先達て相觸候鳴物停止の儀、所作致候者の外、今日より一統に差免候。

右之通り江戸々々被二仰下一候條、此旨三鄕町中可二觸知一者也。

五月廿八日　石見　伊賀

北組總年寄

## 大御所樣薨御に付種々の洒落話

昔よりして大樹薨じ給ふ時は、御一代は上野御一代は芝へ、代る〳〵御尊骸の納まれる定例にして、此度は芝へ納まれる順番に當れる故、其積りにて、芝に於ては何かと心構せし處、思寄らず御老中水野越前守殿計ひとして、御尊骸上野へ入らせらるゝ樣になりぬ。此事御先例に背ける事なる故、然るべからずとて、脇坂中務大輔殿之を拒み留められしが、越州之を聞入れずして、上野へ入らせらるゝ樣になりしかば、脇坂には其言用ひられざる上に、不首尾なる樣子なれば、之を憤り切腹せられ

大御所薨御に就ての落咄

し抔と、種々樣々の風說あるにぞ、夫につき下樣の口さがなくて、落咄・落首・口合・惡口等數限りなく云ひ流行す。此事江戸よりして諸國へ書記して、事々しく送りぬる故、天下一統に之を云ひ觸らす。其中にて、予が耳に留まれるは、『ある夜芝の方丈夢に、猿五匹と狐二匹と舞をまふと見る。さめて後之を近習に聞き給ふに、五ざるまいこん〳〵でござらう。』『大御所樣薨御に付、芝の大鐘七部を唱へ替へ九部と唱へ候樣、被仰出候處、鐘の音迄も是迄は、どんと唱へ候處、先日よりはこんと響き候由。』

落首附合

芝枯れて上野はぼんに花盛り　鶯谷にぼふ法華經の聲

春雨や下馬は日毎に總出仕　上は中陰下は元日

芝居をば止めて花見の評定に　五つの猿を方丈がゆめ

明らかな眞如の月を御覽あれ　何れも青い尼の愁寂

此度はまた儲かりの手向山　おやぢの諸色金の數々　官家



あらざらん此世の外の思出に　今一度の大御所もがな　上野

もろ共にあはれと思へ山法師　水より外にうき人はなし　芝

國替にこりずに又も尊骸の　水は上野へ逆さまに行く

水殿は絶えて仕まはにや中々に　非常も世をも直らざらまし

判じ物發句　君上野　うかむ　君と云ふ字眞上野と云ふ字、草うかむとかなに認めてありし故に

君死んで上野は僧のうかむかな

川柳傳に　氣のきいたぢゝひ（脇坂？）親仁の供をする

天下一統

## 大勢停止丸

功能　◎第一普請繕ひ、芝居見物せんさきによし。◎小兒の遊、大人のあばれ、音曲の稽古、辻々の出し店、夜中せりふの聲を留むる事妙なり。◎自身番の大屆、見廻り立眩みには、時太鼓の數程用ひてよし。巡り出候方は、廻りの方にて目を明らかにする事神の如し。◎太夫の聲を休め、旅役者の下りを留め、遊女の氣かた或は忍びゞき、

大包江戸百銅
半包大坂五十銅
小包京　三十銅

天保十一年、十二年雜記

紋日のゑづき、ふかたの奸癪、仲居の煙草・しやくりに妙なり。◎日雇大工の肩を休め、左官の空手仕込、茶屋つかへ掛ケ行燈の指引、何れも日數にて用ゆるべし。◎藝子・舞子の包を留め、太鼓持の二日醉を醒し、茶屋駕の不喰、諸稽古屋慎みてよし。◎御藥用ひやう、隨分物靜にして、くはへ煙管堅く禁ずべし。立騒ぎては效能薄し。能々慎み給ふべし。

禁物　◎鳴物・川狩・音高き職物七日の間遠慮すべし（ふれ出し）　穩便湯（前書の口に有之）

慎肝要堂製

借本屋繁昌

此度御藥弘めの爲め、幕六つ時より木戸を締め、御立入に拍子木一つ宛相添へ申候。取次所は町々に有之候間、御勤め可被下候。

本家調合所

賣弘所

日本親分兩人連　先觸權柄赴黄泉　盛砂立派六道辻　掃除行屆三途川

三途渡場止乘合　今般新造空世船　亡者拜見爭我一　獄卒御供守先後

閻魔正冠迎路側　彌陁輝箔拜輿前　頻汲荷池替泥水　急誂蓮臺開酒筵

地藏滑稽振釋杖　天人饗應催管絃　蓮葉膳部厨子所　莟殻俎箸料理鮮

地獄極樂大取込　看眼嚊鼻有頂天　佛醉悠々送今日　鬼哭吟々憶來年

今年冥途成陽氣　渭叶滑合唱歌專

跡部信濃守様へ伺書（但御新葬御用掛り大目附也。大坂町奉行を勤められし山城守と云ひし人にして、水野の弟也。）

一、此節御中陰中に付、魚類相止め野菜等おもに給べ申候内、牛房・里芋相用候處、殊に寄せ放屁出申候事も可有之候。御停止中鳴物の儀、故不相成儀に御座候哉、此段奉伺候。（御付札に書面の趣すかし屁位は不苦候。）

一、丗三月跡屁信州へ問合、下ヶ札にて御通達有之。

此度魚鳥留に付、牛房・芋等多分に食物に致候間、別而放屁相催候。出物・腫物所嫌ずと云ふ古語も有之事故、勝手次第放屁仕候ても不苦儀には存候得共、鳴物停止中の儀、臍の下腹に心得罷在度、此段及御問合候。

（下ヶ札）御書面の通り鳴物停止中、放屁の儀難相成事に御座候。御中陰は都てへろ〳〵の神もつんむき不申候由、御日柄相立ち普請不苦旨被仰出有之候はゞ、少々もす

かし候位は、あながち御咎も有之間敷候間、猶勘辨の上取放候樣可被致候。

兩國橋へ當月初旬、板札に相認め釘〆に致し、打付有之書付の寫

乍憚書付を以て申上候。

各〻樣益〻御機嫌能く被遊御座、恐悅至極の御儀に奉存候。隨而私儀御蔭を以て、日增に繁昌仕り冥加至極、難有仕合に奉存候。尙又當二月上旬ゟ諸品相改め、下直に賣出申候間、多少に不限御用向被仰越、御賑々敷御入來被下置候樣奉願上候。尤も御家柄に不拘御用向被仰付候御方樣へ、御外聞・御外見のみ宜しき樣御爲め第一に相考、御用向精々出精御內願成就仕候樣奉差上候。御見競被遊可被下候。依之諸品直段書左の通り、

金紋御挾箱代金一萬兩ゟ、　虎皮鞍覆同五千兩ゟ、　御持槍幷御打物同八千兩ゟ　宰相へ御昇進同一萬兩ゟ　中將へ同八千兩ゟ　少將へ同六千兩ゟ

右之通りに御座候。其外侍從以下御側衆の奉行は不及申、諸役人の役付御望の御方樣は、代金思召次第可被成下候。出精相働き、御役付御座候樣仕り差上可申候。御大名御役にても、金銀にて可被蒙仰程之事に御座候はゞ、如何樣に六ヶ敷御座候ても、骨折成就仕候樣可仕候。何卒多少に不限御用向被仰付可被下候樣仕度奉願上候。且又金銀吹替の儀は、元來私渡世に御座候間、兼々金銀座へ申談じ、度々吹替之儀相願はせ、古金は高値に頂戴仕り、新銀は下値に差上申候。何卒多少に不限無御滯御引替被遊可被下候。遠國より御差出遊され候御方樣にても、御德分に相成候樣仕法仕度、別紙御觸書の通に相違無御座候間、無遲滯御引替可被成下候此段偏に奉願上候。以上。

本國遠州濱松より出張　江戶馬場先御門內西丸下　水野屋越前大掾

取次賣弘所　向島三圍の土手下にて　中野屋隱居

追て不遠奧州棚倉へ所替可仕候間、無御油斷被仰付可被下候。以上。

中野屋隱居といへるは、中野播磨守とて西の丸にて、御側御用取次をなし、大御所樣の思召に叶ひ、至て御寵愛の人なり。五十位にて隱居剃髮し、向島に於て大諸侯も及ばざる程なる屋敷を構へ、高臺を作り、障子をばビードロにて張り、庭前

に數百株の櫻を植ゑ、花の盛には門戸を開き置きて、諸人入込み次第に之を見物させ、花の本に床几を据ゑ毛せんを敷き、茶・煙草盆等を置きて、諸人を休息なさしめて之を慰とす。隱居の身分にて勝手次第に登城をなし、榮耀榮華にくらしぬる事故、何事に寄らず此人へさへ頼みぬれば叶ざる事なく、又此人の氣に背きぬれば、忽ちに身の大事に及ぶと云ふ事なり。此の如くに飛鳥も落つる勢なれば、常に門前市をなし、身は御旗本にて有りながら、其暮し方大諸侯も及び難し。此人と水野侯にさへ取込みぬれば、何事も自由自在に叶ひぬる事なり、と云ふ噂なり。

### 如狂氣みしめ增上寺

上に恨はかず〳〵ござる。初手の沙汰を聞く時は、寺中無上と騒ぐなり。上野の方と聞く時は、寺中滅法歎くなり。しんじやうの身持には、性得破戒附合は、俗物惰弱くと見ゆるなり。聞きてそしらぬ人もなし。「なりは殊勝に見せかけて、旦方の布施を集めおこらん。」いはず語らず人心、亂れし山の亂るゝは、じんじやうも皆うつり



香の、どうても鱣はすきぢやもの、役者々々と遣はれて、寮と寺中の分け二つ、勤さへ只うか〳〵と、どうても女子はよいぢやもの、水野頼みも無益な者ぢやへ。テンカワ〳〵。例の脇坂これも病氣て引あめ笠よ。芝と上野の取沙汰。「花の上野は更に騒がぬ地取改、あてにするのは芝と作事の人達。（テンテコ。マセ〳〵）本の菩提所着尾をたてるを、知らて悦ぶ作事方では、二度目しらべも、是が本のむだぢや。一ィ二ゥ三ィ四ッ四ッ世の中は、下の詮議をともに、今度はなじみかさねて、今に上野へ只丸取と、おもひこんだがほんぢやへ。

四月十六日封廻狀

奥御奉公御免、菊之間緣頬詰。

右於奥被仰付之

申渡之覺

其方儀、兼々勤方思召に不叶候に付、御役御免、菊之間緣頬詰被仰付、御加增之內

御側衆　高八千石
水野美濃守

高一萬八千石
名代　林　肥後守
　　深尾小源太

八千石被二召上一差控被二仰付一、居屋敷家作共被二召上一。

右越前守宅に於て、掃部頭老中列座、越前守申二渡之一。大目附跡部美濃守・御目附小出丹吾相越す。

申渡之覺

其方儀、兼々勤方思召に不レ應候に付、寄合被二仰付一、御加增之内五千石被二召上一差控被二仰付一、居屋敷家作共被二召上一。

水野美濃守
名代 井上左太夫

新番頭格御小納戸　高七百十四石九斗
美濃部筑前守
名代 花房長左衞門

其方儀、思召に不レ應候に付、御奉公御免。小普請入甲府勝手被二仰付一、知行之内三百石被二召上一、差控被レ仰二付之一。

右堀大和守宅に於て、若年寄中出座、同人申渡。大目附初鹿野美濃守・御目附水野



舍人・一色主水相越す。

四月十七日

右之外、奥女中二十餘人、外にも大勢これある由、先年水野に楯突き、大坂へ御用金又金銀吹替の事など、相拒みし御勘定奉行を勤め、西の丸留守居に轉役せし矢部駿河、同日に召出され町奉行となられしと云ふ。

井伊掃部頭

兼て願の通り御役御免被二仰付一となり。此人にも大老となりし始めよりして、至つて不評判なり。既に其節の悪口に、「世にいらぬ花橘が二本はへ」と云ひて、脇書に井伊感應寺と書記せしことありしが、此人大老となられてより、種々の大變限りなし。うか〳〵として勤め居なば、如何なる御咎めあらんも計り難き事なる故　此度退役せられし事ならん。併自分の心付か、外より勸めし者有るか。又家來の中に其心得あつて之を諫めしものか、何にもせよ此度退役をなさずしてありなば、大變なるべし。之を遁れぬるは、全く大家のことにして、先祖の餘德によれるものと思はる。

天保十一年、十二年雜記

## 水戸侯水野越前守を譴責す

水戸侯、御老中水野越前守殿へ使者を以て申遣さるゝやう、「我等事近年多病にして、副將軍の大任勤め難ければ、何卒十年の間御暇を蒙り、國許に引取り養生致したし、此段宜しく執成給はるべし。又夫には別段御頼み申度き事あり。尾張殿・紀伊殿の兩家は、何れも國富みて産物等も多分に出づる事なれども、三家の中にても、此方の領分は、至つて宜しからざる惡地にして、何一つの産物なく、勝手向も大に差支へぬる事なれば、其元の計ひを以て、何卒奥羽の間にて、二十萬石下し置かるゝやうに取斗ひ給はるべし。さある時には、當時の領國速にさし上ぐべし。何事に寄らず賄賂さへ用ひて頼み込みぬる時は、其願相叶候由兼て承りぬ。先今日使者を以て此段御頼み申入れ候印とし、盲馬五匹之を進上致すなり。尚賄賂入用に候はゞ、何程にても御噂有るべし。跡よりして追々差出すべし」となり。右の如く申入れられ、越州より有無の返答を聞切候て引取るべしと云ふことなり。いかゞなり行くことにや、越州の世評甚だ宜しからざる噂なり。



高松侯家中至つて不取締にて、江戸定府と國方の家中と思ひ〳〵に、銘々勝手次第に諸事取計らひぬる事故、物入等も至つて多く、侯にも大に貧乏せらるゝ樣になりぬるにぞ、種々評定あつて、定府の家中一人も殘らず國勝手申付けられ、國許より入替りて江戸勤をなすべしと、申附けられしにぞ、定府の者共是迄繁華なる江戸に住みて、何事も自由自在に侯命を戴きて、思ひの儘に働きしに、國勝手になりぬれば、何事も不自由なる故、何卒して此事相止みぬる樣になさんと思ひぬれども、己等が力にては及び難き事なる故、公儀御役人へ取込み、此事止みぬるやうになし貰はんと、頻に賄ひせしことなりと云ふ。彼の五十端のぼた織・二萬兩の金子紛失せし事不審なれども、定府一統斯樣のことなる故、同家に於て其吟味六ヶ敷き故、水戸侯の御計ひとなり、夫よりして公儀御役人方、殘らず高松家中の者共よりして、各々方へ何にても進上せしことありしや、其事承り度しと使者を以て、御用掛り夫々へ尋ねられしにぞ、何れも大困りにて、有體に云へるもあり。又少々の物貰ひしと云へるもあり。又何をも貰ひ申さずと、之を僞れるもありて、をかしき事なりと云ふ。ぼた織五

天保十一年、十二年雜記

落首

十端・金子二萬兩等の紛失も、大方分りぬるやうになりしと云ふ噂なり。

水野越前
詰つてもはげぬは化の皮かぶり水乃の加減はよいかわるいか

水野脇坂
氣のきいた親父は跡を追うて行きさかぬ親父は困つても居る

林　肥後
馬鹿はやしばちも太鼓も投出し

千早振る卯月中ばは悪日よ金取る武士をせいばいぞする

美濃部
甲州に身延山とは聞きたれど美濃部さんとは山が違つた

林肥後
御停止が明いて太鼓にばちあたり林どころか居る處もなし

美濃部
五月雨もまたふらぬのにさくら田も露にながすは水の身の毒

雨降りに甲府に行けといはれては美濃部も笠も乾くまもなし

大和さまがおのが手柄で味噌をつけあぢがかはつて何と庄内

太田は天下の眞中で、林と美濃部をしてやつた。こんな太い奴は滅多にはネエ、水野ら五十石たゞすてた。



水野林
肥後すひきなぜ越前を巻込ぬ遠州濱松ふといよふてほちい

| 第百年目凶 | |
|---|---|
| 權門一時亡 | 望の如く高祿に昇ると雖もかゝるひどきめにあふ |
| 家内驚騒聲 | 家財雜具を一時にはこび出し急の引越し大方ならず |
| 雖有金銀多 | 諸侯諸士より金銀をつかみ取りし故有得になると雖も住所に迷ふなり |
| 三人成無庵 | 金銀をちりばめた家を作ると雖も急に取上げられその儘置いて立去ること有るべし |

林・水野美濃部等のことをいへる落首

肥後米と美濃筑前が下落して跡の相場は評議まち〳〵

林肥後守の紋は三ツ巴なるゆゑに

川柳　御停止があくと太鼓は破れけり

肥後ろから兼ねて覺悟はしたれどもかう林とは思はざりけり

おもだかは水乃上野の大細工林につれて高はせり上げ

中野播磨守隱居
中野石翁

聞書

天保十一年、十二年雜記

落首

其方儀、隠居之身分にて奥勤仕り罷在候得共、奥勤御免差控被二仰付一候。
右於二奥家督人一へ御書付を以て被二仰渡一候よし。但向島屋敷被召上候由、尤も屋敷計りなり。
御作事奉行　土岐信濃守

林肥後守居屋敷家作共被二召上一候間、引越等諸事可レ致二世話一候。
右水野越前守宅にて、同人申二渡之一。
御小性組番頭　土屋伊賀守

水野美濃守居屋敷家作共被二召上一候間、引越等諸事可レ致二世話一候。
右堀大和守宅に於て同人申二渡之一。

越前の奉書紙もいかならん美濃紙さへもやれる世のなか
筑前の博多の帯はしめきられ甲斐へ行くとは餘り御無體
甲州の身延山とは聞いたれどみのべさんとは是生始めて
ぽん〳〵のばち當りしかばかはやし肥後の守の祭なり鳧
梅はちる櫻田かるゝ世中に何とて肥後はつれなかるらん

小水出て美濃部林の流れけりまた大水の出るてあらうぞ
澤潟は小さい方が先へかれ停止明けまつ御林が初めなり
筑前めそれ美濃肥後が目にあつた

田口加賀守改名狸かゞの蔭

田口の妻と水野越前守妾とは姉妹故、近年かゝの蔭にて大に立身せしと云ふ。此人
美濃守ならんか
嚊の蔭にて長崎奉行を勤め、歸府の上五百石の御加增にて、御勘定奉行となられし
に、長崎にて頻に賄賂を取りし事相知れ候故、纔三十日計りを經て、五百石被二召上一、
小普請入被二仰付一始め五郎左衞門と云へる人なり。

四月十六日江戸表雨風大雷に付
天が下鳴渡りたる太鼓紋落つるもはやし肥後のかみなり
罰あたり太鼓の金も破れけりはやしどころか居處がない
飛ぶ鳥を落せし事はきのふけふ沈みきつたる水野美乃上
千早ふる卯月八日の二つ目に金取る蟲をせいばいぞする

美濃いらぬそばはいやだと御意が出る

御停止がすんで太鼓にばちあたり

江戸南町奉行御免
西の丸御留守居被二仰付一　筒井紀伊守

江戸南町奉行被二仰付一　矢部駿河守

御本丸御側被二仰付一　新見伊賀守

## 矢部駿河守の横暴

矢部駿州町奉行仰付けられし日、直に頻に賄賂を貪り、權勢を振へる與力・同心數人、暇を出せしと云ふ。

太田備後守殿、五月廿七日迄登城ありしが、廿八日に至り、急病差起りし由にて、退役の御願ありしに、直に御免にて、三日の内に御役屋舗立退候樣被二仰渡一しと云ふ。是迄斯樣の願出さること有りても、公儀御差止にて、篤と養生可レ致由仰渡るゝ事にて、二三十日を經て、再び御退役の御願あつて、御聞濟に相成り、御役屋敷も勝手に引拂候樣にとの事の由。然るに今度斯樣なる故、種々の風說あり。昨日殿中に於て、水野越州と爭論ありし故なりと云ふ噂なり。



水野越前守殿には、右大將樣御年頃に成せられ候故、右姫樣と御婚禮の掛り仰付けられ御馬拜領にて、益々勢盛なり。水野家何れも澤瀉の紋所なり。越州の紋計りは澤瀉の根に水の模樣あり。故に落首せしものありしとぞ。

おもだかのかれぬは水乃ある故か

跡部美濃守殿にも、大目付退役を願はれ隱居せられしと云ふ。此人も虎威によつて大に權勢を振ひ、至つて不評なりしにぞ、越州より之を勸め、事なき內に隱居なさしめしと云ふ噂なり。

元來往古は、奥羽一圓に蝦夷と唱へ、王化にも服せざる程の荒夷なりし故、京より して之を征伐し給へる事數多度の事なりしが、漸〳〵王化に服する樣になりしにぞ、奥羽一圓に之を陸奥と唱へしが、中古また之を分ちて二つとす。出羽の國これなり。其二つに分ちぬる所の陸奥さへも、他邦に於て之に比すべき國なし。出羽も亦これにて知るべし。斯くの如く大國なれば、古よりして英雄・豪傑又は叛逆人等數々蜂起し、何れも其翼を延べんとする事なる故、互に劍戟交へて合戰絶ゆる間なき國な

出羽庄内と酒井侯

るにぞ、神祖世を治め給ふと雖も、未だ亂後間もなき事なる故、御譜代多き中に於て、酒井左衞門尉を御選みにて、奥州を押への爲めに庄内へ遣し給ふ。尤も其頃迄は、山林廣野のみ多く、肝心なる田畑等は至つて少なく、領地廣大なれども至つて惡しき所なりとぞ。上にも之を委しく知召しながら、左衞門尉に賜り、同人も其選に當りし事を深く辱として、早速に引移り、夫よりして山野を開き、田畑となし、河水を引きて田畑を潤し、二百餘年の星霜を經て、他國に比すれば領地も廣く、家富み國榮え、庄内は至つて宜しき土地なりと、世間にもよく知りて繁昌せるやうに成りしは、全く酒井家數代の功にして、政道正しく、能く百姓を撫育せし故なり。斯る由緒ある家筋なる故、御譜代の諸士大抵所替せざるはなき位のことなり。已に此度庄内へ所替仰蒙られし川越の松平大和守には、之迄所替せしこと九度に及ぶと云ふ。斯樣の類少からざることなるに、庄内に於てはその事なし。これにて思ひ量るべし。

當時の大和守殿御養子大藏少輔殿には大樹家齊公の御子にして、此家を嗣がせ給ふと雖も、



川越は領内も狹くして、收納至つて少く、借財至つて多くして、勝手向不如意なる所より、金子五十萬兩の拜借を公儀へ願ひ給ひ、此儀御聞濟下置かれ候か、左なきに於ては、宜しき所へ國替仕りたき由、內々にて御願ひありしゆゑ、この段國替の台命ありしと云へる巷說を、もつぱら言ひ觸らしぬ。いかなることにや、眞實を知らず。

又一說に、庄内の領中に銀山有りしを、公儀へ御届申上げずして、年來私の德分になせしと、又領中の者似せ金を拵へしを、公儀よりの隱目付これを見付け、直に踏込みて之を召捕へしと云ふ。（隱目付等諸國を忍見し、斯樣の事を見聞すると其儘、江戸表に歸へりし上、之を届けぬれば、公儀よりして夫々の地頭へ其御沙汰ありて、御役人入込となり、地頭より之を召捕御手渡すること定法なるに、此人庄内にて評定有り、公儀の御役人之を召捕り、其身の手柄にせんとて、かゝる事に及びしと云ふ。

ならば此方へ其御沙汰之あるべき事なるに、「頭書」御養子大藏大輔には、五月十五日逝去せられしが、台命により六月五日上野へ葬らる。これ迄外に先例なき事なりと云ふ。されども公儀よりして、斯樣に仰出さるゝ程の事なれば、葬禮も公儀へ對し麁末の計ひもなし難き故に、入用金子一萬兩餘のことにして此金の工面に大に困り果てられしと云ふことなり。

其事もなく、かゝる有樣は公儀を騙れる曲者なるべければ、其者召捕ふべしとて、直に其者を召捕へ、辛き目に合はせしことあり。斯樣の事によりて、此度所替仰付

けられしと云ふ風説もあり。如何なる事にや。

又小坂と云へるは、奥羽の國境に在る所の峠にして、若し叛逆人ありて、奥州より出來れることありぬる時は、此峠にて防ぎ止る要害の場所にして、至つて嶮難なる峠なり。百姓共の歌に、

奥の小坂も酒なら越すにあをい面して越されるものか

斯様に領中の者共謡ひぬる由、酒は酒井の事にして、あをひは葵のことにして、川越侯のことをいへるなるべし。

庄内百姓共の中にても、御國替のこと御免なくして、彌々川越と交代になるに於ては、川越の士一人も殘らず之を打殺し、銘々一命を果すべし抔いへる者もこれ有る由。

旗の印に正一意居成大名じんと書記せしも有りと云ふ。總大將をば野田甚四郎有近と云ふものなるよし。

此度所替仰付けられしに就きて、三家共金子借入の役人、大坂に出來りて、夫々館入



りする所の銀主を頼む。先づ川越侯に館入れる町人は、鴻池伊助・升屋平右工門・山家屋權兵衛を重立てる者にして、銀主と唱へぬるもの凡五十人餘りありと云ふ。此者共よりして此度國替の手當金として、五萬兩借用致したし迚、元〻元方用人・家老追々に立替り出來りて頼みぬれ共、これ迄何れへも不義理のみなしぬる故、これを心よく諾ふるものなく、漸々と二萬五千兩の金子を、五十軒餘の者共調達すべきに定まりぬるにぞ、其金子早く受け取るべしと、頻に之を急ぎぬれ共、庄内の百姓江戸表に出でて駕訴訟をなし、領中大いに騒動をなすに依り、御所替も止みしなど種々の風説これあるにぞ、約せしまでにて其金子何れも出さゞれば、大差支にて困窮せらるゝと云ふ。

四月始めよりして五月迄には、三諸侯何れも一家中三度に交代して、御引拂ひに相成る約定なりしに、庄内の騒動にて其事なり難く、最早苗の植ゑ付も濟みぬるやうになりぬ。川越より輕き身分の者僅八人、何か談合のことにて庄内へ入込みしに、右騒動の折柄なれば、若しや百姓共不法の事もあらんかと、酒井侯より多人數を以

國替と豪農本間登野江

て旅宿の四方を固め、鐵砲十挺・弓十張・槍棒等を持たせて、晝夜廻り通しになし、用事にて出づるにも弓槍を以て之を警固するにぞ、何れも大いに困窮し、思ふ樣には用談も辨じ難くて、四人の如く、如何ともなり難しと云ふ。此八人の者共何かの下聞等をなし、其上にて重たるもの入込みて、交代せる者の屋敷割等をなすことなるに、五月下旬に至れども夫さへ未だ入込まずと云ふ。公儀に於ても、林・水野・美濃部等のしくじりも、國替の一件とも又御葬式の事なりとも、種々の取沙汰のみにして國替も止みしなど專らの風說なる故、之また音に聞えし貧乏の諸侯にて、銀主共の何れも手を置きぬる事なる故、無據せふられて、此度調達する所の手當金、外の入用に遣かひ込まれなば、又々無理を云はれやせんと恐れて、金子手渡さゞるも尤もの事なるべし。

庄內は領中酒田といへる湊に、本間登野江といへる富豪者あり。此度の國替止めにならるゝやう、種々心を盡せる事は、領中の百姓と同樣なる事なれども、最早仰出されし上にして、今更詮方なきことならんには、長岡へ從ひ行ける覺悟なりと云ふ。此者國中一番の金持にて、田地計りも十八萬石所持すと云ふ。餘は之れにて思ひ計るべし。此者よりして、此度の入用として金六萬兩調達す。されども之れにては少々不足なる故、大坂にて金二萬兩借り入れんとて、勝手方の役人出來る。庄內屋敷の藏元といへるは、米屋喜兵衞なり。銀主とて立入するものは、肥前屋德兵衞外に兩人計りありと云ふ。右二萬兩借り入れの事、此者共に相談せしに、言下に之れを諾ひ、金三萬兩を調達せんと云へるにぞ、金子の儀大抵相調ひし上なれば、用心に借り入れ置ける事なり。三萬兩にては一萬兩多し、無用の金なればとて之を斷りぬるに、何れも口を揃へて「御尤の事なり。二萬兩御入用の由仰せられ候を、三萬兩調達せんといへるも、銘々共利を貪らんとて之を調達せんとにはあらず。故に左樣の御心配少しも下されまじき事なり。此度御所替については、外樣には過分の物入故、種々に工面をなして、金子を多く借入れんとし給へる事なるに、當家に於て餘り聊の金子御借入にては、世間の聞え却て御爲に宜しからぬ事もあるべし。御爲惡くは計ふまじとて、強いて三萬兩用立てし」と云ふ。世間に云ふところ諸

牧野侯國替の事

人の知るところにして、川越とは大いに異なる有様なり。いかに數代庄内を領せしとて、當時の君侯不仁の人ならば、一人も之を慕ふ者はあるべからず。彼の家代々政道正しく、當君また仁を施せしゆゑなり。この度其の德顯れしものなり、感心すべし。

越後小知谷の帷子問屋、本町呉服仲買の方へ商に出來たり。長岡の話をなす。此人名を喜右衛門と云ふ。牧野侯には勝手向宜しからざる上に、近年京都所司代を勤められ、別けて仙洞御所御崩御に大役をも首尾能く勤められる。此所司代といへる役向は、至つて物入多くしてたゞさへ之に困りぬるとなるに、斯る御大禮を勤められし事なれば、臨時の物入等少からず。斯樣なる事の勤役中に、思ひ寄らざる所替仰付けられしことなれば、途方にくるゝ事なりと云ふ。斯樣なる事なる故に、長岡に於ては一家中大いに狼狽愁傷し、屋敷内の植木を掘り大木竹藪の類は悉く伐拂ひ、數代持ち傳ふ處の家財諸道具に至る迄、聊かにても金錢になる所の品をば殘らず賣り拂ひ、何一つもなきあばらやに住居をなし、何れも在町等へ出行きて、逢ふ人毎に數代住み馴れし地



を離れ先祖代々の墳墓を捨てゝ、他國へ移れることを愁傷するの外には、何の話もなし。實に氣の毒なる有樣なり。然るに庄内百姓共の愁訴によつて、交代のことも暫く延引し、世間にては所替も相止みぬるなど、專ら風說あるにぞ、若しや噂の如く所替止みぬる樣にならば悦ばしき事なり。併し餘り早まり過して、何も角も賣拂ひつまらざる事なりとて、皆一統に夢に夢みし如くにて、氣抜の如くうつとりとなり、只さは〳〵はとする計りにて、只何事も手につくことなくて、さりとは氣の毒千萬なる有樣なりと云へる事を、咄せしと云ふ。いかに貧乏に暮しぬればとて、所替は公の命にして私の事とに非ず。士の身にして樹木竹藪までを伐拂ひ、大に家屋舗を荒し、此度交代に至る人は夫々に之を引渡しぬること、只私の恥のみにあらず、君侯の恥辱甚しと云ふべし。士にしてこれ程の心得なきこと、淺ましきことなり。

〔頭書〕所替に付、長岡領の内新潟二萬石は公儀へ御引上げになると云ふ事なり、新潟と云へるは至つて繁昌の土地にしてよろしき所なりと云へり。

寛延元年、松平紀伊守殿丹州笹山より、同國龜山へ所替なりしに、笹山をば其儘にて立派に引渡し、龜山へ引移りしに、此度牧野家の如く家屋舗樹木藪に至るまで

酒井侯出府延引

相互に其儘にて交代すべき約定をなし置きしに、笹山は堅く約を守りて引渡しぬるも、龜山に於ては何れも其約に背き、悉く之を賣拂ひ、あばら家にして引渡せるにぞ、笹山より引移りし者共之を憤りぬれども詮方なく、大に困りしと云ふ。多くの家中此の如く、不法なる中に疊・建具も其儘にて床にかけ物をかけ、屋敷内の掃除をも行届かせ、立派に引渡せし者只一人有りしと云ふ。當年よりは九十四年の古なれども人心の卑劣なること斯くの如し。心有りては恥思ふべきことなり。

酒井侯には昨年出府被ㇾ致候筈之處、病氣騷動等にて大に延引し、漸く當年三月に至り、庄内を發駕にて、同十八日江戸へ着致されしか共、道中より病氣差起りし由にて、出府せし御禮さへ代人を以て仰上げられ、直に病氣引にて籠居致され候由にて、御國替の御禮等は七月に至れども、未だなしと云ふことなり。

昨年來庄内の百姓共大勢度々出府せしこと故、往來筋は申すに及ばず、嶮阻にして道なき處まで、嚴重に番人ありて、一人も出づることなり難きにぞ、詮方なくて密

庄内の百姓上京出訴せんとす

み居たりしが、五月に至り、三百六十六人の百姓、何れも申合せ、方角違のことなる故、奥州境の方には番人の守りも、江戸・上方筋程には嚴重にあらざる故、奥州路へ廻り、湯殿山を越え、岩手山を通り掛りしに、こゝには仙臺の内藤伊達彈正の陣屋あり。此有樣を見て、早々訴へ出てしかば、彈正自ら出馬をなして、之を押止め、「訟の筋は何事によらず、此方より早速に公儀へ申上遣すべし。左樣に大勢の者共出府をなし、これ迄も御取上なきことなるに、又々國中の關を破り掟に背き、出訴するに至らば、其方共の身の上に於ては、屹ねて覺悟をもなしぬることなるべけれども、大切に思ひぬる處の侯の御不首尾となりて、御仕くじりは眼前のことなるべし。さあるに於ては、何の詮なき事なり。願の筋は此方より、早速に公邊へ取次致し遣すべければ、重立つたる者の内にて五人、此方へ止り、其餘は悉く引取るべし。右五人の者共は江戸表の便を聞きし上にて引取るべし。」と種々利害を申聞かせしかば、五人の者引殘り、其餘は庄内へ引取りしと云ふ。伊達家よりは此旨早速御老中へ御届に相成り、庄内へも御引合せに相成り、中村右門といへる代官、岩手山へ到り、同

御殿御廻状

二十二日右五人の者共を受取り、引連れ歸りしと云ふ。

五月二十八日御殿御廻状之寫

上意の趣、御政事の儀御代々の思召は勿論の儀、取分け享保・寛政之御趣意に不レ違樣思召候に付、何れも厚く相心得可レ被レ勤旨、御老中方へ仰渡之趣、

寛政の度御初政の砌、向々相心得方之儀に付、厚き上意有レ之候旨、其節達し置き候へば、一統相辨へ居り可レ申儀に候處、年月押移り、場所々々古く相勤候者も殘り少に相成候より、自然御趣意取失ひ候故、前々規定の心付薄く、當座は御用便のみ專務と心得候樣に成行き候は、如何儀に思召候。自今以後、御代々樣被二仰出一候儀は勿論、分ては享保・寛政之御政事向に相復し候樣との御儀に付、假令御沙汰の儀にても御規定に振候歟或は筋合の穩ならざる儀は不二差控一可二申上一樣との御沙汰に付、誠に難レ有恐悦の御事に候。乍レ然是迄不行届御安心不レ被レ遊候御儀、深く恐入候事に候。右之御趣意各奉二承知一、享保・寛政度觸達之書付熟慮致し、向々厚く相心得、是迄仕來り候事たり共、筋合に違ひ候儀は改革致し、何事も正路に御爲第一に取計被レ遊、御安心候樣精々可レ被二相勵一候事。

但し享保・寛政之度を始め、總て度々被二仰出一候儀、當座同樣相心得候輩も有レ之、甚だ如何之事に候。殊に御役人之儀も表趣之手本にも相成候事故、別て厚く相心得、新役被二仰付一候節も、聊不レ洩樣に傳達可レ有レ之事。

前書之通り上意之趣幷に御老中方被二仰渡一候趣共寫し相達候。御勘定所支配之儀は、別て此度被二仰出一候御主意、厚く相心得、享保・寛政度之御書付類得と熟慮致し相守、一已の愼方は勿論、末々迄も御主意の趣申諭、向後違失無レ之樣致し、猶此上御奉公向精入相勤、御爲第一に取斗候儀專一に候。右之趣可レ得二其意一候。已上。

五月二十八日

中村兩組外九軒

六月五日御殿御廻狀之寫

質素節儉其外心得方の儀、天保九戌年四月相達候趣、尙又去十二月相達置候間、萬石以上以下共、奢りケ間敷儀無レ之、衣服・飲食の儀は勿論、都て無益の費を省き、武備非常の手當專一に可レ被二心掛一儀には候得共、此度厚き御沙汰も可レ有レ之候につき、彌

役替の面々

々質素節儉を相守り、御主意不」違樣可」被二心得一候。右之趣可」被二相觸一候。

六月五日　　中村兩組外九軒

五月十日〔被二仰渡一カ脱〕

御役御免、今日中御暇。

右は增山彈正少弼殿へ被」仰候旨、御留主居松平內匠頭殿御演舌。御下東條權太夫。

五月十二日被二仰渡一

御本丸御小姓・三百石　內藤中務少輔・同二千石　織田圖書頭・同八百石　石谷市正・右大將樣御小納戸・二千五百石　村越若狹守・御本丸御小納戸・五百石　京極右兵衞佐・同二百石　辻定右衞門・同四百石　戸田六郎右衞門。

右思召有」之、御役御免、寄合被二仰付一候。

五月十三日被二仰渡一

御刀美濃國兼元代金貳十枚

是迄出精相勤候に付、御手自被」下」之、御役御免。

御勘定奉行土岐丹波守御作事奉行ゟ三千五百石　御作事奉行石河土佐守小普請奉行ゟ二千七百石　御勘定吟味役井伊掃部頭

太田備後退役

役川村清兵衞御裏御門切手番頭・二百俵

五月十四日被二仰渡一

御拜領之內二百石被二召上一小普請入　田口加賀守御勘定奉行　逼塞被二仰付一寄合　同五郎左衞門御領地被二召上一吉田悴へ新規、

成方院右大將樣付與御醫師三百俵　百俵被二下置一　同同　賴庵

六月二日於二南御番所一

當人自殺矢部右近將監組同心　佐久間源助　艮死　同堀口定治郎　手負　同　高木平次兵衞

右遺恨之筋有」之於二詰所及一刃傷一騷動に付、當日依」之公事訴訟流に相成。

御老中太田備後守殿には、五月二十七日登城にて、諸侯の國替相止候樣にと、水野越州と爭論をなし、翌日直に病氣の由にて、退役願差出されしにぞ、願の通仰付けらる。御老中の內にても此人と脇坂の兩人は、別て評判も宜しかりしに、惜しき事なりと、諸人噂せし事なりと云ふ。

國替其外御政事の事など、嚴しく申上げ引取りし上にて、直に剃髮し、病氣願差出して退役せられしとも、又何か御政事の事に付、此人の計ひ宜しからぬ事有りて三

眞田家財政困難の理由

ケ條の御不審を蒙りしに其返答に行詰り、詮方なくして退役せられし共、云へる噂にして、其趣意一向に分り難しと云ふ。

御老中脇坂侯は逝去せられ、太田侯には役を退かれぬるゝこと故、差詰め京都御所司代牧野侯こそ御召出なるべしと、諸人思ひしに、思ひの外に之まで先例になき眞田信濃守殿御連判の列仰付けらる。こは田沼の跡に出でて、能く天下を平定せられし松平越中侯の御末子にて、眞田家へ養子となられしといふ。至つて學者にして賢明なる故、水野侯の御計ひにて召出されしと云ふ。眞田家の太鼓の役者に、樋畑孫兵衛といへる者あり。侯にも兼ねて斯樣の望之有る故、中野關翁へ取込み、數萬兩の賄賂を贈りて種々手入せられしに、關翁心易く之を諾ひ、頻に賄賂を取込みし上にて、種々樣々に力心を盡しぬれども、外樣より御老中へ直になりし先例なければとて、氣の毒ながら詮方なしとて斷られしにぞ、侯には御役を望まるゝ所より、不勝手なる身代なるに、多くの借財せられし事故、其年よりして家中へ渡せる手當もなく、御役につかば忽に賄賂せし物入をも取戻すべしと、思はれしも空しくなりし事ゆゑ、必至の差支へとなりて、一家中扶持米さへも渡ることなく、大困窮に及べる樣になりぬ。之全く旦那の御役を望まれし故、關翁に騙され、始めよりしてならざる事は知れぬる事なるべき事なるに、賄賂を取る程取りて突放されしものなるべしと、予が知れる人、右孫兵衛より咄せしことありしが、關翁をはじめ賄賂を取れる人々皆々仕くじりし上なれども、此度此人世に出でられぬる樣に成りしは、賄賂も不益にはならざりし。如何なる事をか仕出されぬることやらんと、其人笑ひながらに予に語りぬ。

日蓮宗繁昌

太田侯の退役せられし噂、種々樣々の事なれども、何分是迄まで評判も別て宜しかりしに、思ひよらず退役をせられしこと故、諸人不審しく思ひしに、外に仔細なし。法華宗感應寺建立の事を彼寺の住僧、林・水野・美濃部・中野等は云ふに及ばず、奥女中をも取込み種々姦智を振ひしが、七堂伽藍建立を許し賜ふ樣になりて、七八年專ら其噂あり。將軍家の御眼病平癒し給ひ、又越前家へ養子に入らせられし君達の盲ひ給ひ、目明かになりしなど、種々に奇怪の說を申觸らし、殿中に於て佛工に命ぜ

感應寺と奥女中の不義

られ、日蓮の木像を作らせ給ひ、殿中よりして池上本門寺へ寄進し給ひ、夫よりして感應寺へ納りしと云ふ。將軍より御寄附なることなれば、殿中よりして行列正しく警固嚴重にして、諸人の往來を止め、其勢諸人の目を驚かせしといふ。斯樣に上の信仰し給へる事なる故、諸宗共に內には法華を信仰して、家毎に題目の聲絶ゆる間もなく、平人は申すに及ばず、諸侯の中にも二人改宗して、法華宗となりしもありと云ふ。斯る有樣なれば、奥向よりも女中大勢常に參詣せられしを、住寺を始め伴僧等申合せ、銘々に不義密通をなす。後に至りては女中互に申合せ、奥向よりして感應寺へ寄進の物なりとて、代る〳〵長持の內へ入れ、之に錠を卸し、寺へ持込み放に姦淫をなす樣になりしとぞ。御老中の中にて、脇坂侯之れを怪しみ大目付へ御沙汰あつて、其長持を改めしにぞ、其事分りしと云ふ。其節これに拘はりし女中の向は、悉く罪せられしが、林を始め何れも勢を振へる事なれば、程能く事を濟せしが、何分にも脇坂を其儘に生置きては、姦惡をなす邪魔になるべしとて、林・水野・美濃部等、感應寺奥女中と相謀り醫者兩人に命じ、脇坂を毒殺せりと云ふ。兩人の醫



三諸侯所替のこと

者此事を種々斷りぬれども、之を諸はざれば、其場に於て忽ち命を失ひぬる事故、是非なく毒を用ひしと云ふ。感應寺は直に入牢、兩人の醫者も直に召捕られ、之は揚り屋、奥女中大勢何れも召捕れしと云ふ。感應寺は箇樣の惡僧なる事を知らずして、寺社奉行よりして彼が願を申立てしが、容易ならざる大望故、早速には事ならで、年月の立つ內に寺社奉行も轉役し、太田侯其跡に出てられしに、下地よりの手續なれば、斯樣の惡僧とも思寄らず、其願へる儘を申立てられしに、此度斯ることに及びぬる故、はなはだ氣の毒の事なりとて、或人予が知れる人に語りしと云ふ。

三諸侯所替の事も公儀よりして、兵部大輔どの川越に御養子に入らせられしにぞ、二萬石の御加增有るべき御內意有りしに、川越領は至つて惡しき所にて、土地も至つて切り詰りし上に、收納も少くして勝手向大に難澁の事なる故、之を辭し、其代りに播州姬路に所替致し度き由を內々願はれしと云ふ。元來此侯下地姬路に居られしが、不首尾の事有りて、酒井侯と入替になりぬ。下地姬路に居られし事なれば、土地も收納も宜しきことを知らるゝが故なりと云ふ。內密のことなれ共、誰人か此

事を知れる。密に姫路侯へ告げし者有りと見えて、其噂を聞き、大に驚き、水野越州へ數千兩の賄賂をなして、其事止みぬるやうに頼まれし故、賄賂の奇特有つて、所替をば逃れしと云ふ。川越侯には姫路望みに叶ざれ共、其餘は何國にても御望に任せんといへることなる故、侯にも種々評定の上にて、此度は豊前の小倉を望まれしにぞ、其意に任せんとて、已にそれに極りしかば、侯には大に驚きて、之も亦水野越州を頼みて、數千兩の賄賂をなせしにぞ、水野其賄賂を收めしが、之も亦止めぬるに、其趣意立たざれば如何にとも詮方なしと、種々工夫をこらし、此度は兵部大輔殿の御腹にて、花園〔頭書〕中野石翁が女なりと云ふ殿とやらん御妾に取込み、小倉は餘りに遠き國なる故、之に御越あつては、婦人のこと故大に案じ奉れば、同じくは近き所に所替仕り給ふ樣にと、頻りに申さるゝ樣に仕組みしにぞ、夫より して庄内といふ所になりぬと云ふ。されども庄内侯には、神君より賜りし急度したる御書物有りぬる事故、之も少しも氣にかけずして、平氣にてゐたりしが、彌々國替になれる由を聞きて、水野侯へ五百金の賄賂をなしぬれども、最早三度目の事なれば、之を止むるの手段なかりしにや、又賄賂の少なかりしにや　其功能もあらはれずして、彌々庄内に極りて、三諸侯へ其事仰渡されしにぞ、庄内も大に仰天して、爰に於て金子千兩を賄賂ひし、其止みなんことを願ひぬれども、もはや表向に至りし事なれば、賄賂の驗もなく、いかにともなし難く、賄賂の仕損となりしにぞ、然らば領内の内、酒田をば其儘に下し置かれ候樣にと願はれしにぞ、其儀は兎も角も計ひなんとて、長岡へ所替有つても、酒田をば其儘下し置かるゝ樣になりぬ。此酒田と云へる所は、大なる湊にして、船掛りも至つて宜しく、至て繁昌の土地なる故、本城の外に此所にも一城を構へ、其備へ嚴重なることにて、本間藤清といへる富豪を始めとして、有福の者共何れも此處へ集ひ住みぬと云ふ。然るに領内の百姓一統に數代の君恩・當君の仁政を蒙れる事なれば、其別れを歎き、當春已來御大老・御老中・水戸侯迄に愁訴をなして、大に騒動をなし、天下の人耳目を驚感せしむるに至る。斯る質直なる百姓共なるに、一端仰出されしことなれば、定めて御所替はありぬべし。斯る所へ強ひて川越の如き貧諸侯行かれしとて、酒井侯に上越す程の仁政を以て、

民を撫けんとするとも、覺束なき事なるに、人の國に望みをかけ、其家を利せんとし、所替の手當さへも調ひ難き程なる事にして、如何して其領内を治めんとするや。一揆騒動大亂の端を開くことならんと、心有る輩々之を思はざる事なし。されど一端公儀よりして、四月中に雙方引移れるやうに仰渡されしにぞ、四月初旬、川越よりして屋舗地下見分の爲に、輕き身分の者共七人計り入込みしに、百姓大に騒動をなす折柄なれば、如何なる無禮あらんも計り難し迚、此者共の旅宿をば酒井侯より鐵砲十挺・弓十張・槍・三ツ道具・棒等にて、數百人之を固め、此者共の出入毎に、嚴重に警固せられぬる故、大に驚怖し、碌々に見分することさへなり難く、旅宿に慄ひ居りしと云ふ。此者共下見分せし上にて、屋舗割付の役人入込む積りなれ共、箇樣の有樣なれば、夫迄に至り難く、日を送る中に五月に至り、植ゑ付も相濟み、又もや三百六十六人の百姓共、始めにいへる如く奥州路へ廻り、湯殿山越に岩手山へ出づ、仙臺侯より其由を訴へらるゝ樣になりぬ。七月に至りて、川越・長岡等總家中の荷物、南北海を經て追々に攝州の兵庫迄着船す。大層なることなりしと云ふ。然るに



百姓共の愁訴を御取上げになりしにや、又騒動せん事を思召るゝにや、七月上旬に至り、三家共御召出しにて、酒井左衞門尉殿へ所替其儀及ばず、格別の由緒を以て、是迄の通り其儘永々之を下され候趣仰渡され、松平大和守殿へ所替申渡候處、其儀なく二萬石御加增、都合十七萬石下され候事。

牧野備前守殿へは、所替申渡候處、其儀なく是迄の通り其儘下置かれ候趣仰渡されしと云ふ。庄内領の百姓共の愁訴することなくば、何事なく双方難澁ながらも、所替となるべきに、百姓共の領主を慕へる事、幼子の慈母に於けるが如くなるにて、酒井侯數代の仁政、當侯の德も天下に顯れ、川越の慾心にて、斯樣の大變を引き出せしと、之も亦天下に大なる恥を晒らしぬるに至る。何分にも神君世を治め給ひてより、二百廿七年の間に百姓の一揆して、騒動せし事其數多く、諸侯の所替も其數限りなしと雖も、未だ斯る目出たき騒動をきかず。天下の諸侯、此度の庄内の一件をよく〳〵心に留めて仁政を施し、領内の民をして如斯に上を慕ひ思へるやうになさば、自ら其國々も富めるやうになりて、自己の貧困するには至るまじきやうに思

文化末の物價騰貴と不景氣

はる、愼むべき事なり。

文化の終れる頃かと覺えし。江府に於て石橋何某といへる町人、其外數人申合せ、公儀へ運上を差上げて總て何品に寄らず、商ひ物悉く此仲間へ買入れ、此仲間より諸商人夫々に己が商ふ品々を買ひ取りて、何れも商賣をなさゞればならざる樣に之をゞめ括りぬ。此の如になして、十組の者共過分の利を貪りぬることなれば、諸商人も自ら高價に商はざれば、妻子をも養育なし難きにぞ、物の價次第々々に高價になれる計りにて、少しも下れることなければ、諸人之が爲めに不益の金銀を費せるやうになりて、自ら金銀も不融通になりて、貧窮の者は愈々困苦するやうになり行きて、世間も年々に淋しくなり行きぬ。これ全く十組の者共が過分の利を貪れる故なり。此度此者共も嚴しく御咎を蒙りしと云ふ。心地よき事なり。（〔頭書〕矢部駿河守の計ひにて、十組の者共は之迄の通りに一端免るされし者なれば、其儘に差置かれて、諸商賣とも十組の者に拘らず、勝手次第に物の買入をなし手廣く商をなす樣に言渡しありと云ふ。）

金銀座共大に敎長じ、先年仰山に賄賂をなして、町人の身分にて有りながら、帶刀を免許せられ、其敎れること言語に言盡し難き程の事なりと云ふ。此者共も近來御咎を蒙りしと云ふ、さもあるべき事なり。



京都の儉約令

京都御觸之寫

近來世上一統相馳み、侈奢に押移候哉にも相聞え、右體の儀は無之樣、享保寬政度の被仰出も有之、近くは寬政度、夫々商ひ物其外萬端華美に無之樣、觸書も追々差出有之、其儀は一同に忘却致間敷事に有之處、寬政分迚も年數相立ち、殊に其頃の事共可存者も殘少に相成候事にも可有之哉、自ら何も無辨、心得違候儀有之趣不當之事に候。右享保寬政度觸書等取調べ、町內限り人別に見せ候て、町役人共より得と申諭し、都ての商ひ物等華美に無之は勿論、御制禁の品決而取扱不申、質素第一に致し、奢超過不致樣取計ひ、新規之儀仕出し不申、正路に諸商賣可致、其外共萬事致省略、費無之樣質素儉約第一に心掛け、永久相續致候樣可致候。此上心得違者有之候はゞ、急度可及沙汰候。右之通洛中洛外可相觸者也。

丑六月

別ニ町代方の添書

天保十一年、十二年雜記

大阪の儉約令

享保・寛政度々御觸書之趣相守り、奢侈超過不レ致。質素儉約第一に可レ致旨、御觸書御差出被レ遊候。右享保・寛政度之御觸書は數通之事に付、若し右御觸書難二相分一御町分も有レ之候はゞ、持場之者へ御聞合せ有レ之候て、御觸書之趣急度相守候樣可レ致旨、別段御役人樣より御沙汰有レ之候事。

但し女子髮飾り綿面色切れを用ひ候儀致間敷旨、享和二戌年六月御觸書之趣をも見合せ候樣、御沙汰有レ之候事。

大坂御觸

近年一統花美の風儀に成行き候に付、自ら無用の費多く困窮に至り、日用の品却て高直に成り人々難儀候事に付、男女分限不相應の着用又は髮の飾・手道具・履物等迄質素儉約可レ致旨、享保・寛政の度被二仰出一も有レ之、當表市中之者共へは、其後追々觸置候處、年月相立候につき、自然と御觸面忘却致し。近來相弛み候趣相聞え。以ての外の事に候。右享保寬政之度、其後追々觸書等も取調べ、町内限り人別に爲レ見候て、町役人共より得と申諭し、前々御禁制の品々、其外分限不相應結構の衣類品等、用ひ申間敷儀は勿論、萬事致二省略一無益の費不レ致、質素儉約第一に心掛け可レ申候。鼈甲櫛笄等も、先年申渡置候通り、百目以上の品堅賣買致間敷候。若し心得違ひの者有レ之ば、急度令二沙汰一候。

右之通り、三鄕町中不レ洩樣可二觸知一者也。

天保十二年七月十日　石見遠江

北組總年寄

口上

今日御觸書之儀、嚴敷被二仰出一之趣に相心得不レ申、唯花美又は縫拔相用ひず、都て分限相應に致し、人氣に不二相障一樣可二申諭一旨、尙又總年寄中より御口上にて、被二仰渡一候間、此段御承知可レ被二相成一候。以上。

七月十日

玉水町年寄

各樣

別に總年寄の口上にて、大家之儀は何れも平日かして、家格相定り、別段に奢りがましき事は無レ之儀に候へば、此度の御觸通りに依つて、尙又嚴敷儉約等致し候

天保十一年、十二年雜記

様に相成候ては、出入其外小前の者共大に困窮に及び候事故、此段心得違無之様可レ致由、今橋筋一丁目・二丁目・玉水町其外豪家有之候町計り、年寄を呼出申渡候由。

享保寛政の觸書

○享保寛政之御觸書之寫

覺

婦人の衣服縫・金絲等入り候ても、小袖一ッニ付代銀三百目、染模様の小袖表は一ッニ付代銀百五十匁を限り、夫々高直之物一切拵出し申間敷候。尤帷子も右に准じ可レ申候。若し違犯之輩有レ之者、急度可レ爲二曲事一旨、町中へ可レ被二相觸一候。以上。

辰六月

右之通今度從二江戸一被二仰下一候條、三郷町中へ可二相觸一者也。

享保九年辰七月十日　飛騨　日向

三郷總年寄中

御口上之覺

今般被二仰渡一候衣服之儀は、御所方・武家方御衣類之事。

右之類織出し候職人共へ、別て被二仰出一候絹紬之類着可レ致候。此段町人へ心得違無レ之様、町々年寄申渡候様被二仰渡一候事。

寛政の儉約令

七月十日

寛政元酉年三月御觸

近年一統花美之風儀に成行候間、自ら無用之費多く困窮に至り、日用の品は却て高直に成り、人々難儀致し候事に候。武家に於て質素に相守り候得ば、商賣向も薄く可二相成一候。然る處下人共是迄の心得にては、此上取續樣無レ之候間、一統花美之儀無レ之樣可レ致候。自今町人男女共、分限不相應結構之着用致し。又は髪飾等迄も大造なる品相用候者候はゞ、組の者見廻り次第、右居所・名前等相糺し、町役人差添へさせ、直に奉行所へ召連吟味致し候間、左樣に可二相心得一候。

但し不相應之衣服又は髪飾結構に致し候者は、於二奉行所一吟味の上、咎申付候事にて候。於二途中一着類幷髪飾り等取上候儀は、前以無レ之事に候間、不レ紛樣兼ねて其

趣を可レ存候事。

右觸書之趣、借屋之者共へ不レ洩様申聞、幷家主之宅へは張置可レ申事。

酉三月

右之趣從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

酉三月 石見 土佐

覺

一、不益に手間掛り候高直之菓子類、向後無用に可レ致候。是迄拵へ來候共相止可レ申事。

一、火事羽織・頭巾結構之品可レ致二無用一、幷町方火事場纏錫箔之外用申間敷事。

一、能裝束甚だ結構なるも相見え候間、向後輕く可レ致候。幷に女の着類も大造の織物・縫物無用に可レ致事。

一、はま弓・菖蒲甲刀・はご板の類、金銀かな物幷箔用ひ申間敷事。

一、雛幷もてあそび人形之類、八寸以上可レ爲二無用一候。右以下の分は、麁末の金銀・緞子類の裝束は不レ苦候事。

一、ひな道具梨子地は勿論、蒔繪に候共紋所之外無用の事。

一、櫛笄・髮さし等金は決して不二相成一候。銀・鼈甲も大造に無レ之は不レ苦候。幷目立候飾細工入組み、高直之品は賣買固停止之事。

一、きせる其外もてあそび同前の品、金銀遣申間敷候。幷に蒔繪等結構に致間敷事。

右之條々急度可二相守一候。總て奢りたる品拵へ申間敷旨、元祿・享保年中觸候趣、尙又此度改て右之通り被二仰出一候。尤唯今迄商人仕入候分は、當年限りに賣買致し、來戌年よりは書面之通り賣買停止たるべく、停止之品自今誂候者有レ之候はゞ、奉行所へ相伺差圖を可レ受候。

右之通從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

酉三月 石見 土佐

同年五月六日御觸

近年一統花美の風儀に成行き候に付、向後下人男女共、分限不相應結構着用致し、又〔之品脫カ〕

天保十二年五月の儉約令

天保十一年、十二年雜記　一〇九

は髪飾等迄も大造なる品相用候者、見廻り次第奉行所へ爲ニ召連一候旨、江戸表々仰越候趣、當三月相觸置候間、町中一統令ニ承知一相愼み可レ申儀は勿論の事に候。且又傾城町幷に芝居役者共之衣類の儀は、絽紬紬布、木綿着致し、遊女之衣類何地にても可レ爲ニ紺屋染、芝居舞臺之裝束は、平縞羽二重、絽紬可レ爲ニ紺屋染、人形裝束其外結構に致間敷旨、寛文八申年五月申渡。其後右定法可ニ相守一度々觸置候通り、相心得可ニ罷在一儀に候得共、先年之申渡年久敷相成候事に付、尚又心得違無之爲め申渡候。彌々右之趣相守可レ申候。尤も役者共儀、芝居外之儀は素人同樣に致し、少々にても花美之風體にて往來致し候はゞ、是亦急度可ニ申得一候。

一、茶屋・風呂屋等に召抱へ候女共之儀も兼ねて相極置候通り、茶立女者二人宛・髪洗女者二三人宛に限候處、近來多人數召抱へ、賣女同前商賣致候者數多有レ之趣相聞、不埒之至りに候。既に去春中嚴重申渡候處、今以如何之事共在レ之趣相聞、其上御城近邊其外場所柄も乍レ憚、賣女屋同樣商賣致し候者も有レ之由に相聞え、別て不埒至極に候。此以後若し如何之商賣致候者有レ之候はゞ、召捕可ニ追て吟味一候條、其旨可レ存候。

右之通、三鄕町中不レ洩樣可ニ觸知一者也。

丑五月　石見
　　土佐

右同年十二月御觸

先達て奢たる品賣買致間敷旨相觸候趣彌々固相守可レ申候。先達て觸候内、

一、女の着類大造の織物・縫物無用可レ致旨有之候。享保九辰年申渡候通り、小袖表代銀三百目、染模樣小袖百五十目を限り、夫より適宜の物彌々以賣買致間敷事。

一、櫛笄簪の類、金は勿論不ニ相成一、銀・鑞甲細工入組み、高値の品相止候の上は、櫛代銀百目を限り、笄・簪右に準じ、下直に仕立可レ申事。

右の外はま弓・羽子板の品、金銀箔を用ひず、雛は遊び人形八寸を限り、結構の裝束類雛道具梨地銀遣ひ、蒔繪結構に不レ致儀等、彌々當三月相觸候通り相心得、來年よりは決して賣買不レ致候。萬一誂へ候者有レ之候はゞ、早速訴出で候樣可レ致候。若も相對を以て誂へ候品曲事たるべし。都て商ひ物改めとして、以後奉行所より組之者不

絵本出版に就處刑

時に相廻し、禁止の品有」之候節は、町役人共へ見届けさせ、封印附置き預け、追つて取上げ焼捨申付け、持主咎申付候間、兼ねて心得違無」之様可」致候。尤も萬一紛敷致方致し候者有」之歟。或は途中にて往來之者捕へ改候儀等有之候はゞ、其者を留め置き早々訴出づべし。右體之儀者決して無」之事に候之條、其旨をも可」存候也。

〔二カ〕
十一月

右之通り町中可」被二相觸一候。

右之通從二江戸一被二仰下一候條、此旨三郷町中可二觸知一者也。

酉十二月石見
土佐

以上享保・寛政之御觸書之内に、享保・寛政之御觸通りといへる文言のみにて、其節の御觸之趣不二相分一候故、これを取締候て、此所へ記置者也。

六月十日

小從人本田左京組
大野權之丞　丑五十四歳

公方様日々御勤向之儀、幷諸役人日記其外有りとあらゆる公邊取計らふ事、品々

事記し有」之本貳部、御買上げに相成申候。

其方儀御政筋に抱り候儀不二容易一事共彫判致し、繪本屋伊助へ相渡候段、不届の至りに候。依つて九鬼式部少輔へ御預け。

六月十八日

元小從人本田左京組權之丞總領
大野鏃之助　丑十六歳

依二父料改易一

右於二評定所一岡村丹後守・遠山左衛門尉・櫻井庄兵衛立會、丹後守申渡候。

七月三日

寄合水野美濃守名代
戸田　久助

其方儀は、御咎後も愼み方不」宜趣相聞、不埒之至被二思召一候。依つて隱居被二仰付一候。

水野備前守名代
高井遠江守

父美濃守不埒之儀有」之候に付、隱居被二仰付一蟄居可二罷在一旨被二仰付一候。家督無二相違一其方へ被」下候。追て知行所之内、村替可」被二仰付一候。

天保十一年、十二年雜記

所替の命令

右本多豊後守宅に於て、若年寄中出座、同人申渡之。小目付佐々木三藏罷越す。

水野備前守

本所元柳原永御預地被二召上一候。借地之分貳ヶ所共、早々可レ有二返地一候。

酒井左衞門尉

思召有レ之に付、所替之儀不レ被レ及二御沙汰一候。其儘庄内領地可レ被レ致候。

右之趣於二黒書院一御老中列座にて被二仰渡一候。

松平大和守

思召有レ之候に付、所替之儀不レ被レ及二御沙汰一候。其儘川越領地可レ被レ致候。兵部大輔願之筋も有レ之候間、貳萬石加増被二仰付一候。

牧野備前守

思召右同斷、其儘長岡領知可レ被レ致候。

右之趣菊の間において、御老中列座にて被二仰渡一候。

水戸殿へ

大阪大御番永井伊豫守の貪欲

國元制事（改カ）行屆候趣、上聞に達し、御氣色に思召候。右に付今六七年、於二國元一制事可レ被レ致候。

但是は當年迄三ヶ年御在國の所、當六月中又候來春迄年延べ御願之處、右之通被二仰付一候。是は餘り我儘之故にての事、此上共餘り儀有レ之候はゞ、上にも重き思召有レ之由に候。

天保十二丑八月、大坂大御番永井信濃守・曾我伊豫守之兩人仰付けられ候處、永井には至つて慾深き人にて、是迄大御番を勤められしに、同役百騎等をぐづり、何事によらず事六ヶ敷こね廻して、頻に賄賂を貪りぬる故、何れも大いに困り果てしと云ふ。大御番には一萬石餘の小諸侯と、七八千石より萬石に近き御旗本と、兩人宛一年代りに交代なり。御役料は、諸侯は黄金一萬五千兩、知行聊の違ひなれども、御旗本は黄金六千兩の御役料なり。同じ大名にても御加番などは、御役料の内にて、過半は御普請の手傳・御鐵砲筒浚へ、其外御役筋への附屆等に費ゆることなるに、大御番は身分は輕き人々なれども、御本丸預りにて、其御役重き事なる故、御城代を始め

として、之に附届をせらるゝことなりと云ふ。同役にても、一方は御旗本なる故、斯様なる諸侯の同役にては、自ら其下風に立ちて、常に困らせらるゝ事なりと云ふ。斯様なる人と同役になりては難澁なること故、曾我には、病氣の由にて引込まれしに、永井の不人柄なること、上聞に達せしにや、多くの物入をなして登坂の仕度せられしに、暴に之を免ぜられて、新に大岡紀伊守に仰付けられしにぞ、曾我にも出勤をなして、登坂せらるゝに至る。左もあるべき事なり。

江戸より申來り候書付之寫

大目附へ

近來御大禮御慶事等にて、御入用も莫大に候上、別て去年・當年抔、臨時の御入用差添候のみならず、引續き當時の御普請場も其數多く、都て御入途大造に候處、此度關東筋川々の御普請御入用も不レ少儀に付、御手傳をも可レ被二仰付一候得共、右體非常之御入用御備之爲、兼々御儉約等の被二仰出一も有レ之候と雖も、猶又去る戌年以來、嚴敷御儉約の御沙汰にも被レ及候儀にて、近來打續き、御手傳被二仰付一候上之事に候間、

大目附への布達

此度は思召を以て、右川々御普請は、皆御入用被二仰付一間敷旨、被二仰出一候。必竟右之御趣意も相屆候儀も、諸向き御儉約も相立候故と、御機嫌に思召候。此趣御入用携候向々へ申聞候樣にとの御沙汰に候。猶御儉約等の儀出精心を可レ被レ配候。

大目附へ

別紙被二仰出一候趣、向々へ達の儀、御入用携候向の儀には候得共、心得の爲諸役不レ洩候樣に申通も可レ被レ致候。

萬石以上の面々より御禮後抔に無二急度一爲二心得一、席限りに寫一通之覺被レ爲レ見候樣可レ被レ致候。幷に御三家御城附よりも同樣に可レ被レ致候事。

大目附へ

萬石以上の御役人供立行裝、是迄は元席等の仕來を以區々に候處、以來御役相勤候內は諸事質素專一に相心得、前々乘物・腰懸幷化粧劍・塗籠等相用ひ來候共、莫蓙卷下ケ被レ致、化粧劍・塗籠其外日覆も毛類・木綿等者相止、夏中計り莫蓙日覆相用可レ被レ申候、只陸尺手廻り目立候印附之看板類無用に致し、陸尺人數可レ成丈減少致し、陸尺幷

諸大名への倹約令

手廻り迄も手人を相用候。尤も在所人にて不案内之分者、聊不苦候。長柄の傘も袋は相止、鞍覆御紋付虎の皮・白羅紗切付紋・天鵞絨、其外都て目立候品は無用に可レ被レ致候。先挟箱も駕籠之跡へ引下げ、對箱・簑箱と三ツ持、尤も化粧劒は相止め、徒之先へ立て候鑓も駕籠の前後へ引付け、羽織爲レ着來候者も無用に致し、牽馬も乗馬一疋口付草履取帶刀被二致來一候向も脇差計に致し、押足輕に絹羽織爲レ着候向も、紬布・木綿を相用候様可レ被レ致候。都て御役中は質素に行粧相改め、徒士も互に手の届候様に供立いたし、場廣に無レ之様可レ被二心懸一候。

右之趣向々へ可レ被レ觸候。

八月

諸大名へ御觸書

一、此度嚴敷御倹約被二仰出一候上は、公儀のみにも無レ之、諸大名迄も萬端入用少く、各致二安心一相勤候様有レ之度候。勤向とは乍レ申、御武事に付候へば、譬存外之散財有レ之候共、元來銘々覺悟之儀に付、別段可レ達筋も無レ之候得共、平常の勤向幷獻上物等無益の費用は、成丈相省候様有レ之度候。獻上物之儀に付ては、享保・寛政度追て手輕之方に被二仰出一候得共、古今同種の價の、時勢に寄りては高下有レ之事に候得共、仕來獻上物之内にも、江戸表にて調達之品を土産に引替へ、右土産之品も江戸表の調達に替候方、勝手の向きも候はゞ、聊無二掛酌一可二相調一候。御用向差支無レ之分は、申立候通にも可二相成一候。且又年中定式・臨時御祝儀事に付、鮮鯛獻上之砌、暑中或は連日風雨等之砌、品物調心配、其上不相當之入用有レ之趣相聞、且又炎暑之時分柄は、猶又厚く心配可レ有レ之候得共、差上候以後時刻も移り候儀に付、御用に相立兼ね候儀も有レ之、旁々諸家無益の失費に候間、御樽代・鯖代等准例を以、向後鮮鯛獻上之節、十萬石以上者金貳千疋、五萬石以上は金千疋、五萬石以下者金五百疋、代金を以て相調候様可レ被レ致候。

右之通可二相觸一候。

丑九月十八日

右之通り御觸被二仰出一、誠に難レ有御事に御座候。是迄御祝儀事有レ之、鮮鯛惣獻之折柄

御大名方御留主居幷に若殿より

公方様へ　一折　　内府様へ　一折　　大御所様へ　一折　　〆六折つゝ

右之通り御銘々献上に相成り、是迄鮮鯛一折に付、御鯛屋より諸家様方へ相調へ候直段價之節にても、一折金五十兩位、風雨・暑氣之節は、一折金百五十兩・貳百兩宛も散財有之、諸家方大心配の所、右様の御觸有之、右に携らざる町人迄も、實に難有御觸と感涙仕候。尚又此後追々諸事御改正被仰出可有之と、難有御事に御座候。

破戒僧の處刑

八月御譜代の諸侯不殘被召出、馬術御上覧ありしに、柳澤伊勢守・本庄伊勢守の兩人落馬して、晴なる場所に於て大に恥を晒せしと云ふ。其中一人は別ても見苦敷事にて、差控仰付けられしといへり。

水戸屋敷の裏手にて、何とやらんいへる寺の住職不如法甚しく、女犯其數限なきことなりしにぞ、將軍家直に之が吟味を聞召さんとて、吹屋御門より呼出され、寺社奉行・町奉行・大目附立會にて吟味せらるゝを、障子の内にて聞召されしに、此坊主女犯多き中にも、吉原へ通ひ、金山屋の金山太夫といへるに深く馴染みし事など白状せしにぞ、將軍の仰に、「傾城といへるものは噂に聞きしのみにて終に是迄見し事なし。之をも召出し吟味すべし」との上意なりし故、直に明る日是をも召出され、奉行より吟味せしに、有りの儘に答へしにぞ、又「如何なる事にて遊女とはなりしや」と女の身の上を御尋ねありしに、親困窮・病氣等にて、必至と貧に迫りて、親の爲に身を賣られて、苦界に沈みし由審に答へしにぞ、將軍の仰せに、「彼は親への孝なる者なり。客なくては渡世なり難し。色を賣れるは彼が渡世なり、客なき時は身過ぎもなり難し。渡世のことなれば苦しからず。氣を付けて遣すべし。」との上意にて、其儘に御下げなりしと云ふ。

十月の倹約令

【御觸脱カ】

一、不益に手間懸り候高直の菓子類・料理等、向後無用に候。是迄捨へ來候とも相止め可申事。一、能裝束甚だ結構なるも相見え候間、向後手輕之品相用可申候事。

一、破魔弓・菖蒲甲刀・羽子板の類、金銀かな物幷に箔用ひ申間敷事。

天保十一年、十二年雜記

一、雛幷もてあそび人形之類、八寸以上可レ爲二無用一候。右以下之分は、麁末の金入緞子の裝束は不レ苦候。一、雛道具梨地は勿論、蒔繪に候とも紋所の外無用の事。

一、高直の鉢植物賣買停止せしめ候事。

一、烟管其外もてあそび物同前の品に金銀遣候儀は勿論、彫物・象眼の類幷に蒔繪等結構に致間敷事。

一、女之衣類大造の織物・縫物無用に可レ致候。縫金絲等入候ても、小袖一つに付代銀三百目、染模様小袖表一つに付代銀百五十目を限り、夫より高値の品賣買致間敷候。尤も帷子も右に准じ可レ申事。

一、町人共一統に華美の儀に無レ之樣致し、自今町人男女共、分限不相應結構之品著用致し、又は髪飾等迄も大造なる品相用候者候はゞ、組之者見掛け次第右居所・名前等相糺し、町役人差添へさせ直に奉行所へ召連れ、吟味致候間、左樣に可二相心得一候事。

一、櫛・笄・髪さしの類、金は勿論不二相成一、鼈甲細工入組み、高直の品相止め、櫛代銀百目を限り、笄髪さし右に准じ下直に仕廻可レ申事。

但し髷結に縮緬の色切を拵へ、又は女用ひ候履物の鼻緒等、高直の品賣買致間敷事。

右之趣、享保・寛政之度幷其後も相觸候趣も有レ之候處、累年世上華美に相成り、銘々身分をも不レ辨立派を競ひ、且又外見は不二目立一樣にても、内實高金なる品々猥に賣買致候者共も有レ之候由に候。譬へ甕びの品に無レ之候ても、度々觸渡置候儀、當座の事の樣に相心得、畢竟等閑に成行き、法度背き候段不屆の至りに候。併是迄の儀は格別の御宥免を以、先御咎め不レ被レ及二御沙汰一候條、難レ有奉レ存儀、今般厚く御主意を以、風俗改候樣被二仰出一候に付、不レ輕相心得可レ申候。尤も是迄仕込み置候品も可レ有レ之候に付、來寅年より急度停止たるべく候條、觸面之趣相背き候者有レ之に於ては、遂二穿鑿一無二用捨一嚴敷咎可二申付一候。尤も紛敷改方致し候者、或は途中にて往來の者於二捕致一候改等、決て無之事に候。若右體之者有レ之候はゞ、其者を留置き品々可二訴出一候。自今奢侈高價の品、武家方に候共、誂へ候者有レ之候はゞ、奉行所へ相伺可レ任二差

圖ニ候、

右之通町々へ相觸候條、被レ得ニ其意一、總て華美高價の品誂申間敷、此度之御主意彌々厚く相心得、諸事奢ヶ間敷儀無レ之樣可レ被レ致候。右之趣可ニ相觸一候。

十月

右之通從ニ江戸一被ニ仰下一候條、此旨三鄕町中可ニ觸知一者也、

北組總年寄

丑十一月十二日石見遠江

在々に於て神事祭禮之節、或は作り物・虫送・風祭抔と名附け、芝居・見せ物同樣の事を催し、衣裳道具等□□□見物人を集め、金錢を費し候儀有レ之由相聞、不埒の事に候。右樣の事企て渡世に致す者は勿論、其外にも風儀惡しき旅商人或は河原者抔、決して村々へ爲ニ立入一申間敷く候。遊興惰弱よからぬ事を見習ひ、自然と耕作にも怠り候よりして、荒地多く困窮に至り、終に其果は離散之基にも成候事に候間、右の次第を能く辨へ候樣に可ニ心掛一候。仍ては自今以後、遊稽（藝カ）・歌舞伎・淨瑠璃・踊の類、總て芝居同樣の人集堅く制禁たるべく候。此度右之通り相觸候上にも、若し不ニ相止一に於ては、無ニ用捨一急度咎可レ有レ之者也。

右之通寬政十一未年相觸候處、近來猥に相成候趣相聞え、不埒之事に候。以來觸面之趣急度相守り、人集箇間敷儀一切不レ致、惰弱の風儀相改め耕作に專一に心掛可レ申候。若し相背者於レ有レ之は、吟味の上急度咎可ニ申付一候者也。

右之趣御領は御代官、幷其所の奉行、御預り所主領は地頭・寺社領共不レ洩樣相觸、無ニ油斷一遂ニ吟味一、小給所の分は最寄御代官よりも常々心付候樣可レ致候。

十月

右之通り可ニ相觸一候。右之趣從ニ江戸一被ニ仰下一候條、此旨三鄕町中可ニ觸知一者也。

丑十一月十二日石見遠江

奥儒者成島邦之丞上書の寫



慶長の昔より、權現樣駿河にあはしましける時、御厨方の輕き者存付候儀、數ヶ條認取りて差上候を御覽遊ばし、其者を御前に召給ひ、汝の申す處一々尤と思召給ふとて、御褒美有りとかや。本多佐渡守御側に有りて、「彼者申上げたる箇條少しも御

天保十一年、十二年雜記

家康と下賤者

用立事は無三御座一候」と申上げしかば、「夫は其方存慮宜しからず、彼者の書面は不用の事計りなれども、箇様に存付候事を、我等の聽に入れたく存込みたる志を、稱美せずしては叶はぬ事なり。都て主人へ對し存慮を申立つ者は、戰場にて一番槍を致すよりも猶仕憎きものなり。」と仰せられければ、佐渡守も上の御寛仁御大度を殊の外感じ奉りけるとぞ。

文昭院樣には、町奉行共市中にて、町人等の内に上の御政事を取沙汰致し、狂歌・落首抔にも仕り、申觸らし候事以ての外不届なれば、嚴敷吟味仕るべしと言上せしに、聞召して、「夫は少しも苦しからず。左樣の狂歌・落首抔あらば、何程も寫し取つて差上ぐべし。下々取沙汰聞きてこそ、政事の得失も心付く事有るべし」と、仰せられしかば、斯く申上げたる者、感服し奉りける。

有德院樣御代、山下幸內と申す浪人者、御政事を批判し存慮を申上げし時、年寄共は一統、「浪人の身にて斯樣なる無禮の儀、申上げ候事不届なれば、御咎仰付けらるべきや。」と申上げけれは、「譬へ下賤の身にて不用の事申上げたり共、上の爲と存じ申上げたる志を、稱美すべし。」と仰せ有つて、御褒美に白銀を下さる。是等は皆夏の禹王善言を聞く度に拜されしと、聖人の振舞と千古同轍の思召にて、難有御事に奉存候。堯舜抔と申す大聖列聖の上にても、猶諫の鼓を設置きて下々の言葉を承はられく聞れてこそ、今の世まで美名芳蹟を顯され候。後の世にも漢の文帝・唐の太宗抔と申す名高き大賢・英王達は、皆下々の詞を能しまし候。恐れながら當御代御仁心厚くおはし共、皆々御噂申上候事は、聖人の感格と申す所にて、自然と御德義の下に通り候、神明不思議の場にて候。是全く御美覽申上ぐる迄もなく、數十年來聖人の道を御耳に留められ、御心に熟し遊ばし候御光の、外へ顯れ候儀と難有存上げ候。然る處昔禁中にても、白河院・鳥羽院など、仙洞にて御政事の御世話まし〳〵、武家にても足利義滿・義政など隱居して後、專ら政務を指圖致されし其間は、下々も隱居の政事とのみ心得候處、其隱居終られて後英家の威光俄に衰ふる事、まゝ御座候。是は當主其時の心得宜しからぬ故にて候。

權現樣・台德院樣、何れも御隱居の後、萬事御世話遊ばされ候。是は御當主樣御孝心

の厚く候故、萬事御指圖を受けさせられ候事にて、當御代も亦此御模様に候得共、天下の人今日までも、萬事西の丸より出候御政事とのみ存候處、當上の御仁慮感格の生にて、いつとなく下々恐れ察し、あはれ當上御自身の御政事とならば、いか計りか難有からんと、大旱に雨を待つ心にて囁き居申候。縦令へば只今よりの御政事を、天下萬人目を付けて罷在候處故、こゝの御手始めにて、是非一度の御仁政施され候て、困窮難儀の事を御救ひ遊ばされずしては、叶はぬ御場合に御座候。其御仁政の遊ばし方は、年寄共始め、夫々其筋の役人より仰付けられ候はゞ、何程も是有るべく候。宮室を卑くし、力を溝洫に盡すは仁政の第一に候。然るに當御代には、前により御一身の御榮耀を少しも御好みなく、只御慈悲を第一と遊ばし候へば、早自然と聖人の御徳御身に備り給ひ、此上もなき御事と天下一統難有がり罷在候。併しながら餘りに細かに御世話御座候へば、差支多く相成り、萬事滯りて政務の害に罷成候。古人も天下を治むるは、小鮮を烹るが如く例へ申し、小魚を鍋に入れ置きて、其煮加減を試み致し度候て、度々鍋の中へ箸を入れ動かし候へば、其魚皆潰れ申候。天下は廣き者に候へば、自身一人にて瑣細の事迄行届き世話せんとすれば、心計り疲勞し、果には精神盡きて、大病を引起し候。其節は先祖兩親へ不孝に相成候。其辛政に苦み兵亂を致し候秦の始皇・隋の文帝抔、皆其才智に任せ、大臣等を疑ひ、瑣細の事まで自身骨を折りて、終に病を起し子孫また衰へ申候。天下の事は寛仁大度を體に備へ、英明獨行の用なくては、一日も安く經べからず。寛仁とは廣く慈悲を施し、大度とは小事に拘はらず、夫々役人に申付け手をおろさず。英明とは臣下の善惡を見分くる事、獨行とは決斷の場に至つて、衆人の詞に迷はずと定め申候事に候。此四徳備はらざれば、慈悲も仁政も姑息と申す者に成つて、婦女の小兒を哀憐する如く罷成候て、廣く及び申さず候。又晉の世には兄弟多く、大國の大名に取立て置き候此大名共、何れも我等は先帝の御子なりと申して、兄弟の爲に亂れ申候。是全く天子の權威薄く相成候故の事に候。

台徳院樣には能く此所を御心得遊ばし、越前・越後兩家を始め、恩を以て御撫恤威を以て御服し遊ばし候。一門は他家の手本にて、一門亂れ候ては法令も立ち申さず、

又三年の間父の道を改めずと申候。衆人の難儀にも天下の害にもならざる事、成べき程父が致置たるは、先づ其儘に差置候かと申す事にて、天下衆人の害になる事、即日にも改めけるが孝道に御座候。

文昭院様にはよく此所を御心得も存せられ候故、常憲院様御棺前に於て、御自身御斷りを仰上げられ、殺生禁斷を許仰付けられ候。誠に斯程なる處が英明獨行に御座候。兎角上の權下へ移り、下威強く相成候へば、擁蔽と申候て、下々の事中途に留り候て上へ通ぜず、權臣權を專に仕候へば、上の思召下へ屆かず、天下逆亂の基等御座候へば、權下へ移らざる樣に政事執行申すべき事に御座候。畢竟箇樣の事上には能く、元來御心得の事に候得共、此節分けて大切の御時節と存じ候へば、恐れをも省ず御傍まで申上候。老の繰言に御座候。あらまし如なり。

此所に入れて見るべし。

天保十二丑年九月

此度節儉の御觸は、前にもいへる如く、享保・寬政の御觸之御趣意なり。寬政の御



觸は、松平越中守殿執政にて觸出されし書付なり。則前に記す。又同侯執政となられしに付、心得書有り、左の通也。

某身不肖に候得共、御代の御選みに預り、天下の政道を司り、未だ御幼稚に在す將軍家を輔佐し奉る。誠に任に能はず、中々天下の御爲に可ニ相成一共不ニ存寄一、各〻申談の上にて、事を取捌き、津々浦々迄も安國と極りなく治り、靡き從ふ御政道猶又大切に存候。茲に因つて某が存じ候處を無ニ腹藏一申聞け候。不所存之事於ニ有之一は、各〻存念を不ニ殘可一申聞一候。國主・城主總て萬石以上共申輩は、譜代恩顧の家臣を數名召仕へ、就中家長としたる者は、其主人に非道有之時は諫を入れ、家の仕置を正し申候故、其家治り國民も安く候。御旗本萬石以下の輩は、譜代の家臣と申も稀にて、新規に召抱へたる家來にて候へば、自身に家を治むる事にて候。其身心正しからざれば忽家と〻のはず、能く考へ見らるべく候。銘々の先祖たる者は、多くは東照宮に仕へ奉り、數多の戰場に身を碎き、骨を粉にして相働き、其勳功に依つて、知行を被ニ宛一行之一候。今に至つて、其身々々安樂に妻子を扶助し、諸人に御旗本と敬はれ候。是皆







〔頭書〕九卷目上に書記せし文昭院樣御道之寫以下市中風俗改候樣の觸迄

先祖の勳功に寄る所なり。然る所其先祖の恩を忘れ、宛行はれたる知行所を自分の物と心得、百姓を虐げ、聊かも撫恵心なく、良もすれば課役を申付けなど致す輩、是皆心正しからず、不行跡より事起り候。其不行跡といふは、若年より不學にして、何事をも辨へず、育ち候よりの事に候。父母に孝を盡し、兄弟の仲睦しく、夫婦別有る事存じ、傍輩に信を以て附合ひ、君臣の間義理を主とし、此五つの道を取外さず相守る時は、其身人に恥づる事なく、御奉公を勤に力有之、御用に相立候なり。人倫の本は夫婦に始まる所、本妻の外に妾を寵愛し、是が爲めに本妻の仲を隔て、或は離縁の沙汰に至り、又は妾腹に生ぜる庶子を愛し、本妻に生ぜる長子を疎み、妾の計ひに依つて長子を廢し、二子を立つる程の事に至るも、まゝ多く候。是妾に溺れて其身の心暗らみ候より事起り候。其妻といふは、元傍輩の娘を迎へ取り候事。〔故脫か〕假初の事にては無之、上へ申上げ御許を蒙りたる上の事にて候へば、如何樣の事有之候とも、輒すく離縁の沙汰に可及と雖も、我朝に於ては夫婦の和順を第一と致せば、是等に於て唐土の風に習ふべきにても無之候。離縁不致共、夫の心次第にて、



如何樣にも事の靜まらざるといふ事不可有。直に離別致すは、傍輩の娘に瑾を付くるにて、其親・兄弟の間ひま出來、殿中に於て面會致すと雖も、相互に言葉をも交へず、憤を含み候事、是御奉公の妨げにも相成候へば、不忠の筋にては無之候哉。此等の所を相考可申事にこそ候。又一旦妻を持ち、其妻死去致さば、幾度も再緣のことを取結ぶべき事に候。近來は再緣致さず、多く召仕ひ候女にて事を濟候故、其人柄自ら損じ候て、輕々敷く下樣の眞似を致し、譬へば樂みと致すこと古來よりの翫び和歌を詠じ、蹴鞠の會・茶道或は連歌・俳諧・碁・將棊等の遊び業有之處、今にては御旗本に不似合三味線・淨瑠璃を語り、かうしては河原者の眞似を致す族も、まゝ有之由、是皆本妻と云ふ者なく、召仕女にて家内を納め候故、物輕々敷く相成り、不相應なる者を奥深く出入を許し、不取締りにて其身の恥を思はず、我儘なる行跡に成行候。爰に於ては自ら勝手不如意に相成り、嗜む可き武具をも嗜まず、益もなき事に金銀を費し、是を償はんが爲め、多く筋目なき者の子を金銀の持參に愛でて貰ひ、輕き者の子をも緣金によつて養女とし、娘と致すより孕起り、自然と家風を取亂し

候。天和の法制に有之養子は、同姓より致す共、筋目を糺すべきの法制にて、某が存ずるには、以後養子致す共、娘取り致す共、縁金と申す事停止せしめ、姓を糺し婚姻すべき時節を延さず、相互に可取結事に候。不勝手なる族娘を片付くるに金銀の用意なく、自然と其時節を遲れ候時は、男女の道自ら正しからず〔ざるカ〕事に至り候。此所を深く考ふべき事に候。頭たる者、よく〳〵心を用ひ、最初縁邊願ひ出で候時、吟味を遂ぐべき事に候。婚姻の時節を外れ候に付、年若き面々遊所へ入り込み、不相應の遊事致し、風俗を亂り衣類に付候紋を略し、夜行の時挑燈の印を替へ、衣服の紋は元は家々に定めし事にて、すでに總領家にては何、庶流にては何と差別ある事に候。幕の紋より衣服に至り、聊も人に紛ざる樣に致すことに候。夫れを心得違ひ、其時々に至り紋に改め付け候時は、末代に至り殘る時に家の紋かと紛しく相成候。挑燈の印は猶更、夜行の時人と見違へざる爲めに候へば、急度其印を顯はすべき事に候。衣服の事は我朝往古より其制これあり。官位の高下に依つて定まれる法有之候。地下に至りても上中下の差別これある事に候。然る處享保の頃、上より御儉約と申すことを仰出され候に付、衣類の制し仰出され候。諸國にて心得違ひ、衣類上中下の無差別、萬に布木綿を相用ひ候へば、儉約と相成ると心得違ひ、士も町人も同じなり形に成り候事、我朝の風儀を取失ひたるにて候。同じ武士といふ中にも、格式これあり候て、衣服を着する事に候。上に立つ者は、下に居る者と同じ衣類體にて何を以てか出立ち候に、容體の違ひ申す可き哉。高知を取り候者、小知を取り候者、又重き役を勤候者、輕き奉公を致す者、面々相應の衣類を着用致す可き事に候。依つて此度仰出され候も節儉を相用ひ候樣の事に候。儉約を衣服の事とのみ心得違ひ、分限不相應の體たらくに成行き候。身を正しく致すことは衣服を以て致す事と計り、相心得候ては違ひ候。我朝上古の風に倣ひ、冠婚・喪祭に禮式を取失はず、其身不相應に取計らひ候事に御座候。何もかも手輕く事を略し候は、質素にては無之、今樣の事にて候。質素の二字、物知れる人に尋ね候て、能々可心得候。御政道を司り候者、近來御記錄を龜鑑と心得、本朝政事の本、律令格式ある事を怠らず、さるに依つて、享保の頃神尾若狹守・細田丹後守の如き者に御政道に預り、御儉

約と申す事を表に致し、天領へ繩を入れて民を困窮せしめ、御領を虐げ、下の痛を顧ず、是を御爲めと心得候は、不調法の至りに候。治平久しく候へば、世の亂るゝといふ處に遠き慮りなく、目前の利用を以て御爲めと存じ候事、古を考へざるより事起り候。有德院樣御代知召し候時、專ら儉約の事を仰出されたるは、常憲院樣・文昭院樣御代、共に天下華美にして、御寶庫も空しく、不慮の御備へ有餘り無之故、專ら御儉約と申すことを仰出されたるにて候。且諸家の風公家めかしく成候につき、弓馬の道を御勵しなされ候故、諸家共武邊を大に心掛け候へば事濟み候樣、是又心得違ひ、孝悌忠臣の道を學び、心を正しう致し、家を整ふべきを脇に致し候故、自然と風儀を亂し候。於二殿中一月次の講釋被二仰付一、聖堂に於ても日々講釋有之候間、年若き面々無二惰怠一日參致し、志を正しく可二相整一事と存候。節儉・質素を心得違候儀に至つては、我朝の古法は不レ及レ申、東照宮の神慮にも不二相叶一候。外國通信の事重き事に候へば、年々入津の唐物、我朝に於て價と交易致す事に候。儉約のことのみに拘はり候へば、唐土の織物・其外毛類など、士已上の着用不レ致時は、自ら入津致す唐物も致し難くなり、其品商賣致す天下の町人等に至る迄も、自ら養微致すに至り候。然れば共に天下の御爲めとは不二相成一候。士は諸侯より以下に至る迄、勤を致すを以て夫々に知行取り、其知行の收納にて身分を賄ひ候に、是はならぬ彼はならぬと身をつめ候時は、物成を積候外は無レ之、一ヶ年の貯を慥に致し 有餘り有レ之程は外用に致し、金銀天下に融通致す樣に可レ致事に候。唐物を用ひ候事に心得これあり。無益の費を出さず候て相用ひ候は、共に天下の御爲めに候。己れ〳〵一分勝手づくを存じ候ては、天下の衰微と相成候所に深く心を付べく候。天下は一人の天下に非ず。天下の天下と可レ存事に候。某短才不學に致候て、事を分別致し申出候。一々其利に不レ當候はゞ、其所一々助言せられ、天下の御爲に可二相成一事、無二遠慮一評議せらるべき事に候。寺社奉行・御勘定奉行・町奉行の三職は、猶重き事に候。平日の寄合ひにも多く古を考へ、非道を取捌かざる樣、支配下御代官・支配勘定人を選び、私慾の心ある人を不二召抱一候樣、下の痛に爲らざる溫潤の人柄を選み可レ申事に候。御目附たる人は不レ見不レ聞して、人々の自身恥を存じ、嗜みの出來候やうに可レ致事に候。上

より裁許に預り候事は、御旗本以下御家人迄の恥、御家人の恥は取も不レ直天下の恥にて、諸國城主の面々へ對しても、各の恥辱にて、諸國主・城主には能き家來多く候故、其國郡を能く治め、文武の道も相應に行はれし故、國々能く治まり候。多く風俗の正しからざるは、御旗本以下の御家人にて、可レ歎事に候。是皆々諸役人・番頭・組頭等心得違より事起り候と存じ候。猶追々可二申談一候。事長く候得ば、却て費多く候故申殘し候。銘々の存寄も承度候也。

諸家譜代への上意

御諸家御譜代上意之趣

一、參覲之節、從者多く召連候事、何の謂ぞや。家來計り召連候にてはあらず、町より手振今樣風流なる者を雇ひ、分限不相應の人を召連れ、身の美を飾り、他人の見分を悦ばしむる事、無益の體、向後相愼可レ然候。

一、雇人仕間敷事。面々當時軍役の人を不レ揃、手前家來町の長者を相交へ、軍役勤候段、言語同斷、武士の上に此體の品可レ有レ之儀にても無レ之事。向後道中は不レ及レ言、在江戸中にも急度其の高に應じ、軍役の人數所持可二相勤一候。人不足も有レ之面々の領地より召仕へがたく相愼可レ申候。世上靜謐は權現樣御神德の事、某を始め面々安閑に住する事、偏に東照宮樣の御神德難レ有事にあらずや。且又面々も先祖の武功に寄り、今安閑に住する事、父祖の武恩の過分の御事何ぞや。おろそかに思ふべきや。治平安康に任せ、物多く結構になり行く故、武備を忘れ軍役の人をも不二扶助一、武道不二心掛一候族有レ之樣子及レ聞候。就ては天下の用に達し難く、東照宮樣への御神德をも不レ威、其家父祖に對し孝も立ち難く、某天下の執權を取り、民百姓の歎を救はんと政事を行ふと雖も、邪智佞行の政事共多し。向後相愼み、武恩を不レ忘樣可二心懸一候。

一、面々靜謐の御代安泰に住する事。權現樣御神德の武功をわすれ、一身の榮華に誇り、軍慮武備の嗜なくして、從者・民百姓を貪り取り、政道を疎かにする事、國主・城主に至る迄、武士の本意を忘るゝなり。斯樣なる者の從者・民百姓、天下に不レ圖の事ありとも、何の用にか立つや。是己々が先祖の武名を汚し、功をよごし、忘る者も口なり。向後深く愼み、武を嗜み、諸民を愍れむべし。

天保十一年、十二年雜記

一、領地より江戸へ出づる者、悪事致す事、面々領地より江戸へ出づる民百姓は、領主に仕置邪多く、民百姓に辛く當る故、貧窮の身となり、所を退き浪人となり、身の業なき故、悪事をなし、身のすぎはひをなす。只領主の仕置悪しき故なり。向後心を附け、領主より左樣の者出でざる樣心掛け可レ申事。

一、譜代近習仕置能く仕る儀、外樣へ通達成事。面々邪路に不レ抱從者・民百姓を扶助し、諸民安泰に治め、面々先祖の武備益々輝すは、對二子孫一戒むる敎なるべし。不孝邪義にして身を失ひ家を忘れば、先祖への不孝天下への不義、不レ愼べからず。

一、面々身持不レ宜從者は云ふに及ばず候事。前々より今迄安樂に有る事。權現樣御神德、面々先祖の厚恩也。彌々武を忘れず相愼み可レ勤候、今日外樣大名を召寄せ可二申聞一事なれ共、別て面々は心易き故申聞す也。外大名の手本にも相成候樣心掛くべし。一人愼む時は十人、百より千、千より萬への鑑愼敎也。國主一人の愼み、其家一國の愼みなるべし。其身を愼み從者に至る迄安泰に住させ、軍事公役を勤むるに苦しまざる樣に厚く政道をなすべし。近年靜鑑〔諡カ〕にて奢り遊山話計りの趣



各〻武藝油斷の樣に相聞え候。又は家中の者少しの科を以て、暇を遣はし候段、相聞え候。殊に譜代の者など少々の科を以て、暇を遣し候族も有レ之由、不便の儀に候。依て右浪人江戸表徘徊致候儀、内外共急度相聞及候。重ねて何れも了簡有レ之儀に候。奢長じ罷在候故、家來侍分の者、輕き者には平生詞をもかけ不レ申候。若し萬一の時節、俄に用事に立兼ね可レ申候。先代不便を加へ召遣ひたる者も、後代に至り心に合はざると申し、暇遣し候儀相聞え候。是等の趣き相愼み候樣思召候。

天明八年申六月

右は前にもいへる如く、此度の御觸書に、越中侯執政の節の御觸を被二仰出一候事故、之を書記す者は御老中の駕の緣悉く木綿緣になりし抔、云ふ噂をも聞きぬ。又大坂に於ても、油高直なるに、夜店に費しぬる油仰山なる事故、夜店も停止になるなど、種々しみたれたる風聞あり。都會の都會たる所以は、かゝる事の他邦に異なれる故に、自ら繁昌をなすこととなり。殊に公儀よりして御許を蒙り、數年來出しきたれる夜店を、今又暴に停止仰付けらるゝことあらんや。餘りに浮說騷々敷故に

此心得書を書き記して、其の惑いを説く者也。

天保十二丑年十二月廿三日御觸

**廻船問屋の布達**

菱垣廻船積問屋共より、是迄年々冥加金致し來り候處、問屋共不正の趣も相聞え候に付、以來上納に不レ及候。尤も向後仲間株札は勿論、此外共都て問屋仲間幷に組合抔と唱へ候儀不二相成一候。右に付ては、是迄右船に積み來り候諸品は勿論、都て何國より出候何品にても、素人直賣買勝手次第たるべく候。且又諸家國産類、總て江戸表へ相廻し候品にても、問屋に不レ限銘々出入の者共、直引受賣捌候儀も是又勝手次第に候。

於二江戸表一被二仰渡一候。右は諸商賣手廣く相成候樣、格別の御趣意を以て、被二仰渡一候儀に候間、厚く相心得、江戸積致候者は、危踏みなく諸品積廻候樣可二相觸一者也。

右之通三鄕町中可二觸知一者也。

右は十組と唱へ仲間を結び、公儀へ此者共が、一萬二千兩の冥加金を差上候にて、何に寄らず諸品此者共引受候て、其品を締め置き高直に致し、諸商人へ賣付候故、商人も買元高く候上に、銘々是に准じ、利を掛けて相商ふ事故、諸品高價に相成るのみにて、少しも下落する事なし。此度十組の株潰れ候に付ては、此者共に利益を貪り、諸人を困窮せし報い、此節の御仁政にて斯く成行きぬる事、心地よき事と云ふべし。

**矢部駿河守の捌き**

江戸より申來り候書狀書添之寫

此表矢部駿河守樣御事、御評判宜しく、種々御取計ひ、御捌にも面白き事御座候。本鄕三丁目八百屋久助と申す者の女房と、近所の傳七と申す者と密通致し候處、久助申聞け候は、女房御好に候はゞ進上可レ致候間、少々計印被レ遣候へば、宜敷と申候に付、金五兩肴代として、密夫より久助へ遣す。近所に被レ居候は外聞あしく候に付、外町へ引越し呉れ候樣約定にて事相濟み候處、密夫能き事に存じ、引越不レ致、日々酒宴にて大騒計り致し、餘り踏付けに相成候間、約束の通り近所に居らず外方へ引越候樣、申聞け候事度々に候得共、承知致さず候につき、無據矢部樣へ訴へ出て候處、密

夫呼び出しにて一通り御尋有之候上、何故約束の通りに引越不申候哉と御尋ね有之候處、引越候ても宜敷候へ共、引越料手當無之候趣申立候處、然らば引越料は公儀より御貸し下され候間引越候樣被仰渡、直に鳥目五貫文被下候て、密夫には女房は取るし、引越料は公儀より戴き、無此上難有事と大悦び引取り候處、自分宅には封印付にて這入り候事相成り難く候故、家主へ參り承り候處、今日公儀より引越料頂戴し引越被仰付候上は、密夫傳七宅には無之被召上候旨、被仰付有物缺所被仰付候。家財は久助へ被下候旨、町役人へ被仰渡、傳七儀は五〆文戴き、着類其外皆被召上何れへも引方無之、途方に暮れ候由、大評判に御座候。

一、當九月赤坂氷川祭禮に付、町内若者共酒興の上口論致し、少々疵付も有之、矢部樣へ訴へ出候處、何故酒を飲み候哉と御尋ね有之候間、例年祭には、町内店々家々貧福により無心申聞け金子を集め、少々檀尻樣なる物拵へ、其後にて酒盛致し候間、當年も其通りに仕り候旨申上候處、町人を無心申し貰ひ歩行き候は、非人乞食同樣の振舞に付、已後非人頭松右衞門手下へ被仰付候と御戴許相濟、訴人一同非人に被仰付候間、其後町々祭禮も多く候へ共、若者共、町内を一文たりとも集錢致し候者無之、町々にては大悦に御座候由。

一、當時の江戸表何も差て相變る儀無之、御目見以下御家人御賄役、其外に多分流罪又は御改易、又は下席被仰付候向も夥しく御座候。是は以下の事故、餘り評判も無御座候。

一、當時當表米は兩九斗位仕候處、一昨日より俄に八斗一二升位に引き上げ申候。一石に付七十二三匁位也。右之外相變る儀無御座候間、尚追々可申上候。

甚五右衞門

友助樣

下總國中山村日蓮宗法華經寺地中智泉院持八幡別當　守玄院　日啓
智泉院　日尚
同田尻村百姓文藏後家りも事　尼　妙榮
同國船橋九日市村百姓七助女房　ま　つ

天保十一年、十二年雜記

日蓮宗の處刑

智泉院納所珍山・所化珍也、珍勇・下男新右衞門・小太郎・長藏・德次郎・利助・與八・佐兵衞

一同申渡之旨可レ承。日啓其方事、智泉院住職中、同國田尻村百姓文藏後家りも事、妙榮院内へ爲二止宿一密通之上、度々及二女犯一之次第、御祈禱・御法用御用取扱候節之儀には無レ之候得共、清僧一寺住職の身分に有レ之間敷儀、殊に露顯を恐れ、一旦立退候始末、旁不届に付遠島申付る。

智泉院家來　關留半次郎

馬喰町三丁目彌兵衞店　又七

一、五日より七日迄晒、日尙（丑二十四）。其方事、清僧殊に御祈禱御法用手代りをも可二相勤一身分、下總國船橋九日市村旅籠屋長兵衞方へ罷越し、同人下女まつ儀を酒の相手に致し密通候上、度々女犯に及び候段、住職以前の儀には候へ共、右始末不届に付、晒の上觸頭へ引渡し遣し候間、寺法の通り取斗ひ可レ受。

一、尼妙榮　其方儀、中山村法華經寺地中智泉院持八幡別當守玄院日啓・智泉院住職中より年來立入り罷在、同人を清僧と乍レ辨度々及二密通一、殊に舊惡露顯を恐れ、一旦立退候始末不埒に付、押込申付る。

一、文藏女房まつ。其方事、村内籠旅屋長兵衞方へ酌取奉公致し、中山法華經寺地中智泉院日尙儀、右長兵衞方へ止宿の節、酒の相手に罷在、清僧と乍レ辨度々及二密通一候始末、不埒に付押入申付る。

一、日導。其方儀、地中智泉院持八幡別當守玄院日啓儀、右智泉院住職中、同國田尻村文藏後家りも事尼妙榮と密通におよび候儀、不二相辨一候共、引續同人を院内へ爲二立入一、又は智泉當住日尙儀、舟橋九日市村旅籠屋長兵衞方へ罷越し、同人下女まつと密通におよび候をも不レ存罷在候段、不埒に付逼塞申付る。

一、珍山・珍世・珍勇・新右衞門・小太郎・長藏・德次郎・利助・與八・佐兵衞・關留半次郎・又七。其方儀、不埒之筋も不二相聞一候間無構。右之外吟味に付先達て呼出候者、同樣に無構。右申渡之趣、一同證文申付る。

觸頭谷中　妙法寺

右之通申渡候間、可レ得二其意一、日尚は晒相濟後、於二場所一引渡遣レ候間、寺法之通可取計一。但し證文奥書申付る。

右之通り申渡候間、得二其意一御代官へ可二申聞一候。

十月十七日

御代官羽倉外記手代
秋山二郎

右中山法華經寺儀、先達て御祈禱被二仰付一、地中智泉院御法用取扱被二仰付一候處、向後一切不レ被二仰付一候間、御祈禱幷御法用所等の儀は、決して相唱間敷く、且智泉院持八幡儀、今般思召有レ之に付、取拂被二仰付一、社領被二召上一候間、其旨相心得、先達て被二下置一候御朱印一同、早々可二差上一。尤も別當守玄院に附有レ之本尊又は什物類も有レ之ならば、法華經寺へ引渡し遣し候間、其旨可レ存。右申渡之趣、證文申付る。

谷中
妙法寺

池上
本門寺

右雜司ヶ谷感應寺儀、先達て一寺御取建被二成下一なれども、今般思召有レ之に付、廢寺被二仰付一寺社被二召上一候。且堂社取毀之儀は、小普請方にて取拂ひ、御拂代金本門寺へ被二下候一間、其旨相心得、感應寺當住は別段御構無レ之候間、一宗之內相應の寺院へ住職致す儀は、勝手次第可二相心得一。本尊其外什物類は、本門寺へ引渡遣候間、其旨可レ存。右申渡之趣、證文申付る。

## 芝增上寺の僧の刑處

右之通り申渡候間、可レ得二其意一證文奥印申付る。

觸頭
有教寺
朗埋寺

右之通り寺社奉行於二阿部伊勢守宅一申渡す。

增上寺坊中貞松院ニ罷在候
觀月丑三十六

其方儀、清僧之身分にて、增上寺坊中安養院に所化にて罷在候節、元三田通り新町新八店後家きわ娘てつへ密通之上、度々及二女犯一候始末不届に付、晒之上、役者へ引渡遣し、寺法可二取計一旨申渡し遣し候者也。

十月十三日

四ッ谷北寺町淨土宗西迎寺所化にて欠落致候
智道丑三十

此者儀、清僧之身分にて、牛込原町三丁目龜次郎店幸吉娘みやへ密通之上、度々女

天保十一年、十二年雜記

犯に及び、折々院内へ呼寄せ候趣も相聞え、先達吟味之上、相違無レ之旨申立、口上書差出置ながら、預け中の身分をも顧ず、御仕置可レ逢旨、隙を見合逃去り候始末、旁不届に付、晒之上江戸十里四方追放申付候者也。

十月十六日

右の外女犯姦悪の賊僧多く有レ之、夫々御仕置有レ之候趣承り候得共、被二仰渡一御仕置等之書付を見しはこれ斗なる故、こゝに記し置者也。

諸人不二相藏一　享保仁政年　謾莫レ愁禁レ奢　嚢中自有レ錢　奢侈錦繡服

停止天下傳　君送還二享保一　明政滿二眼前一　惡黨閉口日　已見傳二同心一

盜心正所レ絕　君憶那免レ身　此度權門止、　忠士髮衝レ冠　昔時奢已止、

今日青樓寒、　去レ奢酒盃遠　競レ藝文武春　傷心遊興客　是不二享保人一

詠敗風

豈斗縮緬木綿變　通人近頃不レ登レ樓　權門上進皆已敗　富札中買共相休

頭巾有レ障各顯レ面　髮結被レ留不レ堪レ愁　大佛首落苦二炎天一　高祖堂廢參詣幽



小譜請小川力九郎知行所武州豐島郡西ヶ原村

百姓　治郎吉丑四十三

同人妻　く同三十五

倅　幸太郎同　十二

娘　とめ同　九

同　ちか同　五

右者天保十二丑年十一月、王子筋御延氣御成候節、御膳所王子金輪寺ゟ還御掛け、西ヶ原村熊野坂邊にて、俄に御小用に可レ被レ爲レ入間、御道筋ゟ少々隔て候人家へ、御先立申立候樣、御小納戸頭取格御場掛伊奈左衞門談に付、右治郎吉方へ御先立仕候處、御用相濟、同人居宅裏邊迄も御入込上覽の上、御腰可レ被レ爲レ掛旨にて、新敷筵御用之處、治郎吉方には有合無レ之に付、同所德右衞門方に有レ之候筵、御用に相成り、暫く御猶豫之內、御側向より家內人別等御尋有レ之、御途中に於て、御用掛新見伊賀

守殿へ、極窮人に被二思召一候旨御沙汰有レ之、伊奈半左衛門より、右困窮の儀は素より
に候哉、又は當人不心掛の儀に候哉取調べ申聞候樣談に付、同村名主喜右衛門へ篤
と相糺し候處、右治郎吉儀幼少の砌より、至つて病身にて、農業の手傳等も相成兼
ね候に付、十一歳の節隣村王子村油渡世致し候市兵衛と申す者方へ、年季奉公に差
遣し、同人弟松治郎と申す者農業相續可レ爲レ致、父長治郎心持の處、松治郎儀病死
致し候に付、二十五歳の節取戻し、農業見習のため舊緣も有レ之候に付、名主喜右衛
門方へ差置き候處、長治郎儀追々老衰にも及び候に付、二十九歳の砌宿元へ引取り
小作爲レ致候。然る處父長治郎より引續き困窮の儀に付、住居地面の外、田畑等一切
所持不レ仕候得共、少々づつ小作等仕り候儀に付、十四ヶ年以前子年八月中、武州足
立郡本木村百姓孫右衛門娘きくと申す者妻に貰ひ受け、出生三人有レ之候處、治郎吉
儀病身の上、近年脚氣にて足痛致し、別て荷物等骨折之儀出來不レ致故、農業相成兼
ね、無二餘儀一同相談の上、六ヶ年以前去る申年・酉年引續き兩親共死去致し候に付、
尙又困窮相迫り候處、治郎吉儀一年極の奉公住の儀に付、僅の給分漸く自分一己の



賄のみにて、妻子養育の足合も出來兼ね候處、妻きく儀嫁に來り候砌より、隨分兩
親を勞はり、夫婦睦敷相暮罷在候得共、夫治郎吉前書の始末、殊に厄介多きに付、小
作等も手廻りかね候故、近邊農業手間に罷出で、右間合には王子往還端へ持出し餅
菓子商ひ、暮方足合に致し候得共、厄介多く候儀に付、女の手業に行き屆き兼ね候
間、近邊身より其外よりも相雇ひ候節、子供迄の食物等の手當等も致遣候儀は、全く
日々暮方差支候を見兼ね、少々にても見續遣候心得にて相雇候者も御座候。右はき
く儀、一體是迄の始末、不身持等の風聞も有レ之候はゞ、右樣心付候ものも有レ之間敷
き處、貞節に相辨へ、家跡取失はざる樣、平日相心掛心勞致し候趣及レ承候旨、村役人
共申聞候間、其段伊奈左衛門へ相達候處、右趣翌日五日書面に認め、御城へ差出候樣、
談有レ之、染井藏屋茂右衛門方より還御四五丁も被レ爲レ入候頃、左衛門立戻り申渡す
儀有レ之候間、きく儀呼出候樣談に付、則村役人同道呼出し、同所藏屋由五郎方にて、
其方平生貞實に相心掛候得共、無據困窮の趣入二御聽一に候付、思召を以て白銀三枚
被レ下候間、尙又貞實に相守候樣申渡し有レ之、左衛門より金百疋心添有レ之。依つて翌

五日奥向御場掛竹田伊豆守・伊奈左衛門・御鳥見頭後藤與兵衛・杉浦五作より、きく名代にて村役人差添爲ニ御禮ニ罷出候樣申渡候處、きく儀御冥加の程も恐入候儀に付、自身御禮に罷出度き旨にて、村役人同道御禮廻致し候。然る處同名伊奈左衛門より、御本丸御用掛衆へも村役人差添ひ、御禮に罷出候樣可ニ申渡一尤も渡世相休み急に罷出にも不レ可レ及候間、不日之內都合次第罷出可レ申。其節は通用門より中之口へ罷出、御禮申上候樣可ニ申渡一旨申來候に付、其段申渡候處、きく儀是迄江戸へ罷出候事無レ之、其上今五日御禮廻之節、末女脊負罷出候儀に付、痛所も出來、歩行致し兼ね候間、一日休息爲レ致、明後七日同道可レ致旨、村役人申す間、翌々七日御用掛衆五軒へ罷出候處、通用門番所にても兼て心得候哉、中之口迄案內致し呉れ候方も有レ之、內にも新見伊賀守方金百疋心添有レ之候由。且御立入御猶豫に相成候に付ての被レ下銀二枚は、十一月十六日別段被レ下候。右樣御仁惠に付、身分[寄カ]勿論村內にても打寄り、きく住居向大破之場所取結ひ遣候。地頭山川力五郎方も米三俵手當有レ之由。治郎吉儀病身には候得共、主人方暇貰受け悴幸太郎追々年輩にも相成候に付、農業爲ニ手當一相續方之儀專要に相心掛け、永久御仁恩を忘却不レ仕心底に付、來秋穀物取上候迄之內、日々食類にも差支候間、身寄之者打寄り、見續幷に作道具等の手當も致し遣候趣に示談致し候由、治郎吉父長治郎迄は、高二石餘所持致し候處、追々困窮に相迫り、右二石餘も田畑流地に相成候趣に付、當時は何方誰へ流地に相成居り候哉、金高幷に反別等巨細に取調可ニ申出一旨、元御代官中村八太夫役所より、同村名主忠兵衛へ談有レ之、取調べ候處、治郎吉先祖次郎兵衛と申す者、延寶二寅年四月西ヶ原村御檢地入之節、高七石五斗餘所持罷在候百姓に候處、其後追々微祿致し、治郎吉父長治郎迄は高二石六斗二升四合九勺所持致し罷在候處、右之內高七斗五升九合三勺は、文政六未年中、同村同領百姓武右衛門方へ、金四兩一步弐朱にて質流に相渡候處、追々借財等も相嵩み候間、無據右の外所持の田畑を以て、諸借財相片付可レ申心得にて、天保三辰年二月中、居屋敷三畝八步相殘り、中畑一反七畝三分は親類・組合・村役人、一同相談の上、質地に差出可レ申と、心當り所々掛合ひ候へ共、一體地所惡地にて、引受け候者無レ之候に付、名主喜右衛門儀舊緣も有レ之候事故、同人達て相賴み候に付、無據辰

より未まで年季に相究め、證文之通にて金七兩二歩借受け、質地に相渡し、右金子を以て諸借財等相片付け、右地所之儀は治郎吉小作引受け罷在候處、無據年季明け候へ共、受戻候手段無」之に付、去申年二月中、喜右衞門方へ流地に相渡申候處、父長治郎儀追々老衰致し、治郎吉病身にて前書の始末に付、日々の暮方にも差支候處、此度出格の御仁恵の儀に付、名主喜右衞門方流地に受取り置き候。中畑一反七畝三歩此金七兩二歩之地所、此度喜右衞門より治郎吉へ無代にて差戻し遣候外、上田三畝一歩・中田二畝二十七歩・林五畝六歩、合一反一畝四歩。高合七斗五升九合三勺八厘、四兩一歩二朱にて流地に相成り、當時同領同村武右衞門方に所持罷在候段、名主忠兵衞より中村八太夫元役所へ書上げ候由。然る處同年十二月二十七日、御勝手掛御勘定奉行土岐丹波守より、名主喜右衞門幷治郎吉・きくとも、明二十八日、同人宅へ可」罷出」旨差紙に付、右三人幷村役人差添ひ罷出候處、地頭小川力五郎家來へも呼出候に付、罷出で、丹波守退出相待候内、喜右衞門・治郎吉・きく三人も外公事人控とは、別段の由にて、長屋内へ案内有」之、茶・火鉢・強飯・夜食等の手當有」之、夜に入り退



出之上、白洲に於て、治郎吉病身にて奉公稼致し、きくは僅いたし年來窮困の中、子供養育貞實に相暮し、殊勝の事にて、困窮の體御見留相成候に付、兩人へ生涯御扶持方二人扶持被」下置」候上、質流に相成候高の内七斗餘の代金御下げ、地面御取戻被」下、喜右衞門儀、治郎吉よりの質流地高一石餘所持罷在候處、今般御仁恵の御沙汰を承り傳へ、同人續柄の故を以て爲」取續」、無代にて地面差戻候段、奇特之旨御譽の由、丹波守申渡す。御金四兩一歩二朱相渡し、治郎吉には別段農業出精永續の儀厚く敎諭有」之。其砌力五郎家來鑓田量左衞門も白洲へ罷出で候。右申渡し相濟み、中之口へ用役之者罷出で、質流地無代にて治郎吉へ差戻し候段、奇特の旨にて、丹波守より喜右衞門へ金二百疋、治郎吉・きくへ丹波守より金百疋、同人妻より金百疋、同長屋中より金百疋、奥召仕の者より金一朱心添へ有」之由。翌廿九日、名主忠兵衞・喜右衞門、中村八太夫元役所へ可」罷出」旨差紙に付罷出候處、質地に入置候治郎吉元所持七斗餘の地面取戻し、永く同人所持爲」致候樣可」取計」旨申渡有」之。依て同日爲二御禮一御本丸御用掛御側白洲、甲斐守殿・松平筑後守殿・本郷丹後守殿・新見伊賀

水野林等の輕業口上

守殿、御勘定奉行梶野土佐守殿・土岐丹波守殿、奥向御場掛竹田伊豆守殿・伊奈半左衛門改名遠江守元御代官中村八太夫役所・御鳥見組頭後藤與兵衛方へ、喜右衛門・治郎吉菊外村役人差添ひ罷出候由、右樣厚き御仁恵の程、往古以來より承及び不レ申候儀に付、後年に至り申傳誤候程も難レ計候間、及二見聞一候趣記置候荒増也。

天保十二丑年十一月

○肥後下り藩中武士かなし輕業

太夫　尾役御免太
林方　水野美濃助
　　美濃部筑前

乍憚口上

當代々々、御評判高うはござり升れど、是から口上を以て申下し升。此度所々御改正に付、何哉珍敷物御覽に入度存じ升れども、向島石翁坊を始め倭人達の藝等は、中々當時の御意に叶ひ升まひ。夫に付兼ねて心得ました肥後下り尾役御免太、家中かなし輕業殘らず、馬鹿林にて御覽に入れます。先御免太御目通迄差控させ升。最



初の藝當は些かなる旗本より、段々に經上りました四品の竹の上へ飛移り升。此儀を名けて權家の一足飛び〳〵。是より益々勢強く、諸方の金銀を追々手元に取込み升。かやうに仕ますれば中段を勤めまする美濃共手合致し、自然に横島に成升。是より直に上り升れば、林につれまして賄ひ多き族は、次第々々に立身の體にござります。此儀を名附けて運の月・慾の川波、此儀が御目に止りまするれば、四方の縁の綱一度につんと切れ、一萬八千石を引繰返し、一萬石に替る、誠に此度御役に離れわざの儀にござりまするれば、若しくじり閉門等の節は、幾重にも御用捨の程願上げ升。此儀いよ〳〵相濟みまするれば、御先代の御方は先づ御入替り〳〵。

成島が上書の中に、浪人山下幸内が存意を申上げ候事を書載せぬ。彼が存意書といへるは、右の如き事をかける物なり。筆のついでにこゝに書き記すもの也。

乍恐奉言上事

恭白。天下の武將に備らせ給ふ御大將は、古より悉く將器を撰び奉り、判斷の明衡を

以て名將・愚將の境を明かに記錄して、武門の家々に止り、末世の鏡となし、尤も異國へも事に觸れては渡り候なれば、至つて御身持御政道御恥しき御事に御座候。然るに權現樣此方珍敷くも當將軍樣、自然と御名將に御器備らせられ、先以て天下の萬民歡の色をなすは、此時に御座候。依て乍レ恐一書を奉レ獻上一、猶當時世上の風聞を詳かに奉二言上一、御心得の端にも罷成候得ば、少々の儀にて一天下の譽に成る事に御座候。尤も隱御目附等數多御出し被レ遊、世上の風聞上聞に達候と、是又風聞仕候得共、有之儘には不レ被二申上一候故、又は面々の身を大切に固め候故に、細かなる事共目附衆不レ被レ存候と相見申候。恐多き申上げ候事に御座候得共、下拙申上候趣は、一度御耳にだに奉レ達候得ば、天然自然の道理を以て、天下國家の御爲とは其儘罷成り候事、具に御感味可レ被レ遊候。

## 衆人奉譽品

一、紀州より御供之面々へ過分の御加增不レ被二下候一事。一、法外の御物入御停止、幷御役人私慾不レ被レ成候事。一、猥に人を御殺不レ遊候事。一、賄賂輕薄御嫌の事。一、下々奉公人槍判御停止之事。一、諸國水損にて田畑永否場、國主・地頭力難レ及二普請一之場合有レ之、訴出候はゞ、上より御力御添へ可レ被レ遊趣之事、一、御目見へ以下の御家人與力迄、金銀を以て家督渡し入代り難レ成事。一、近代相絶候日本之武機御見付被レ遊候事。一、今度新に御定被レ遊候御高札之右之趣當御代之珍寶と稱し奉候。扨て此上にも御爲に成筋可二申上一候。無我之御思只萬々世に難レ有御事に御座候。御爲と申すは、天下國家之爲をさして、御爲とは可レ申候。當時通言に成り候御爲と申すは、金銀の德用被レ成候を、御爲と存込み罷在候者も多く御座候。至つて下賤の口すさみにて、大夫以上の御耳にも不レ入御事に御座候。下拙言上の御爲めと申上げ候は、曾て金銀の御爲に非ず候。天下の萬民・國家の御爲め、萬代不易の御寶を奉レ獻候間、彼金玉の御爲とは御競べ御感味被レ遊のみ、他事無二御座一候。

一、右程の御器量に渡らせられ候へ共、乍レ恐武門大道の御守行（修カ）、未だ得と御熟得不レ被レ遊候歟、御政道思召之儘に行屆きかね、是のみ御苦勞被レ遊御工夫、御思案止む時

なく、是全く天下を掌に治め給ふに非ず。先初に御心を安んじ、能々御心の修りたる以後ならでは、天下は全く治まらざるものと承り申候。當時泰平の御代に御座候へば、事不レ勸はよく治りたる御代と可レ被二思召一候得其、四海泰平と申すは、天下の萬民海内外服し奉りたるを、全く御代の治りたると申候。上邊は御威勢に恐れ服し顔にもてなし、底心に服し奉らず。假令ば竹を撓て我に隨ふと雖も、撓の戻る時、之一倍に戻るが如く、何の用にも不レ立のもにて御座候。

一、慮知・思辨を以て御治可レ被レ遊と被レ爲レ量候は、御守行〔修記〕御不足なる證據にて御座候。人才の智惠を離れ、生得正銘の儘にて、全く天下國家治り、萬民毫を脫いて服し奉るの德、其道〔理カ〕路御座候。則ち武門の大道と申與にあら〳〵申上候。此儀は不レ及二申上一被レ爲二御存一候御事に御座候得共、御守行の厚薄と、又其流の善惡御座候へば、盲蛇に不レ恐の所、只天下國家の御爲、萬民を安からしめん事の大願、方寸の中に滿ち、賤しき文筆を奉レ捧二公聞一候其罪不レ少奉レ存候得共、萬士萬民之爲めに、一途に分別を離れ、正銘の御下知に任せ、憚をも不レ顧奉二言上一、良藥口に苦き習にて御座候へ共。尊意に當り奉る處、則ち御爲に御座候得ば、深恐を不レ顧申上候。依つて只今迄、御政道の衆評を可二申上一候。總て慮智思辨・方便・謀を以て成せる事には、是非の差別御座候。御一人の非は天下の困、日本の慙は御門への御不恐、大切至極の御事に御座候。

## 衆人奉拜品

一、金銀出入之公事御取上無二御座一事を、天下德政被二仰出一候と心得、一切借り方の者共、大名・小名乃至下々に至る迄、返辨不レ仕候に付、追て德政にては無レ之と被二仰出一之樣に被レ遊候事、天下の御觸書に間違之儀、少しも御座候はゞ、御役人德なきと可レ申哉。自ら上の御慙に成候事。

一、右之被二仰分一にても、金銀の公事御取上げ無二御座一上は、曾て返辨金は不レ仕、依つて新に貸金仕候者無二御座一候。日本の寶すくみと成り、困窮の種と罷成候。假令ば流に大木を横たふる如くに、妖の端と可レ成御事に御座候。金銀は通ずるを以て寶と仕候。惡敷き道には移り易き世の習ひに御座候へば、當時大名の借金、京・大坂は不レ及レ申、江戸の町人共への借り金、京大坂は不二申及一、江戸之町人共へ買掛等ま

て、先年切金に成るをも曾て不レ遣輩多し。古には無二御座一、大名の門に妻子連れた
る町人共付參り、或は駕籠の尾に取付き願ひ悲み候と雖も、甚恥をも曾て恥とせ
ず。名より利を取るといふ賤敷き心の移候は、上に御始末多く、下より過料等多く
御取被レ遊候。其御心有るに依つて、自然と下へ御風儀移り申す事、日月の光世界
を照す如く、善惡共に上より下へ移る事は、雷の坤軸に響くに同じ。疑ふべき
にあらず。扨て一旦借人共德を甘なふと雖も、終には又貸人の無きに困窮し、或
は國主郡主も惡事の報ひは、くびすをめぐらさざる習に御座候得ば、國々風雨旱
損の難儀、年月を經ずして大損を仕る事、最早御心當り可レ有二御座一候。結句天下德
政の被二仰出一にも御座候はゞ、跡は金銀の通用自由なるものに御座候。又重て德
政と申す迄は、大分の年數御座候事故、德政の跡は心易き者と承傳候。只早晩と
なくに、金銀出入の公事、御取上無レ之と御極め被レ遊候はゞ、日本困窮の元と可レ成
候。かゝる事を委細申上ぐる御役人も無二御座一候は、眞有る人を御好み不レ被レ遊と、
世以て愚察仕る處に御座候。當分金銀に御德付候事を申上るが御爲と存じ、又は



上にも夫を尤と思召候は大なる御違にて御座候。
將軍樣御始末被レ遊、金銀御溜め被レ遊候得ば、一天下の萬民、皆々困窮仕り候。僅か
の問屋商賣物をさへ、其儘其物の高直になり、世上のつまり申すにて、御
賢察可レ被レ遊候。況や公儀に於て寶をさへ被レ遊、下々の立可レ申哉。果して此以後に
五穀打續き不作仕り、火災・水難等可レ有二御座一候儀、是天性の化育と申す者にて御
座候。只大切なる物は米穀に極り申候。當時の御風儀は米穀を輕く、金銀を重く
被レ遊候と相見え、乍レ恐紀州を御治め被レ遊候御災失せ不レ申候。一國二國の主を治
め、乃至一鄕一村の地頭より下つ方の願には、金銀だに澤山に御座候得ば、米穀
を次に仕り候ても濟み申候。夫さへ國主共備り候者の心には、賤敷き意地と心有
る武士は可レ笑事に御座候。まして況や一天下を治あ給ふ御身に於ては、金銀は
有生不滅の世寶にて、何迄も不レ滅して天下を融通し環るものにて御座候へば、大
名以下の心とは格別の違ひ、是第一の御事に御座候。米穀は一年切の物にて、惡
年打續き候へば、何方よりも入る事なく、扨て一日半日にても無レ之て不レ叶は御

天保十一年、十二年雜記

百姓にて御座候。別て可レ貴は武門の源なれば、上の善悪・田畑の善悪に移ること、雷の如く、然れば國主以下の心と天下一統の御大將の御心とは、大に違ひ御座候。此境をもあきらめず、只銘々の分限を規矩として、天下國家の御政道の御助言申上ぐるは、御役人衆こそいとほひなき事に奉レ存候へ共、諸の惡事の起るは、陛が咎なりと、今日を送り、諸の惡事は起る者なりと、嵯峨天皇仰せられしかや。今武家一統の御代にて、將軍樣御心より諸々の善惡出て候。能く御思案被レ遊、乍レ恐御守行に赴かせられ候はゞ、國土豐に水火の難漸々に絶え可レ申候。此守行と申すは奥に荒々申上候。總て人困り候はゞ、天地の德薄く成り申候。天地の德薄ければ、五穀は不レ及レ申、千草・萬木共に育ち不レ申候。然れば重ぜらるゝ事とは相見えず不レ申候。

昔太閤秀吉公、天下を知召して以後、兩度迄御藏拂被レ成候由、金銀を大分藏に納め置くは、能士を蔭に押込め置くに等しきとて、金銀不レ殘明けられ、天下の四民四道へ悉く下され候事、二度に及び候由、太閤の御代には、朝鮮攻、其外金銀入用多き時節すら如レ此。大勇を備へ給ふと語り傳へ申候。尤成る哉、天下の金銀は皆將軍樣の物にて、古より武將の金銀に御手間被レ遊たる事を聞かず。さらば御大事有らん時は、海内の寶自ら集まる事的然也。縱へば不足に候へ共、由井・丸橋如きが大望にさへ、金銀には手をつかずと承り候。況んや治國太平の御代に於て、金銀を〳〵め萬民を困らしめ給ふ御小機は、そもいかなる事ぞや。當時諸大名の困窮は如何なる故と被二思召一候や。日本の金銀は不易に日本に御座候へば、只すくむと能く通ずるとの違ひにて、全く此源を御考へ可レ被レ遊候御事。

一、御家人の御切米、金子にて當年は御渡し、大分の難儀申す計りも無二御座一候。米にて定め候御切米は何迄も米、金にて定り候御給金は、何迄も金子にて御渡し被レ遊候へば、如何程損益御座候とも、上を恨み奉る事無二御座一候。假令上に御損被レ遊金子にて御渡し被レ遊候ても、不足の事は天下の御仕置にも御座有間敷奉レ存候。殊更當年の被レ遊方、上に御德眼前に御座候へば、御家人下心には恨み奉る色にこそ出ず共、人情の習ひ御賢察可レ被レ遊候。上に御德と申すは、當春御張紙の直段より

町の相場は高く、當冬御張紙直段高く被遊候へば、其内を御借り被遊候に付、明かに御徳用に相見え申候。斯様なる御儀は、能き御仕置とて、日本の萬民服し奉るべき哉、服せざる時は四海掌に御治め被遊候と申す者にて無御座候。第一御大切の御家人、纔の事にて御責被遊候へば、況や下萬民の事に於て、御憐愍のなき處、乍恐下々の察し奉る事に御座候。御家人の難儀は、御鉾先の鈍にて御座候へば、此一條に至つて御爲に重き御事にて御座候を、御厚恩の蒙り奉りたる御家人あはれ心は付ながら、御諫めも申奉らずば、甲斐無とや可申上。本意なきとや可申上。下の了簡に落ち申さず候事。

一、四季の御狩は武將の御役目にて御座候。其外は御遊興一通にて御座候へば、御用捨被遊べき御事。第一江戸近在殊の外困窮仕り候事、逐一に御存じの御事。是は御遊を妨げ申すに似候へ共、御鷹野より外に御樂被成候御事、餘にも可有御座と奉存候。只眞を御慰に被遊候はゞ、是より外の御遊興は有間敷候。御遊山の爲めに人民を苦しめ給ひ、御樂には被爲成間敷御事に奉存候。人間の歡は天の御歡と承り候へば、富めるも奢らず、貧しきも恨まず、千々の事草まで、武門の美景を照し給はんは、無上御樂と乍恐奉存候。頃日世俗の風說に、御鷹野は假令の御事、備立人數扱ひ等遊され、采配を以て人數御遣ひ御馴らし被遊候由、專ら風聞仕り候。尤も四季の御狩は、軍馴らしに御座候へば、御尤も千萬に奉存候。然れども今の御采配にて、御自由に御人數御遣ひ被遊候は、業の采配にて、生死の場に於て誠の御用に立ち申さず候。前に申上候人を撓めて、御遣ひ遊され候にて御座候。眞採に非れば眞服の人を使ふ事不成ものに御座候。則ち獻三ツの采配を餘流と御競べ御感味可被遊事。

一、神佛を疎に被遊候樣に申候。乍恐國家を御保ち被遊候道具の一部を以て、國の機となし。神佛儒醫の四道を以て、國の緯とし。天下は治まるものにて御座候。其眞理は御守行の上にて、明らかに知れ申す事に御座候。機慣に全く甲乙なく、揃はざれば國病治し難し。片荷を附くる馬の如く、釣合はざるものにて御座候。

一、金銀は片付き安きものにて、多くある處へは段々集まり、少々乏しき所は間もなく

く減する物にて御座候へば、上より隨分融通自由なる樣に御心を不レ被レ爲レ付候へば、兎角すくみ易きものにて御座候。是困窮と豐成との元にて御座候。只今新金・新銀・四寶銀等の御引替にても、大分位の高下出來、其位違ひの所皆々上の御德用と罷成候。旁以て金銀の通用不自由なる折から、又々金銀の公事御取上無二御座一、彌々すくみと成り候故、別けて銀子のみ通用仕り候國々は、大名・小名悉く手詰まりに罷成り申候。近年御奉公向の事に付いて、困窮仕りたる大名は及レ見不レ申候。殊更大名・小名の困難程、公儀の御損は御座なく候は、先近き事を申上ぐ可きなれば、江戸總門所々の御番所、或は京・大坂・臨時御番所等の番人士列の者は、大概家來にて、徒士已下の者は皆々當分の日雇を以て、番人に拵へ置く事、萬一少々の御急變も御座候時、何の御用に不レ立、士計りにて四具の羽翼調ひたれば、羽脫鳥の如くにて、一虎口も持たるゝ物にて無二御座一候。如何に御靜謐の御代とは乍レ申、平生戰場と御座候へば、餘り御油斷千萬不心掛の至り、奉レ恐奉レ存候。一を見て萬を知るにて御座候へば、此外に武備のうすくなる事、御賢察可レ被レ遊候。歷々の武士たる者、近年は少し身を持たる町人方へ文通仕候に、大方用付候書通にて御座候。或は出會の節の挨拶等を承り候に、互に取付の口上にて、武士・町人の界も難二見分一、一座の族間御座候。是全く餘の儀にて無二御座一候。武威薄く成り候證據に御座候。何とやらむ町人の蔭にて、武士も立ち候樣に覺え、町人も我等の用を達する故に、武家方も立ち候抔と申す族多く、扨々見苦しき事共に奉レ存候。斯樣の儀皆金銀を重く覺え被レ存候と、武家困窮との二つにて御座候。

一、金銀箔停止、扨て又子供手遊びの大人形・雛の道具等、結構なる物の類御停止被レ遊候趣、乍レ恐御器量狹く、相次日本の衰微にて御座候。乍レ恐御兵儀を察し奉るに、世上奢り申す故、困窮仕りたると被二思召一、無益の子供手遊び等に箔を遣ひ候儀、金銀を費し候と一途に御了簡被レ遊候と奉レ存候。斯樣なる無益の物を高價に調へ申し候者は、貧賤の者の調ふるものにては御二無座一候。何れも大身か內福の者の翫び事にて御座候間、溜り有る所の金銀を出させ、小身なる細工人等へ金銀を省を以て、寶の通用と罷成り候。假令ば、水道を浚ふが如し。全く費の樣にて、

曾て費とは成不ㇾ申候。取るも遣るも同じ日本の内を巡る金銀に御座候。更々無益にはあらず。箔になり失ひ候金銀は、惜しき事の様に御座候へ共、天運は是に限らず、西へ〳〵と行く月日と覺え候。東に出づる月日死失る人間と覺えば、人が人を産み夜晝分らず流れ捨れども、河水の盡くる事もなく、一秋の五穀は一年に喰仕廻うても不足もなく、餘りて捨てし事もなく、金銀又こちらへ落捨れ共、又土より出づる。兎角世間は車の輪の如く、行くを止むれば出づる方弱し。是天道の御運び御律儀なる御粧ひにて御座候。然るに右の被二仰出一に付いて、諸職人諸商人、何を仕り候ても賣れ不ㇾ申と、其日を過し兼ね申候。扨てこそ内福なる者の金銀動き不ㇾ申すくみ申候故に、自ら世上困窮仕り候。奢と申すは下を苦しめ、上たる者の淫逸・遊興を悉く仕ることそ、奢る者とは申候。金銀澤山に持ちたる者の、高直なる物を調ふをば、奢とは申さず。貧なる者の其日を暮しかね、歎き悲しむは莫大の事にて、有福なる者の手遊び類、結構なるもの無二御座一とて、苦しむこと曾て無二御座一候。然れば何れ成り共珍らしき事を仕出し、内福なる者のすくめ



置き候金銀出させ候が、通用自在の元にて、御靜謐の御代の美景・武門の御手柄にて御座候。世上斯樣に次第々々覺成候は、全く寶のすくみに相極り申候。人は小天地にて、天地を全く備へたる者にて、天地を以て人の上にたとへ候に、毫厘も違ひ不ㇾ申候。寶のすくみたるを、人の上に於て申す時は、氣血不順にして滯りたるに御座候。氣血環らざれば、腫物出來るが、輕き分にて煩はしき者にて御座候。まづ其如く、世上煩はしく罷成り候前方に、養生御加へ不ㇾ被ㇾ遊候はゞ、腫物となり候て、身の内に疵付癒兼可ㇾ申候。中々細かなる費等に御心を付けなされ候て、天下の困窮止むものには無二御座一候。却つて夫れに付いて困窮仕り候。如ㇾ此なるを武門の小乘と申候。格子の内にかゞまり、自由自在曾て不ㇾ成者にて御座候。武門の大乘ならずしては、一天下掌を見るが如くには不ㇾ被ㇾ爲ㇾ成候。御守行の上にて、明日にても相知れ申す御事に御座候。兎角大乘の御身に於ては、米穀を以て世界の本心と被ㇾ遊候へば、其末は同國も安く可ㇾ有二御座一候。當時御風儀乍ㇾ恐奉ㇾ窺に、金銀を以て本心と被ㇾ遊、米穀を以て支體と被ㇾ遊候。

天保十一年、十二年雜記

此前後黒白にして、大切至極の御事に御座候。只今其前後に依には、金銀の手足餘程不レ叶に相見え申候。然し、只今療治の眞最中と奉レ存候。

一、近年井澤と申す者の書に、明君家訓と申して、上下二卷の書御座候。世俗專らに當將軍樣御述作の書迚、或は譽或は誹り、其評區々にて、當時專ら時花申候。御上覽被レ爲レ遊候か、愚體全く井澤が自作と決定し奉レ存候譯は、井澤が書に、武士訓と申す書御座候。此文と質等しく御座候へば、全く御上作とは不レ奉レ存候得共、世俗御上作とてもてはやし申候。文體は御上作に眞似しものにて御座候。若御上作にても御座候はゞ、乍レ恐氣質の顯れ申書を、御廣め被レ遊候事、心ある武士は恐れながら淺間敷奉レ存候儀に御座候間、絕板被レ爲二仰出一可レ然奉レ存候。此書の作は、日本の弓箭と、漢傳の弓箭と相交へ、一質に多く綴りたる書にて、日本正道の弓箭に對して、大いに無禮至極なる事にて御座候。是百乘の漢士（七千五百人也）に、一備の倭兵（武士五十騎兵共に七百人也）を以て對闘とする事、天然の素性末代といふとも替ふべからず。（神功皇后三韓退治太閤唐土攻め何れも百乘三備の格を以て對闘となり。）然れど兵權の要法に於て、異國を便らば兵家それ誤るに近からんと、日本舊典を引きて、上杉謙信公の宣ひしや。却つて異國の弓箭人情の陰氣厚く生れ付候故、謀作を以て軍の利を得ん事を計り、不義にして帝王を殺し奉り、下賤より氣質にて意地賤敷石淋を嘗め、匹夫の胯をくゞりて後に功を建て、はだの穢の消失候樣に覺えて、亡質に陷り、陽氣延びやかなるを隱し、實想を汚す。その穢名末代といふとも除くべけんや。日本は陽氣の武機に應じて、政道の龜鑑とし、自ら才智聰明にして、清直剛強なる事、天竺・震旦にもすぐれて□なり。日本の質にて下々の者にても、左樣なる賤しき振舞は、一命終るとも不レ仕候。爰を以て陽氣に屬したる證據にて御座候。是神道冥加の大道なるが故に、往古より惡人・惡逆の者數多御座候と雖も、帝王をばいろひ奉らず、之全く義を守る國の驗也。唐土・天竺に勝れたる證據にて御座候。然るに日本に於て、不義の漢傳を學び、何のためにか柔弱を修行すべきや。井澤が書に依つて質を見るに、唐國の風俗に移りたき下心なるに見え申候。是日本正道の弓箭の大道を知らざる故なれば、敢へて惡しきにも非ず候。井澤が如き如何程企て候ても、容易に日本の風俗變るものにて

は無二御座一候。誠に子供たらしの草本に頓着は無二御座一候。井澤が作にさへ相宛候はゞ、其分にて御捨置被レ遊候ても、惡敷きものにても無二御座一候。只口に計り能き事を書きたる分にて、我等行ふことのならぬが、今世の學者の身持にて候へば、井澤が口かしこき書たりとも、何の用に立つものにても無二御座一候。誰も少しく學問をも仕たる者は、朝夕申すことにて、賢人の口眞似するものにて御座候。斯樣の儀を勿體なくも、上の御作などと翫び候こそ、乍レ恐氣の毒の至に奉レ存候。天下を治知召す御大將は、御好嫌の知れざるを以て用とし、些細なる事に御心を寄せられぬを以て體とし、爰を以て名將の御氣ざしと奉レ稱ものにて御座候。執權職の身さへ、度量狹容にして難レ計と御座候へば、況や一天の武將に於てをや。乍レ恐兼案敬白、御家人御切米金子にて御渡し被レ遊、何れも難儀仕り候段、逐一に御存じ被レ遊候御事に御座候を、押して金子にて御渡し、剩さへ暮給百俵の內、八兩も御借り被レ遊候段、是下々の困窮を御存遊されながら、御構ひなく被二仰出一候は、素より御思慮御座候事と、乍レ恐察候。總て近年は武家武機衰へ、內證の榮耀にのみ誇り、華麗に世を送り、銘々身上の程も顧みず、我と不レ知高ぶり申す故に、自然と困窮仕り候事を、御賢察遊され、御家人身上をしまり申す爲めに、御切米を金にて御渡し、餘程の難儀身に懲候へば、法外の餘盛等難レ仕時節、または御切米のうち御借り被レ遊候て、猶更かしこく、經に世を暮し申すにて、次第々々に困窮の直り申すことにて、御見付是に隨て、農工商の者共程々を省きて、不益の擧動を以て停止の段々、斯樣に成りて行くは、自ら我等軍役をのみ嗜み、餘盛なる物好もならず、約に御代も治り可レ申と被二存量一候か、又は御軍用の爲めに米にて御藏へ多く被二差置一度く、依レ之金渡し被レ遊候か、此二つと奉レ存候。乍レ憚右の御謀も並を立越え候御機、乍レ恐奉レ感候。然れ共奥に申上候要門大業の眼を奉レ觀時は、彼慮智思辨より出て候方便にて、全く平にはまゐらず、假令ば滿月の光の如く、至極照赫きても、日の光には不レ及が如し。爾も月には盈虛有つて、一方よければ片方に惡しき方御座候。此一條乍レ恐篤と御感味可レ被レ遊候。たとひ御家人衆中にも、二三年の內に困窮も直り、いやともに武器をも嗜み申す時に至りて、底魂が眞服に

て、御身になるものと頼母敷可レ被二思召一候哉、御威光に撓付られ、務向の上には直り候共、内には反氣さし含み候事明らかに御座候。縦令ば作り木を好み候者、異形に幹を曲げ枝を撓め、土をかはせなどして、見事に作りなし、是を樂の最上とするが如く、内心の樂にて隱體にして、眞に草木を樂しむは、あふるゝ枝を切り或は指通して陽氣の暢かなると、育勢の長じたるを樂の最上とするは、本心も樂みと身の養生に成つて、陽體にして生ずるの類、皆是に外ならず。何れも手前の陽氣のかくなるを不レ知にて御座候。扨て御藏に米を御貯被レ遊候て、世上の米直段上り萬民の難儀に罷成り候。御米より大切の士民共苦しみ候へば、御軍用には猶不二罷成一候。日本の米を日本の人喰ひ候へば、御貯被レ遊候も不レ被レ遊候も、同じ事に參り申候。人間の喰には限り御座候。亂國迚もすぐれて多く食事仕るものにては無二御座一候。只士民の眞服が御軍用の第一にて御座候。武門の小乘・大乘とを御見分け遊さるべく候。右の品々御感得の上、御用捨の二つを御治定可レ被レ遊御事に御座候。誠にや天に口なし人を以て云はしむにて御座候へば、衆人の口は天の口と思召さるべく候。



山下幸内

右幸内は如何なる者ともしらざれども、浪人の身にして、其存意を上書せること大丈夫と云ふべし。本文中の趣を見るに、こは定めて謙信流の軍學者のやうに思はる。

天保十一庚子年十一月、松平大和守・酒井左衞門尉・牧野備前守所替仰付けられしかども、故有りて其事止みぬ。是迄種々の風説ありしが、其實を篤と聞き正しぬる故、委しくこゝに記置くもの也。

出羽國庄内へ所替　松平大和守名代　山内遠江守

右被二仰付一之旨、於二御黒書院御縁頬、掃部頭殿御老中列座、越前守殿被レ仰二渡之一。

越後國長岡へ所替　酒井左衞門尉名代　酒井攝津守

右被二仰付一之旨、於二御黒書院溜一列座同前、御同人被レ仰二渡之一。

天保十一年、十二年雜記

酒井左衛門尉所替に付家中への觸書

武藏國川越へ所替

右被二仰付一之旨、於二芙蓉之間一、列座同前、御同人被レ仰二渡之一。

但し大和守左衛門尉在邑中、備前守在京中之事、庄内・長岡共に被二仰渡一、當朝迄御所替の儀は實以て不二相知一、不レ計儀之由風聞有レ之。

酒井左衛門尉出羽國庄内ゟ越後國長岡へ所替被二仰蒙一候に付、在所御家中への御觸書之寫。

今度御轉領の儀は輕からざる事に付、一同心力を盡し、御家の爲め專一に相心得、諸事油斷無レ之樣可レ致は勿論之儀、心付之事も有レ之候はゞ、無二遠慮一可二申出一候。

一、面々家屋敷不取亂、樹木に至る迄猥に伐り取り申間敷候。

一、貳百年前ゟの御領地を離れ候儀に付、殘多く存じ候儀人情に候得共、自然申間敷事を口外致し、公儀へ對し不敬の筋有レ之候由は、以ての外の事に候。萬端相愼み穩便に可レ致候。召仕下々に至る迄、無用之雜談等致し不レ申樣、能々可レ被二申含一候。

一、在町へ對し候ても、猥ヶ間敷事無レ之樣申附方可レ被レ有レ之候間、各、右趣意之所等之致二勘辨一可レ被二申付置一候事。

十一月

右之趣、支配有レ之面々は支配下へも可レ被二申達一候。

御家中御給人へ

酒井侯と庄内

天保十一庚子年十一月朔日、所替之儀被二仰出一候處、酒井左衛門尉には在國の事故子息攝津守爲二名代一登城有レ之候處、御老中御列座にて被二仰渡一候趣難レ有奉レ存候　左衛門尉歸國中、追て御受可レ奉二申上一候旨にて、下城有レ之。則刻病氣の御披露被レ致、御老中御禮廻り名代にて勤められ候由。

一、酒井家庄内御拜領之有增承レ之候處、元祖左衛門尉には、東照神君御伯母聟にて、織田・武田之頃、常に先陣を勤められ候事は世の知れる所なり。三代目に至り、宮内大輔忠勝信州松代より、元和八年庄内御拜領仰出され候。同日出羽山形鳥居右京亮忠政、山形拜領の儀被二仰出一候處、左衛門尉忠勝申條には、出羽山形は最上源五郎義俊百萬石の本城にて、庄内は枝城にも有レ之候故、山形にても被二下置一候はゞ、難レ有

存じ候旨申上げ、庄内は御受も之なく候處、台徳院殿御上意の旨を以て、土井大炊頭利勝を以て、庄内二郡一圓に被下置候者、鶴ヶ岡・龜ヶ崎兩城も有之、要害の場所にも有之、〔羽カ〕出州・奥州・蝦夷地迄締の爲、家柄・戰功を見立て差置かれ候旨被仰渡候に付、忠勝御受を申上げ、家之面目と松代より引移り申候。

出羽國庄内田川郡鶴ヶ岡八萬石餘、外に丸岡餘目と所二萬八千石。同飽海郡龜ヶ崎六萬石餘、外に分家酒井岩見守城地八千石。

内高十九萬六千石

田川郡五郷中川 京田 山濱 飽海郡三郷遊佐 荒瀬 兩郡總物成三十年平均、米凡三十八萬俵餘。 五斗入

同　同　金二萬兩計酒田運上 賀茂運上 浮組諸株運上

鶴ヶ岡本城之内、三の丸に大督寺院有之、右之内二代家次公より、代々埋葬有之候。江戸表にて逝去有之候共、棺國送り埋葬に相成り候。先例家格也。幼年家督の節は、御目付とて國本へ御旗本御下向にて、國政御聞糺有之候。先例之家格也。

一、牧野家領越後長岡は、是又元和四年御拜領の土地にて、高十一萬石餘。米にて〆十六萬俵計四斗五升入、新潟其外運上金一萬餘有之候由。

同十二月上旬、御用番御老中御内願の寫

庄内二郡一圓、鶴ヶ岡・龜ヶ崎兩條拜領仕候儀は、二百十九年以來の事にて、奥羽蝦夷地迄の御締の爲めに御座候へば、家柄・戰功・御由緒迄も思召候ての儀に御座候。今度無〻故所替被仰付、右御趣意も無に相成り、其上久敷扱來り候百姓の親みを捨て、代々の墓所に相離れ候事抔に至候ては、誠に不〻堪〻悲事共、筆紙に盡し難き次第に御座候。仍ては此上牧野家領し來候地所は勿論、庄内二郡の内飽海郡酒田は、是迄の通り被下置度、若又飽海郡御居置被下度候事不相成候はゞ、牧野家領し候新潟等は不及申、魚沼郡にても御添地に被成下〔度脱カ〕候。爾右之通故なく二郡兩城差上候筋合、何分御立被成下、規模首尾合に相成候御沙汰、偏に奉願候事に御座候。左も無之、其廉相立ち不申候ては、先祖・子孫・家來共幷世間にも、面目無御座候次第を深く御憐察被成下、領地首尾合共前文之通り被成下候樣奉存候。

十二月

酒井左衞門尉

天保十一年、十二年雜記

酒井攝津守内室おてつの書翰

魚沼郡は會津松平肥後守御預り所、高六萬石餘。小千谷・十日町抔宣敷場所有之信州境迄一圓の由。

攝津守殿御内室おてつ殿方、御父田安一位樣へ被進候文の寫。

今度所替の仰蒙り、難有存上奉候へ共、一同の歎の樣子にて承り候へば、何の辨へなき心にも、只途方に暮れ居候處、庄内方も別紙の通り御歎申上候。猶承り候へば、庄内拜領の事は、台德院樣厚き思召もあらせられ候事にて、家の面目と家來共まで難有存奉候。此度の所替仰付られ候て、左衞門尉・攝津守の心中も察入り、いか計か痛はしさ、私も安き心も致し申さず、歎はしく存奉候。其上此度の仰渡され、此儘にては先祖へ對し、後の世迄も恥辱、世上に面目も缺け、何か不調法の筋にても御座候樣に聞え候はんと、左衞門尉申越せる事は、御緣續きも御座候へ共、兩人へ對し候ては面目なく、何共氣の毒、殊に庄内は二百餘年の地に御座候へば、百姓をも親子の恩も同じ樣になつき親み候處、俄に所替被仰付候ては、嘸々歎に堪へず、長岡へ引移り候事、家中下々の家居も不足の由にて候へば、末々はいか計り難儀の事と痛ましさ不便に存ぜられ、此頃は夜もふせりかね、朝夕の食事も通りかね候樣に存ぜられ奉候。差出がましき御願にて、何共恐入候得共、何卒左衞門尉・攝津守の心中も深く御察し遊ばし、面目缺け申さず、下々迄難有候歎に及び申さず候やう、偏に〳〵御厚う御慈悲を以て御取なし、憚ながら上樣御聽にも入れ、御歎き遊ばし下され候はゞ、いか計り〳〵難有、此上の御恩に存上奉候。此節不快中筆。末略。

同十二丑年正月

庄内兩郡田川・飽海百姓罷登り、御老中へ駕籠訴。酒井家永城の愁訴仕候事、追々百姓[衍カ]罷登り駕籠訴仕り候。同閏正月、水野越前守殿御家老を爲御内意、飽海郡酒田の城は御殘しに相成候積り被申候由。田安一位樣より、右坂田城の儀御殘に相成り候御内意有之候。同二月六日、御用番太田備後守へ御墓地一件、御願ひ被差出候。

願出之寫

私儀今般所替被仰付候につき、代々の遺骸改葬の儀可奉願の處、年久敷數代の古

酒井左衛門の願書

墓朽敗の程難計、何分掘發候儀難忍、又持運方甚だ以て心許なく、當惑至極仕候に付、無據奉願候。右改葬候難澁の次第は、元和八年庄内拜領の砌、鶴ヶ岡・龜ヶ崎兩城の儀は、外藩警守の尊慮にて、家柄を爲思召候て被下置候に付、永々守護可有之旨被仰渡候條、家に申傳へ書き留めも有之、專ら右の御趣意を相守り、永久守護の儀に付、入部の節、鶴ヶ岡三の丸西南の隅へ菩提所建立仕り、大督寺引移し、二百二十年來代々の父祖、江戸にて死去候共、毎度奉願棺を庄内へ差下、右大督寺へ致埋葬來り候に付、子弟並に家族の墳墓數多罷成申候。且又幼年家督の折、在所へ御目付御差下し、政事幷に警衛向等、毎度御尋ね被成下候儀、庄内拜領の砌、台德院樣御深慮あらせられ候續きにも可有御座、又前條の通り歸葬被仰付來候儀も、家柄御由緒の儀、思召他に異なる御趣意を被爲含、格別の御恩遇をも御表被成下候の御儀共可有之歟、家の規模無此上、累代冥加の至りに奉存、永久不易安堵の領地と心得、墓所の儀無意念罷在候處、所替被仰付候に付、右代々數多之墳墓、今更如何共致方無之、前段の改葬難澁の次第に有之、今度他領に其儘に差置き候事は勿論不相成、去りなから二百二十年來、土中に腐朽致し居り候・堀發の〔・屍脱カ〕儀も、且又難忍、數多の棺槨嶮難遠路の持運、危殆の變不堪痛心進退相窮、當惑至極仕り候。依つて奉恐入何共難申上儀とは奉存候へ共、格別の御憐愍を以て、右大督寺地面永々被下置、是迄の通り御居置被成下度、此段無餘儀奉願上候。右願の通り被仰付被下置候はゞ、三の丸要害の儀は松平大和守へも申談、如何樣にも取直候儀、猶又奉願城戸外ゟ墓所へ出入仕候事に致度候。右樣罷成候上は、忌日年忌等の節、代參申付候ても差支無之、尤墓所荒廢に至り不申、難有仕合にて、此上の安心に奉存候。何分哀歎當惑の情實、深御扱取被成下、奉願候通被仰付被下置度奉存候。以上。

二月　　酒井左衛門尉

右の外歎願書數通幷に百姓關訴數狀有之候得共、長き文言にて、今便手間取得寫不申候、後便入御覽可申候。

水野越前守樣太田備後守樣へ差上候書付の寫

天保十一年、十二年雜記

庄内百姓の訴狀

乍レ恐以二書付一御歎訴奉二申上一候。

一、出羽國庄内田川郡百姓・飽海郡百姓共一同奉二申上一候。此度酒井左衞門尉樣所替被二仰付一候事、御沙汰御座候處、右二郡の百姓共、老若男女・子供迄皆々歎き沈み居申候。二百年前ゟ住居の殿樣にて、御代々樣ゟ預二御厚恩一、昔々の凶事には不レ及レ申、八年以前の年は前代未聞の凶作にて、庄内の外に、御國にて餓死人其外數不レ知候樣承及申候。又他所よりは御國へ袖乞に參候者大層に夥敷御座候得共、庄内殿樣は御米・御金共澤山にて、在・町の者共へ被二下置一、其外にも澤山御拜借被二仰付一、諸國ゟ米穀大層に御買入被レ成御救被レ下候間、庄内は一人も袖乞・非人抔出候者無二御座一候間、御恩澤の程難レ有仕合なる御事、皆々泪を流し居申候。然る處年々の凶作に相成り、殿樣には御金も盡き果て候て、殊の外御難儀に候て、諸國金持より金銀・米穀共借入れ成され候て、御救ひ被二下置一候て、其上昔ゟの拜借の御米・金共、夫々に下切に被二下置一候へ共、御時節大層に御損失奉レ掛候間、皆々涙を流し、此上は有間敷き殿樣と難レ有仕合に奉レ存候處、不二思寄一御國替被二仰付一候て、長岡へ御入國遊され候て



は、是迄莫大の御恩澤を蒙り奉レ報候期も無之、一同泣騷ぎ、殿樣御留り候ゟ外無二御座一候と、精心に湯殿山・金峯山・羽黒山・鳥海山、其外共城下在々神佛樣へ參詣も、何卒殿樣是迄の通りに御出被レ遊候所新眼なきすかし居申候。乍レ恐右の通りに御座候間、御歎き申上候。庄内數代の百姓共、只今御高恩の可レ報〔期脫ヵ〕無二御座一候間、百姓共格別の御慈悲を以て、殿樣永く庄内へ御在住被レ成候樣、宜しく御沙汰被二成下一度、百姓共一同御歎き申上候。右は田川郡・飽海郡村々之者共不レ殘罷出、御歎訴奉二申上一候心組の處、極内々にて談合候得共、ふと御領主の御耳に入候哉、皆々御差留嚴敷御叱りを蒙り候に付、私共計り致二夜拔一、乍二差越一奉二申上一候。何卒格別の御慈悲を以て、殿樣永く庄内へ被レ遊二御座一候樣、百姓共一同必至と御願奉二申上一候。右夫々御聞濟被二成下一候はゞ、生々情々の難レ有仕合に奉レ存候、以上。

天保十子年十二月

出羽庄内田川郡村々百姓共

御公儀樣御役所

庄内ゟ江戸同家中へ文通の寫

天保十一年、十二年雜記